

子なるが早くより心を尊王攘夷に傾け、藩の志士長谷川秀驥、松崎佐敏、有志小橋安藏、日柳政章、藤川忠献等を使つて博く海内の雄藩志士と通じて王事に盡したりしが、文久三年正月藩主頼聰の爲に京都に上り、水戸の藩士武田正生、大場景清等と相計り兩藩多年の不知を解決した。

文久三年二月將軍京師に朝するを以て、二條城屯衛を命ぜられしも頼聰疾あり、支族松平大膳をして代つて京師に入らしめた。同二年には生麥事件起り幕府勅命を奉じて攘夷を決行せんとして對外のこと頗る多事、三月幕命によりて輦下の警備を免ぜられ海防のことに當つた。同月頼聰の病も漸く癒え上京參内して龍顔を拜し天盃を賜つた。是日勅命に依り每一万石に壯士一名を親兵として出すこととなり我藩十二名を出して准后門内を守ることとなつた。

かくて四月十一日天皇岩清水八幡宮に行幸攘夷決行の期を五月十日と定められた、頼聰も扈從して還幸の時南門外にて扈從の諸侯と調馬觀覽の光榮を蒙つたがこれより先幕命に依り攝津海岸境川より湊川に至る間の警備に當つたが、特に朝廷より頼該頼覺と共に封内海防に努むべき内勅を蒙つた。頼聰即ち攝津の衛地を巡視して歸藩、六月には封内東西海岸を巡視して海防を督勵した。屋島長崎鼻、神在濱の砲臺を築造したのは此の時である。

十二月將軍家茂明春を期して京師に參朝するを以て在京中竹屋町口の警衛を命ぜられ士卒を率ひて上京し、翌元治元年正月將軍家茂上京す。頼胤之に従つて參朝して龍顔を拜した。天皇の御信任厚く數度參内龍顔を拜した。二月幕府の公邑男木女木防備を命ぜられ四月攝津海岸の屯衛を巡視して歸藩した。

長州藩は攘夷の急先鋒として薩藩と共に朝廷の信任厚く、早くより京師に於て勤王の事を計りて列侯の間に重きをなしてゐたが、文久三年八月十八日の朝議一變にて、京都退去を命ぜられ、毛利元純百方哀訴したが聽かれず三條實美等

七卿を奉じて禁を犯して長州に去る。是に於て朝廷七卿の官爵を削り長人の京師に入るを禁じた。元治元年六月長州藩士福原元佃伏見藩邸にあり、眞木保臣久阪通武等藩士四百人藩を脱して踵ぎ至り、山崎寶寺に入りて元佃等と計り藩主毛利慶親父子の入朝を許し七卿の官爵を復せられんことを請ひしも許されず、七月十八日遂に君側を清むを名として、兵を挙げしが伏見蛤門等にて潰敗し遁れた。これより先、長州人八幡、山崎、伏見に屯集して將に事を舉げんとす依て兵を卒ひて上京せよとの幕命あり、將に上京せんとして、未だ發せざるに再び、長州人絡驛將に到らんとす兵を卒ひて大阪に来るべしとの命あり、即ち七月七日頼聰親ら兵を卒ひ大阪に上りて指揮を請ひしが命なし、不止得家老に軍を委して親ら聖体の起居を奉候せんと十六日京師に到り本國寺に館した。十九日長州藩兵官門に迫る報あり、直ちに手兵を卒ひて參朝天機を奉伺し勅令によつて小御所を守り、手兵を以て朔平門外の警衛に當つた。尙松平大膳をして一橋慶喜に從はしめしが命ありて其兵を以て日の門外を守ることとなつた。大阪の駐兵は幕命に依つて長柄川畔に屯して水陸を警備し、長藩の遁走兵三十四人を擒とした。

七月廿三日幕府は毛利氏の罪を鳴らし命じて其官爵を削り徳川茂承を大將とし（九月十日徳川慶勝代る）松平茂昭を副將として山陽、山陰、西海、南海の廿一藩に命じて之を討たしめた。八月廿日頼聰即ち征長の擧を以て海防を嚴にすべきを慮り幕府に請ふて歸藩した。廿二日征長軍四國第二陣として伊達遠江守と共に海路徳山に向ひ山口を衝くべき命あり、松平壹岐守を應援とし、水野采女服部中遠山左衛門を軍監として征西總督徳川慶勝の指揮に従ひ迅に成功すべしと書せる閣老連署の下知狀が到着した。

十一月二日軍監水野采女服部中四日遠山左衛門高松到着、かくて五日兵を卒ひて船を發し、十四日安藝の國倉橋島鹿

老渡浦に碇泊して戦機を待ちたりしに、十六日徳川慶勝廣島に達し將に十八日を期して進攻せんとせしに、毛利慶親父子恭順を表して萩城に移つて寺院に屏居し砦柵を毀つて、福原以下十餘人を斯つて罪を謝す。是に於て慶勝命を傳へて攻撃を止めしむ。我藩兵船を鹿老渡浦にとめて後の指揮を待つたが、十二月廿七日解兵の命あり、翌慶應元年正月朔日歸途につき五日歸城した。

慶應元年正月徳川慶勝入朝して長州征討を上奏して日ならず長州藩士高杉普作等兵を赤間關に擧げ、萩城に迫り俗黨を排して、山口城を修め慶親父子を請ふて之を移し勢頗る旺んである。三月二十九日幕府は長州再征を議して將軍の親征に決し五月十六日將軍家茂江戸を發し五月二十二日上京後大阪城に入つて軍を督した。然るに此時既に薩長の連合成り幕府に於ても閣臣の間に再征の無名の軍なることを論ずる者あり、又前軍の時に擧げられたる徳川茂徳の如きは請ふて後軍に在り後辭して歸り江戸城に留る等意氣を沮むこと頗る多かつた。されば翌慶應二年六月幕府兵を長防の四境に進め歩騎砲三隊及紀伊彦根高田の兵は安藝より鳥取松江濱田福山紀伊の兵は石見より、肥後柳川小倉の兵は豊前より海陸相並び攻め、別に松山の兵を以て海路大島郡より攻めしめたが、孰れも潰敗して悉く遁走した。是より先慶應元年四月頼聰東觀せんとして、海路播磨國明石浦に到りし時長州再征の爲、南海、山陽、西海の諸侯の東觀を停め既に途に就く者も歸藩を命ぜられし報あり、直ちに船を廻らして廿四日高松に歸る。將軍家茂親征のため五月十六日江戸を進發するに付頼聰に従行の命あり先づ大阪に到つてその西上を待たんとして閏五月四日兵を率ひて大阪に上陸し、廿五日大阪入城の家茂と會した。かくて在阪中西宮驛の警備を命ぜられ前軍を出して屯衛せしめ、八月十五日親ら衛地を巡視して之を督勵した。

九月英、佛、米、蘭の四國公使軍艦を率ひて兵庫に來り兵庫を開港せんことを促すこと甚だ急である。幕府事情を奏して勅許を請ひしも朝議決せず、後徳川慶喜松平容保等連署して上疏し、條約締結の允許ありしが家茂は此の事件のため俄に京師に留ることとなり、在京中我藩竹屋街口及び北猪熊口の警衛を命ぜられ六日上京、之に従ふ。

かくて翌慶應二年六月廿四日長州征討軍愈々進發の命あり、幕府頼聰に上關口進擊軍の應援として松平阿波守、松平隱岐守、松平式部大夫、松平内膳正と共に進發すべき事を命じ軍監小堀大學を遣して軍の檢閲を行つた。

於是西宮驛屯衛を免ぜられ、西征の順路を以て先づ藩に歸り兵を増して後進發せんことを請ひ許さる。廿八日頼聰は將軍家茂に召されて盃酒錦戰袍を授けられ七月六日歸城軍監小堀大學も亦來る。かくて兵備整ひ速に發せんとせしに、隣藩の情勢を窺ふに阿波の兵先鋒少人數伊豫に到り、松山の先鋒周防大島郡の一戦に破れて後敢て出兵せず、其餘の三藩孰れも出兵の跡なく且つその故を知らず、我藩は藩祖以來西國の探題を以て任じ且つ、固く應援の命を受けたりと雖も、衆に先んずること能はず、幕府に事情を述べて命を待つこととなつた。會々八月廿日將軍家茂大阪城にて薨去。二十五日朝廷詔して征長の軍を止めしめ給ふ。我藩兵を解き十月十八日軍監小堀大學も大阪に歸つた。

松平頼該は早くより尊王の志厚く、博く天下の名侯志士と交り支族松平頼覺と共に頼聰を輔けて藩論の歸趨を統制し藩政の改革に努めたことは既に略述したが、克く勤王の志士を庇護して明治維新王政復古の大業を翼賛せしめし功蹟は頗る偉大といはなければならぬ。

元治元年蛤門の戦に敗走した長藩の兵を、長柄川警衛の任にありし我藩兵、之を擒へたるを聞き長谷川秀驥を遣して諭さしめ、又筑波山の事件にて自盡せし松平頼徳の臣柴崎二郎陰に高松に來りて援を請ひし時多額の金を與へ、後敗れ

て敦賀にて刑死せる武田正生を深く哀悼し蛤門の戦にて戦死せし久阪通武等の爲に竊に香龜を祀つてその冥福を祈つた幕府の公邑那珂郡五條榎井苗田の諸村は備中國倉敷代官の所管にて其地遠く離れて取締行届かず加ふるに金刀比羅宮の賽客のため年中雑沓を極むを以て、世を憚り身を匿す者にとりて最適の地である。殊に勤王の志士日柳政章在りて潜匿に力を竭せしため、諸藩の志士來り投ずる者多く長州の久阪通武、高杉晋作、木戸孝允、肥後の宮井鼎藏水戸の鯉淵要人越後の長谷川正傑、椋木八太郎、土佐の中岡慎太郎、石田英吉等は著名なる者とせられてゐる而して、頼該は讃の志士日柳政章、小橋安藏、長谷川秀驥、美島援造等と氣脈を通じて潜匿に努め、邸内に引見して國事を談じ、城東大雄庵に合せしむ當時頼該の祿三千五百石にして藩主を踰えたりと謂ひしも宜なることである。

慶應二年十二月、孝明天皇崩御、翌三年正月、明治天皇踐祚し給ふ。頼聰疾ありて將軍慶喜京師に召すも上京すること能はず、一隊の兵士を出して守衛に充てしめ、四月在京の藩士に命じて新在家の警備に充てしめた。

慶應三年九月土佐藩主山内容堂時局を憂慮して慶喜をして大政奉還を行はしめんとせしが病を以て果さず家士後藤象二郎等をして其の意を開陳せしむ、時に淺野茂長も上書して政權返上を勸む。慶喜列藩を二條城に會して意見を諮詢す頼聰疾により上京すること能はず、十月十四日慶喜大政奉還を奏上す、朝廷十萬石以上の諸侯を會して其の奏を議す。頼聰疾未だ癒えず上京せず、翌十五日聽許せられ廿四日慶喜上表して征夷大將軍を辭した。是月頼聰大内郡水主村の溫室に就きて療養せんことを請ふて許さる。

慶喜既に大政を奉還して、朝廷王政復古の大號令を發布した。有栖川宮熾仁親王を惣裁と爲し、尊王攘夷に力を竭けたる公卿薩長二藩を始め國事に盡せし勤王諸侯の志士を撰んで議定參與に任じ、從來公武合體を唱へて陰に幕府を佐けたる諸公卿の參朝を停め謹慎を命じ、會津侯松平容保の京都守護職、桑名侯松平定敬の京都所司代を免じて歸國を命ずる等廟堂の形勢は一變した。是に於て幕府譜第の諸藩互に結托して一朝事あらば西上して兵才を動かさんと計り、慶喜又會桑二藩松山長岡等譜第の兵凡一萬を率ひて二條城に在り我藩兵幕命を以て京師を警衛する者六小隊、二隊は新在家を衛り四隊は禁門を守る。薩尾越士の諸藩使を遣して我藩の嚮背を問ふ藩老小夫正容「勤王は論なければども徳川氏の討伐には與に伍し難し」と答ふ。長谷川秀驥高松に在つて之を聞き頼該と計りて我藩の方嚮を定む即ち、密に旨を大阪の戌將に諭して京師に入り尾越諸親藩と相謀り禁闕を守護し、後日關東追討の事あらんか我藩率先して尾越諸侯と共に連奏してその罪を贖はんと議す、頼聰又名分を重んじ詔を奉じて京師に朝せんとす。會ま疾復發し重任近侍行を危んで止めんとせしが聽かず、然れども海上風濤甚だしく遂に發する得ず、後日在阪の藩士順逆をあやまりて朝敵の汚名を受くるに至りしはかへすくも遺憾の極みである。

既にして十二月十日朝廷退官納地の命を慶喜に傳ふ佐幕の諸藩激昂甚だしく暴發を見んとす、慶喜深く之を憂へて翌十一日夜松平容保、松平定敬等を従へ陰かに大阪に下る。城中の兵亦之を知りて陸續大阪に下つた。

我在京の藩兵慶喜の命に依り十二月十日二條城外彈藥庫の守を命ぜられしが慶喜の下阪を知り更に十三日朝命に依り新在家の警備を免ぜらるに到つて、孰れも大阪に下つた。二十八日廿九日孝明天皇小祥の祭儀を般若院に行はせられ、朝命を蒙つて在阪の兵士を出して警備に充つた。

慶喜は大政を奉還して尋で大阪に退去し更に退官納地の事ありて當面の難局も一段落を告げたが、この報江戸に達し徳川氏の麾下譜第の諸藩薩長を憎むこと甚だしく、江戸の薩摩藩邸も早晚徳川氏と事を構ふべきを豫期し隠然敵意を示

し、當時幕府を怨みし浮浪の徒來りて藩邸に潜伏する者約三百人の多きに達した。此等浮浪の徒は暴行甚だしく遂に江戸城に火を放つに及んで、薩摩藩邸の追討となり藩士市街に火を放つて軍艦に乗じて海路上國に通る。十二月晦日變報大阪に達す。慶喜遂に耐ゆこと能はず意を決して會桑二藩の兵を先鋒とし討薩表を上らしめ先づ京都に進撃すべきことを命じた。

明治元年正月二日慶喜は會津、桑名兩藩の兵を前驅として、姫路松山大垣等諸藩の兵三萬を率ひて北上し伏見羽の兩道より京師に入らんとした。朝廷薩長土三藩に合して鳥羽伏見を守らしめ命じて「徳川及會桑の兵斷じて京師に入る勿れ渠れ若し強て入京せば常に賊を以て處すべし」と。我在阪の藩兵輜重を守り臨機應援のため從軍を命ぜられ、銃手八小隊砲八門を出して歩兵奉行佐久間近江守の指揮にて三日京橋口に屯す。鳥羽の官軍先づ砲を發し、伏見の兵亦之に應じて二道並び戰鬪起る。我藩兵後陣にありしが不意に官軍の襲撃を受け、事故詳ならずして近江守の指揮に従ひ砲戰數刻深夜敵を見ず止む。四日拂曉又砲戰あり、前軍破れ徳川の兵京橋口を防ぐに至つて近江守の指揮により淀に退く。同日山崎にある藤堂の兵の應援を命ぜられしも、我兵疲勞甚だしく且彈藥缺乏の由を以て之を辭し即日兵を大阪に還した。

是日朝廷は仁和寺宮嘉彰親王を征討總督となし大阪軍の追討を命ず。即ち發して東寺に次すこれを聞いて大阪軍氣沮み潰敗して大阪に退く。七日慶喜容保定敬等開陽艦に乗じて江戸に逃れ諸藩の兵も多く、紀伊伊賀を経て東に逃る。我藩兵亦海路悉く藩に歸る。

十日慶喜以下松平容保松平定敬等二十七人の官爵を削り容保等六人の京都藩邸を沒收せらる。頼聰亦其の中に加へら

る。即ち

徳川慶喜 奥州會津 勢州桑名 讚州高松 豫州松山 備中松山 上總大多喜

若年寄並

永井玄蕃頭

若年寄並

平山圖書頭(兼外國總奉行) 竹井丹後守(兼陸軍奉行) 塚原但馬守(兼外國總奉行)

大目付

戸川伊豆守 松平大隅守(舊大阪町奉行)

目付

新見相模守 設樂備中守 榎本對馬守 牧野土佐守 岡部肥後守(舊禁裡附) 大久保主膳正(舊京

都町奉行) 小栗下徳守(舊勘定奉行) 星野豊後守(舊禁裡附) 高力主計頭(舊京都町奉行) 小笠原

阿内守(舊京都見廻役) 大久保筑後守(舊禁裡附) 大久保能登守(不詳) 戸田肥後守(歩兵奉行) 室

賀甲斐守(側役)

右、今度、慶喜奉欺 天朝、反狀明白、既ニ兵端ヲ開候ニ付、追討被仰出候、依之 右之輩隨從于賊徒、反逆顯然候間 被止官位候事

奥州會津 勢州桑名 讚州高松 州松山 備中松山 上總大多喜

右、慶喜同意 反逆顯然候間 悉屋敷被召上、殘兵追放被 仰出候事

松平氏は藩祖頼重以來累代の藩主執れも尊王の志厚く、頼聰亦大義名分を重んじ、京阪の風雲急ならんとするや詔を奉じ疾を犯して京師に來朝せんとして果さざりしことは既に述べたが、支族頼該頼覺藩主を輔けて俗論を排し王事に力を竭した。

戊申の役起るより先藩主頼聰詔を奉じて京師に朝せんとし風波のため阻まれて發するを得ず、頼該亦長谷川秀驥と計り之を大阪に遣して、西郷隆盛、木戸孝允等に説き、朝命を以て在阪の藩兵を京師に入らしめと欲し潜に發せしむ。時に京攝の間警備嚴重にして入ること能はず、路を丹波路に取り國見村に到りしが劇疾に遇ひ漸く京都に入りしは二日にして計劃全く畫餅に歸した。又慶應三年十二月廿八、廿九日孝明天皇寢廟般若院にて法會あり朝命により警護のため我藩兵到りしが、鳥羽伏見の變を聞きて家臣の京にある者、見兵を以て事に従はんことを請ひ、二日未だ變起らざる時在京の隊長小泉七藏は密に在阪の隊長三宅勘解由寛謙介に書を送りて「京都は専ら會桑二藩を指して朝敵となせり。未だ朝廷より朝敵を以て目せざれども此の二藩と事を共にすべからず」と促したるが、書未だ達せずして變起る。

かくの如く戎申の役の不始末は我藩執政老臣の中には順逆を解せず時勢を悟らずして佐幕の論盛んにして相與に成敗を俱にせんとする者等ありしも頼聰を始め頼該よく大義名分を辨へ志士の活動と相俟つて王事に竭さんとせしことは明かなるに、在阪將士の策をあやまりたると、一は天運非にして天災事故の爲、其謀を果すこと能はざりしに依るものにして惜むに餘りある次第である。

明治元年正月八日北原直左衛門書を上り伏見の事頼聰の與り知る所に非ざるを辯じ、頼聰をして入京せしめんことを

請ふ。朝廷姑く收邸の令を停め頼聰をして自ら罪を乞はしめんとした、其の書に曰く

去ル三日 大阪滞在人数 當節柄ニ付 天朝御用ノ程モ難計奉存 登京仕掛 伏見迄罷登候處 不計會桑同時相成
入京難出來 併當形勢ニ敵藩關係候事ハ毛頭無御座 素ヨリ何等ノ趣意モ心得不申 蠱忽ニ進退モ難出來 早速下坂
仕候ニ相違無御座ト奉存候處 其後浪華表風聞承候得ハ 深恐入候風聞モ御座候ニ付 在京ノ面々一統當惑至極奉恐
縮候 右ハ全 大阪表滞在之者共之失策ニテ 於讃岐守少シモ存不申儀ニ御座候間 此段幾重ニモ御詫奉申上候 讚
岐守儀ハ 昨年以來 被召罷在候處 兼テ申上置候通大病ニテ上京延引 深心痛仕候折柄 此度之御大變ニ付テハ
乍病中押テ上京 奉蒙御用度 此程在所表出帆仕居候處 無存掛 浪華表家來共不都合ノ次第風聞承知仕候ニ付 同
處家來共咎方ハ速ニ申付候様可仕ト奉存 見合罷在候由申越候兼テ 天朝御厚恩之程奉戴 乍不及微忠奉報度存候間
何卒速ニ上京仕候様 御沙汰奉蒙候得ハ 大病中ニハ御座候得共 押テ上京仕 相應御用向奉蒙度奉存候 右様 仰
付被下候得ハ 重々 天恩之程冥加至極難有仕合奉存候 此段偏ニ宜 御沙汰之程 伏テ奉願上候 以上

正月 八日

松平讚岐守内

北原直左衛門

同日左のような達書があつた

達書

當月三日以來 錦旗ニ向砲發致候者 松平讚岐守 朝敵ト唱其屋敷敷地決地ニ相成候得共 其方ヨリ歎願書有之故
先指留置候間 昨日 被 仰渡書拜見之上 主ハヨリ歎願書可指出様 急々運相付可申

然るに朝廷聽許なく既述の通り十日頼聰等の官位を褫ひ邸地を沒收し安藝備前土佐三藩をして福山、松山(備中) 高松、松山等を討し、且つ備中、備後、讃岐、伊豫の舊幕府領地を收め、征討府も亦薩摩、安藝、長門、因幡、土佐、津六藩に合して高松、松山、大垣、姫路を討すことゝなつた。

十日京都藩邸沒收せられ在京の藩士百五十一人夜退京、大阪藏屋敷も薩摩藩士來りて屋敷沒收せらる。
征討府達書に

藝州 長州
土州 藤堂
因州 薩州

高松 松山 大垣 姫路

右四藩從來奉輕蔑 天朝候義不少咎處 剩 今度慶喜叛逆ニ與力シ 官軍ニ敵シ候段 大逆無道 依之 征罰之軍被差向候事

正月十日

正月十二日征討府阿波、丸龜藩及び稻田邦植に令し高松征討の軍に應援せしむ。達書次の如し

阿州
丸龜
稻田

讃州高松討伐之師被指向候ニ付テハ 爲應援人數可指出旨 仰付候事

正月十一日

更に十四日、錦旗奉行四條隆誥を以て、軍事參謀兼中國、四國征討總督と爲し、錦旗奉行五條爲榮を監軍と爲し下參謀大山綱良之に屬すべきを令せらる。即ち

此度 中國 四國追討之總督 四條前侍徒へ 申附候事

慶應四年戊申正月

然して伏見の戦況及我藩兵大阪引揚のことは十日拂曉飛船到着にて具に相知れども、其後の情勢は海上險惡にて全く不明、漸く十四日夜半に至つて野澤恒太郎、山崎周祐歸藩漸く事情判明し、頼聰を首め執政老臣一方ならず心痛、頼該主繕各連枝大老にして退隱せるものにも登城を命じ。衆議を盡させけるに速に朝廷に御宥免を願出づるより外に途なしと決した。

かくて正月十七日興正寺門跡使者内田外記、門跡家來村上數馬兩人に歸京を命じ左の歎願書至急其筋へ進達するやう門跡に依頼した。

臣 頼 聰

今般、朝敵ニ付 御追討 仰出候段 重々奉恐入候 右ハ慶喜上京ニ付 食料警固被申付 從來之形行不得已 在阪之人數出張候由之處 去ル三日 於伏見表混亂中 官軍トモ相辨不申 誤テ砲發仕候趣ニ付 右様被 仰出候儀ト奉恐察候 全頼聰所存ニ毛頭無御座候共 偏ニ平日 家來共教諭不行届故ノ儀ト後悔奉畏入候 素ヨリ先非悔悟仕候素

ヨリ先非悔悟仕候間 何卒既往ノ儀 御宥免被成下候ハ、 向後奉對 天朝 屹度抽忠勤 奉報 御厚恩度 方今更
始御一新之折柄頼聰微衷御諒察之上 從前之罪過 御寛容之程 伏テ奉歎願候 誠恐誠惶 頓首謹言

正 月

頼 聰 判

同日伏見戦争の隊長三宅勘解由寛謙介に謹慎を命じ、十八日横目より家中一統へ、萬一討手の兵來るとも決して手向
ひ致さざる様諭し、同日夜在阪の家老小夫兵庫、小河又右衛門に切腹を命じ、首級を大阪表征討總督へ指出のため飛船
にて芦澤伊織を急行せしめた。

二十四日芦澤、伊織兩人の首を携へて播摩の國姫路に赴き官軍總督四條隆謨に呈し、頼聰の赤心を述べ罪を謝し寛典
を請ふ。廿四日總督之を受理して其の旨を奏問せんと答ふ。

是より先十九日頼聰淨願寺へ入り謹慎諸役所も同寺に移り尙翌廿日には公子も廣昌寺へ入り謹慎し、伏見の戦に預り
し隊長三宅勘解由寛謙介を首め小隊長足輕頭等十三人町奉行所より堀造酒之助宅に遣して之を拘禁した。

廿日早朝丸龜、多度津藩兵來り午後より土佐勢來高總督深尾丹波より左の口上あり。

口 上

此度尊藩 朝敵の御見付を以弊藩へ追討被仰付候に付 則奉朝命兵隊を差向候條此段爲御通知如茲御座候 以上

正 月 廿 日

是に對して先の歎願書を添へ即刻左の口上を以て答ふ。

此度弊藩御追討被爲蒙 仰候に付御使者を以御口上の趣頼聰へ申聞候處 誠以奉恐入候 固より伏罪仕候に付御手向

仕候義は毛頭無御座候右に付別紙之趣にて京都大阪表へ歎願中にも御座候間何卒御討入之義は御宥免被成下 御寛典
の御處置被仰付候様 御執成之程偏に奉懇願候以上

正 月 廿 日

頼 聰 内

大 久 保 飛 驒

白 井 石 見

同日夕刻土州勢凡一大隊深尾丹波總督にて入城表書院へ入り、大久保主計間島沖へ勅命に依り城地圖内人民指上可申
旨申渡され、頼聰より次の書を差出した。

臣 頼 聰

此 度

勅命を以追討被仰付萬々奉恐入悔悟伏罪罷在候爲其城地人民等可奉指上之處 此上御寛大之御處置被仰付候は國內一
統誠に以難有仕合に奉存候 何分宜御執成被下候様伏而奉歎願候誠恐誠惶頓首謹言

正 月 廿 日

頼 聰

同日夕太鼓門前及西濱高橋東新橋へ左の通りの表札が立てられた。

此 度

當 土 佐 預 地 王命を以 朝敵追討の爲、當地工兵隊差向候處 悔悟狀罪の上は殘忍の御處置不被爲有候に付、人
民安堵夫々之産業速に可相營事

慶應四年正月廿日

土 佐 大 監 察

先に總督四條隆謨に歎願のため姫路城に赴きたる使者の一人彦坂小四郎、參謀大山格之助を以て渡されたる左の書を
持參翌日姫路出發廿六日歸高

高松

右徳川慶喜暴舉を助候大罪に付 爲追討 可全進發之處 重臣姫路へ出迎 頼聰並家中より謝罪歎願之趣 今般 官
軍へ對し致砲撃候は 出先の家老小夫兵庫、小河又右衛門不辨名分順逆致與力候爲實證 兩姦臣誅戮首級差出實檢之
上情實聞届候間其旨可及奏聞候 就ては不日關東追討被仰付候義も候得ば 其節出兵一涯 奮勵爲 天朝於抽忠勤顯
實効者 可被處寬典者也

慶應四年正月 總督

二月廿日 朝廷より御沙汰書到着深尾丹波淨願寺へ來つて之を演達し頼聰に下附した。

高松 頼聰

今般逆賊慶喜に與し 奉敵官軍大罪不可容之處全出先家老共心得違にて 頼聰在國中一切存知不申段歎願之次第被聞
食格別寬大之以 思召入京被仰付候 猶不日出兵 御沙汰も有之候間 其砌は 遂戰功 可償前罪 御沙汰の事

二月十五日

但入京家來隨從之義百人を限り其外可爲在國候

茲に於て頼聰漸く其の罪を宥され且城及び城地共頼聰へ引渡の義土州藩へ御沙汰あり、豫て建おきし土州藩番所土佐
預地の建札も引拂ひ、廿二日は最後まで居残りし土州藩兵も海陸より引揚げ、城の内外全く舊態に復するに至つた。

是より先朝廷有栖川宮熾仁親王を東征總督と爲し西郷隆盛を參謀とし島津忠義、毛利敬親を東征先鋒として江戸を攻
めしめ給ふ。官鞞錦旗を翻して海陸五道より江戸に向つて進發した。頼聰既に罪を宥されたるも未だ出兵の命なし戦亂
にて國帑の不足せんことを慮つて拾貳萬兩献金の歎願書を奉り三月八日八萬兩の献金を許された。かくて同十九日在京
藩士に天皇大阪行幸中竹田街道東洞院邊の巡邏を命ぜられ且藩士の入京を許された。四月十五日朝廷頼聰の謹慎を免じ
且官位を復させ給ひ廿二日太政官より左の宣下があつた。

松平 讚岐

復官位

讚岐守

左近衛權少將從四位上

右

宣下候事

是より頼聰參朝天機を奉伺すること數度、或は加茂神社行幸に扈從を命ぜられしこともあり、藩兵も多くは京都の警
備に充つた。

會ま五月會津藩主松平容保奥羽の諸藩と連盟して兵を擧げ其の勢侮り難く官軍之を追討したるも容易に鎮定せず。八
月廿日我備前藩と共に藩兵五百人急東京に出すべしとの勅命あり、その御達書に

各通備前、高松其藩兵隊五百人至急東京へ出張候様可致旨御達書相成候事

但差向當地詰合之人數繰出可申候事

八月

即ち在京の藩兵銃手四小隊砲二門木村與之助之を引率し御雇入英國軍艦にて東行同月晦日高松より銃手四小隊砲二門岩島鉦之助大森外卷之を率ひ出發。九月三日東京着一部は九段坂半藏門等の巡邏を命ぜられ一小隊は陸奥白河軍費の轉輸を警衛し他は二本松方面に出動した。九月廿二日若松城陥り陸奥殆んど鎮定す。十一月我藩兵福島より東京に凱旋其兵強壯なるの故を以て後殿尋いで役を免ぜられ歸藩した。

松崎佐敏は張右衛門と稱し高松藩の世臣にして江戸藩邸の重職であつた水戸弘道館に學び藤田東湖及同藩の志士と交友あり。叔父長谷川秀驥と共に頼該に親近せられ商議に與ることが多かつた。爾來京攝の間にありて天下の志士と相謀つて王事に奔走し、藩論の歸趨を誤らんことに努めたりしが、後藩議一變して獄に投ぜられ。明治元年六月朝命により出獄を許され十二月再び藩政に參與し尋で執政となる。然るに明治二年九月八日、反對派の兵隊長堀多仲等十五人の爲に城内軍務局に於て刃殺せらる。廿日彈正臺の命にて堀多仲等十七人京都に護送せられ後東京に遞送せられて、明治四年七月五日關係者一同それ／＼斷罪の裁決ありて落着した。

頼聰白峯山陵修繕の工事を助けんことを請ひ明治元年八月十八日左の書を奉り許さる。

當領阿野郡北青海村松山莊 崇徳帝 御陵 今般 御普請ニ付テハ 領内一ヶ所之義 別テ是迄厚ク奉尊敬居申候間 屹度御用モ相勤度志願ニ御座候處 右ハ深キ 叡慮モ 被爲 在 皆御寄附ノ御模様ニ付テハ 押テ彼是奉懇願候義 却テ奉恐縮候間 可相成御義ニモ候ヘバ 右造營之内上下之木柵臺石竝工手間共献納仕度奉願候以上

松 平 讚 岐 守

辨 事 御 中

願之通被 仰付候 尤右造營之内 上下之木柵臺石 其餘拜所廻り石垣 總テ工手間共献納可致事

但 御造營仕方之義ハ 山陵副官へ可承合候事

松 平 讚 岐 守

次で同二十二日歸藩の暇を賜ふ御沙汰書あり。

其方儀是迄滞京罷在候處 今度御暇被在候條 歸邑致候上ハ 先達テ 御誓約被爲有候御趣意ヲ奉體認 家政向改正

ハ勿論 未夕東北平定ニモ不立到候ニ付 彌以兵備ヲ嚴ニシ 在所表ニ於テ 御指揮可奉待旨 御沙汰候事

八月二十二日

行 政 官

八月廿六日 崇徳天皇神靈御遷遷に付、勅使中院通富三條西孝允讚岐に抵る、山陵祭典を行ひ神靈を奉じて東遷した。廿五日左の御達書あり。

松 平 讚 岐 守

來月上旬 崇徳帝神靈 御遷還の節 伏見より 後列供奉 被 仰付候事

行 政 官

九月六日神靈京に入る頼聰前日伏見にて奉迎し今出川の白峯宮まで扈從した。

明治元年正月、朝廷太政官代を九條道孝の邸に置き三職をして萬機の政務を總判せしめしが、後總裁、副總裁、

總督議定參與等を置きて維新前後王事に努めし公卿及諸侯及諸藩士を之に任じて、一切の政務を掌らしめたり。時恰も我藩戊申の變に坐して追討の命あり、彼の日柳政章が仁和寺宮の記室となり北越の賊軍追討に赴きしのみにして、廟堂に立ちて政務を預るものなく、爾後高松の文武官にして顯著なる人物を見ざりしは實に是に因を作りしものであらう同年閏四月初廷職制を改革して議政官を上局下局とし下局に議長議員を置きしが、議員には各藩の貢士、朝廷公卿より選拔せし徴士之に任ぜられ我藩貢士として鈴木藤馬吉、吉本和一を推薦して送り同年十月朝命により藩士西川眞藏を民部省に出した。

明治元年九月東北既に平定して維新の大業は漸く其緒に就いた。然れども全國の諸侯封土を保ちて租税を收め兵を蓄へて封建割據の形勢は依然として舊に依り中央集權の實は未だ擧らなかつた。木戸孝充之を憂へて前主毛利敬親を説き薩藩の大久保利通をして島津忠茂に勸め尋いで土佐肥前藩主を動かして明治二年正月二十四日藩主連署て版籍奉還の議を上ることとなつた。續いて之れに倣ふ諸侯二百有餘藩に上つたが、賴聰も亦同年二月十四日版籍奉還の議を上表した。此時朝廷公議所の法則を定む依りて公議所開局の詔を下し東京再幸を待ち會議を経て公論に依り決し然る後許可せんと諭告があつた。六月十七日、朝廷賴聰を召し藩籍奉還の請を許し更めて高松藩知事に任じ給ふ。十二月朝廷高松城を收めて公解となし賴聰西濱の邸に移る。尙、所帶の官職を罷めて家祿舊封地實納の十分の一即ち一萬五百七十六石を賜ふた。

第十二項 藩政時代の租法

一、概説

藩政時代の財政は勘定奉行之を掌り奉行は此他に民事争訴のことに當り、又郡郷吏員の能否を監察して居た。其の屬僚には勘定組頭、同差添役、同吟味役があつて財政事務に従事して居たのである。

租法を考ふるに我が國は古來より農業者即百姓は地租として耕地(田畑)宅地の租税を専ら米納によつて居た、め田畑を検して其の收穫高を定め之を石盛と稱して租米徴收の基本とした。

商工業者は市街地の宅地には租を課せずして地子を徴し營業税として當時の運上、冥加と稱する雜税が課せられて居た

二、生駒時代の租法

一、檢地 近世の檢地としては文祿年間にて所謂「太閤檢地」と稱へらるゝ全國的檢地があつたが讃岐地方としては生駒親正の時、慶長四年に行はれた記録が残つて居る。

之れによれば從來の一步六尺五寸四方を縮めて方六尺三寸として三百六十歩を一段とした古法を改めて三百歩一段とし三十歩一畝とした。

二、石盛 田畑は四等に別ち二斗劣りとして左の如く定めた。

上 田 壹石五斗

中田	壹石三斗
下田	壹石壹斗
下々田	七斗
上畑	壹石貳斗
中畑	壹石
下畑	八斗
下々畑	適宜

石盛は又斗代といひ今の地價に相當する收穫の見積である。例へば田壹坪に粃壹升を得るとして一段に粃參石と見、之を五分摺の割合にて米壹石五斗を得る。これ即上田十五の石盛である。石盛幾個と稱するは一斗を一とし一石を十とするの法である。

石盛の等位に従つて免を付し租米が定められた。
 三、租率 生駒時代は六公四民を原則として石盛による收穫を三分して其の二を官に入れ其の一を民の定收とする割合であつたが、實際は土地の事情によつて五公五民の處や四公六民の所も生じたのである。此の租率を當時は免又は物成と通稱し五公五民の場合は五つ免又は五つ物成と稱した。免とは元來石盛高の如く取るべきを百姓の作徳を慮り石盛の内幾分を免して貢租を徴するの義から起つたことで免幾つとは石盛に對する租率の割合を示す義である。

當時の年貢の儀は五斗入で減代一升を公納してゐた。

四、四口米 三、松平時代の租法

一、檢地 松平時代の檢地は度々あつたが、その始は第二代頼常の時、徳川幕府では五代綱吉の元祿年間に行はれて大に整理せられた。

之によれば方六尺一寸を以て一步とし三百歩を一段とした。

二、石盛 田を五等に別ち、畑を四等に、山林三等に別つて貳斗劣りとした。

上上田	壹石六斗
上田	壹石五斗
中田	壹石參斗
下田	壹石壹斗
下々田	九斗
上畑	壹石
中畑	八斗
下畑	六斗
下々畑	三斗

上	林	
中	林	山銀とて銀納とす。
下	林	

新開地の田畑山林は本田畑の等位に準じて等位を定め宅地は上畠の等によつてこの租税を徴したり、運上をも課した

三、租 率 租米は大體收穫の四分一を通例とする。四公六民であつたが實際之を徴收するに當つては定免法又檢見法の二種が行はれた。

定免法は既往十年又は二十年の租額を平均して年の豊凶に拘らず所定の租額を徴收する方法で大體は之に依つて居た檢見法とは所謂毛見の義であつてこれには大檢見と小檢見とあつた。

大檢見は毎年春秋兩度郡奉行が國郡を巡見し實地につき坪刈を行ひ立毛を審査して歳の豊凶と收穫とを見積り兼ねて民間の風俗を察し國法を示し専ら勸農のことに努めた法で秋は大檢見帳といふのを郡毎に差出させ歲稅の大意を知ることゝした。

又小檢見は凶年立毛を改めることで代官並に手代の毛見をいひ風害、旱魃、虫害等のため收穫著しく減損した時には不作の程度に應じて粗額を減免する、之を破免と稱した。

四、四口米 正稅の外に之に附加して本米に應じて左の課稅があつた。

- 1、本 米 租率による石代納 (前述)
- 2、口 米 收納徴收に關する雜費に供するもので主として地方役人の給料、筆紙墨等の雜用に供し取米壹石に

つき三升宛納む。

3、四分米 人夫代りとして一石につき四升宛納む、河川の修繕費に充つ。

4、種子利米 元の貳割を納む。

夏成として大麥、小麥外に大豆納などあり後に銀納となる。

五、小物成 田畑以外の土地即ち山林原野其の他の雜地に對して本租以外の雜稅が課せられる。田畑より納むる本租即物成に對して小物成といひ又田畑租を年貢と稱するに對し小年貢とも稱する。年貢、役、運上、冥加等これである。

その中收納不定なるものを浮役といひ、一定の年季租率の定まつたものを運上と稱した。

1、浮 役 新林運上銀、眞綿、奥炭等の代銀取納の稱で正稅外の收納不足なるものである。當座の運上店冥加職役銀などの類は皆浮役所務にて止む時もあるから此の名が出来たのである。

2、運 上 年季を限つた諸營業に課する税金で一例をあげると、山林地方の林運上銀は上林壹段につき銀壹匁八分、中林は壹匁四分、下林は壹匁貳分納 (天和元年定)

奥炭は五貫五百匁俵にて正炭納であつたが正徳四年より定直後石につき五匁五分替にて銀納となつた。

六、收納の方法 田方は米納を原則とし八分は正米納之を八分勘定といひ二分を銀納とした之を二分勘定といつた。年貢の俵は四斗入で減代二升後には四升を公納した。

榊は寛永御定の京榊刻で口の差渡し四寸九分、底行約二寸七分弦掛代として底行一分を深くしたので米壹石壹斗四升六餘となつた。

八分米取納方は十一月を限とし餅米大豆の員數毎年勘定奉行より申來るを郡に割賦にて取納め、西濱、東濱中の村の庄内三ヶ村より十一月下旬の頃大豆相場を書き出させ年番役所より御勘定所へ相廻し同所にて割入を極め指越すを米に直し差引に立てる。

又貳分米は翌年六月に勘定を仕上ぐるので此内若干石は毎春割米といつて取納方勘定奉行より來るを下役所若干石宛の割を定め村々より取立て平福屋（御米問屋なり）へ御藏書受と引替置き六月勘定の節大引替とする。

六月勘定は廿日頃より廿五日を限り町人の預り手形を以て取納め皆濟の村方は免切手皆濟狀等を渡し廿六日右町人形を御藏書受に引替へ猶八分納の書受等夫々引替に致し大の月なれば二十八日小なれば廿七日より代官並に元メとも勘定所へ出で三日間に勘定を仕上ぐるのである。

尤も收納元メは仕上げの日ばかり出るので此の日當用元メは大引替として早朝御藏方へ罷越し豫ての中引受と藏奉行中の元手形に引替へ勘定所に持參す。此際浮役銀は大納戸奉行、郷人足は郷普請奉行の元手形等を以て證とし勘定を仕上げ勘定奉行所中よりの皆濟狀を請取るのである。

夏成は本麥、郷口米、種子利合せて三つでもと正麥納であつたが弘化二年より銀納となつた。

宇多津御藏納は盆前、高松並に東郡は盆後で何れも大和屋（置屋）預りで村々の納を大納戸屋の一枚預に更へて勘定所へ出て仕上をした。これを夏勘定と云ふ。

村政所組頭へあてた支配代官の覺書を見るに

覺

- 一米何程 本米見取共
- 一米何程 右御口米
- 一米何程 四分米
- 一大麥何程 夏成麥口麥共
- 一小麥何程 右同斷
- 一銀札何程 林運上銀
- 一眞錦何程 出目共
- 一薪何程 十二月分
- 一奥炭何程 五貫五百目俵

右之通何年御年貢米納方皆濟可仕者也

年 號 六 月

支 配 代 官 判

何 郡 何 村 政 所 組 頭 中

（右の皆濟狀を勘定濟の村に渡したのである）

當時地方々に御藏があつて左記の地方はまづ夫々その御藏に納めて後さきに述べた如く藩庫に納めた。

高松御藏納は香川郡東西、三木郡山田郡、阿野郡南北の地方で、郷藏は西に宇多津、東に志度、鶴羽、三本松、引田合せて五ヶ所あつた。

七、商工業者の營業稅

前項に述べたのは農業者に關した租稅であるが當時商工業者には運上、冥加の名目の下に諸營業に課する税金があつた。

1、運上は定率ある課稅で諸物の賣上高につきそれぞれ割合が定められてあつた。

詳細な記録のないのは遺憾であるが、今延享四年九月記の運上の一部を示すと、

綿賣買一俵につき運上一匁二分

小糠一石につき 六厘

鰯干一俵につき 五厘

となつて居る。

2、冥加 運上と同じ性質のものであるが定率なく上に願つて店冥加、職役銀として納めるものとしたもので主として職人に課せる稅である。

3、口錢 これは行商の通行稅の様に松葉、柴、萱、竹木等に對して番所を通るものから徴收した。口錢番所は藩内に十七箇所あり。高松地方には御坊川口、松島口、坂田口、郷東の四箇所にあり番人を置いて口錢を取立て

居た。

以上の租法は明治維新と共に改められ元年には運上等一切金納とし同五年に至つて何々稅、召許稅と稱せしめて運上冥加の名目は廢せられた。

第十三項 高松藩知事及高松縣時代

明治二年三月朝廷、頼聰の京師に留まりて在藩の諸臣施設齊しからざる者あり是教導當を失するに由るを以て速に歸國し藩政を更張し處置公平藩屏の任を盡すべしと命ぜらる。即ち支族松平哲松を以て政務總裁とし政治の更張を計り尋で列侯の東京會同の期に先ち暫く藩に歸り藩政を一新せんことを請ひて許され直ちに歸藩。職政の改革を計り舊制を根本的に改め中央の政治に模し一般の政事之を議定施設の二堂に大分し五署一館四局に小分堂に總裁執政を置き議定參政を副し署に祠部公用市尹船監察の五員を置き助市市榘小監察之を助く。館に學政長あり副長あり皇漢洋及醫學の四寮演武場之に屬す。局に農政長、會計長、軍務長、刑法長及各副長あり。撫育所出納司商法司工作所倉稟軍器司厩牧所之に屬す。

明治三年十月廿三日再び藩治職制を改めて議政執政の二堂を廢し政廳を置く諸般の事舉て之を政廳に歸し正權大參事之を判決す。又局の稱を廢し係の名を置き正權少參事之を分轄す。官等を九等に分ち始めて大少屬を置く。同月廳中規則七十六條を頒つ議事民政會計監察刑法車務學校各標準する所あり。同年九月卅日管内郡内に戸長を置く。明治二年十一月改定の職制の大意を記すと。

一、皇朝更始ノ政體ニ基キ藩治沿革ノ職別ヲ立テ大小陪貳、分合維持其要同心協力ニアリ 舊習ヲ一洗シ 闔藩人民ヲシテ各其所ヲ得セシムルニアリ

一、議政施政兩堂ハ輔車相依リ共ニ藩主ヲ佐ケ同ク權綱ヲ攬リ以テ諸局提督シ小事ハ執政自ラ之ヲ決シ大事ハ必ス決ヲ議政堂ニ取り而シテ後施行ス

一、議政日施政日藩主必ス之ニ臨ミ庶事ヲ親裁ス

一、官九等ニ分ツハ尊卑ヲ序ツル所以ナリ黜陟ノ典アルハ減否ヲ辨スル所以ナリ故ニ無等官ト雖モ其功勞アル者則加等ヲ得ル庶人才學アル者亦登庸得スンハアラス

一、官事攝者アリ施設堂ノ如キ祠部ヲ接シ監工官兼監ノ如キハ平時會計局ニ屬シ事アレハ則チ陣營ニ接シ運糧ヲ攝シテ軍務局ニ屬ス是ナリ

一、諸官員宜ク廉直公正ヲ以テ 心ヲ立テ明敏果斷事ヲ處シ偏黨スルナカレ 阿諛スルナカレ賄賂請謁ヲ受ルナカレ

一、諸官闕員アル者探闕公選ノ法ヲ用ヒ亦決ヲ議政堂ニ取ル 凡諸官等各其等級アリ等高ク職卑キ者ハ加等ナリ職高ク等卑キハ試補ナリ

明治二年十二月廿七日朝令に依り高松城公解となる、頼聰西濱の邸に移居す。尙家祿を一萬五百七十六石と定めらる。

又舊制による卒百四拾壹人に資産金總額千九兩壹朱を附與し之を解放した資産金を舊祿制と對照すれば

百九拾六兩 舊給祿現米 八拾石
百七拾六兩壹步二朱 同 七石貳斗

百參拾六兩貳步 同 六石五斗

百貳拾貳兩貳步 同 五拾石

明治三年閏十月十三日舊祿制を改め次の通り定めた。主なるものを比較すれば

元	高	現	米	改正現米
三千石	八百六十石	六百石	二百石	一人
二千石	六百石	六百石	二百石	一人
六百石	百貳拾石	百貳拾石	四拾石	一人
五百石	百石	百石	四拾石	六人
四百五拾石	九拾石	九拾石	四拾石	三人
三百五拾石	七拾石	七拾石	四拾石	八人
(中略)				
五石	一石八斗六升七合	一石八斗六升七合	二石四石	三人
八石	二石六斗	二石六斗	貳石五斗	一人
貳人扶持	ナシ	ナシ	參石參斗	一人
以上士族				
十石	八石	八石	八石	二人
三人扶持				一人

第一章 政

治

一四〇

十	石	七人扶持	八	石	二人
九	石	七人扶持	八	石	一人
八	石	七人扶持	八	石	一人
		二人扶持			
		六人扶持			
		六人扶持			

(中略)

貳	石五斗	一人半扶持	四	石四斗	八	人
貳	石	一人半扶持	四	石	一	人
壹	石	一人半扶持	三	石四斗	六	人

以上卒

當時の祿高を高松縣史の記述に依れば次の如くなつた。

祿高概表

- 一、拾萬千四百八拾六石壹斗貳合五勺
- 一、四萬七百九拾八石貳升七合

士族卒從來祿高
右同 現石渡高

- 一、參萬貳千四百八拾參石壹斗貳升

但シ從前渡方ニ比ス八千三百拾四石九斗七合ヲ減ズ

明治三年閏十月十三日改正後一ケ年祿高

明治三年十月廿三日諸係を改定し係長を次の如く定めた。

民事係
會計係
軍務係
學務係
刑法係

同年同日改定職制

政廳規則

- 一、政廳ハ朝命ヲ奉體シ知事ノ職分ヲ相守リ大小諸員ノ制度ヲ立闔藩士民ノ方向ヲ定ル事是第一要義也
- 一、正權大參事ハ知事ヲ輔翼シ大綱ヲ總提ス正權少參事ハ分掌シテ諸事ヲ正權大參事ニ申シ知事ノ決ヲ取ル正權大屬ハ分課シテ正權大少參事參判ス小事ハ自決ス
- 一、職員等級ヲ立尊卑上下ヲ分チ賢才及功勞ノ者ハ之ヲ登庸シ其任ニ不堪者ハ退職セシム是耳目ヲ一新ニスル所也
- 一、士族諸員並ニ公選ヲ用事大小參事ニ至リテハ朝裁ヲ伺フ事謹テ職員命ノ如シ
- 一、諸事ノ裁決迅速ヲ要ス猶豫遲疑ヲ許サス
- 一、諸員一和氣脈貫通左右支吾シテ壅滯ノ患ヲ生スル勿レ
- 一、第十字廳午後第二字退出

一、毎月六度（二七ノ日）休憩ナリ萬一至急事有ハ此限ニアラズ
政廳以下の規則としては辨達規則、議事規則、民政規則、會計規則、監察規則、刑法規則、軍務局規則、學校規則を設
けて各所管事務を掌らしむることゝなつた。諸官署及職員も次に述ぶ

一、議政堂 議政總裁 議長 議官 參佐 筆生

議政總裁 藩主ヲ輔シ議員總率シ政事ノ得失ヲ論シ人才ノ當否ヲ辨折シ疑案ヲシテ偏曲無ラシムルヲ掌ル

一、施政堂 執政 參政 公議人 勘官 筆生

執政 朝命ヲ體認シ一藩庶務ヲ與聞スルヲ掌ル

祀部官 祭事祀典則執政之ヲ兼ヌ祝禱僧尼則參政之ヲ理ス

公用署 公用人 助

司市署 市尹 市椽

講堂館 學政長 副長 筆生

皇學寮 督學 教授

漢學寮 督學 教授

洋學寮 教頭 教授

醫學寮 教頭 教授

演武場 教師 教授

農政局 農政長 副長

副司郡事

土工監 筆生

幹事 同

船監 同

理員 同

市員 同

中監察 同

司郡事 同

香川郡副司郡事 役祿米 貳拾五石

民政從事 役祿米 貳拾石

副司郡事 同

督學 同 拾五石

學校醫學所給祿

上等 給祿米 貳拾石

中等 給祿米 拾五石

下等 給祿米 拾石

助 教 給祿米 八石

但シ以上親子勤ノ面々ハ定祿半減トス

武 官 祿

小隊令司 役祿米 三拾石

双砲令司 同

築營司 同

撫育所 撫育官

會計局 會計長 副長 計官 筆生

出納司 出納官

商法司 商法官

工作處 監工官

倉 廩 倉監

軍務局 軍務長 副長 幹事 助

陣營官 運糧官 筆生

軍器官

武庫官

厩牧所 厩牧官

船艦署 船監 椽

刑 法 局 刑 法 長 副 長 理 官 椽 筆 生

監 察 署 監 察 小 監 察

明治四年四月十九日從來の大小庄屋組頭を廢し大小里正保伍長を置く。

大里正 一郡に二員を置く、里正以下を總べ郡村事務を管理す

小里正 一村に一員を置く、保長以下を總ふ

保 長 一村に三名或は五名を置く、保伍を總ふ

伍 長 保長に副し一村に多きは二十名少きは十名とす。

町年寄 一市街凡そ二名、市中事務を管理す

町組頭 一市街に凡そ三四名、町年寄を助く

尋いで明治四年七月廿六日從來の村吏配置方を改めて高松市街には戸長、副戸長各二名宛を置き餘村は里正、保長を以て事務を處理せしめた。尋て九月廿三日戸長、副戸長合せて一郡凡そ三名乃至五名を置き戸籍調査の外里正、保長を總べしめた。

明治三年九月藩を分ちて大中小の三等とし我藩五萬石以上拾萬石なるを以て中藩となる。更に公議人、公用人を廢して知事大參事を置くことゝなつた。十月廿三日役祿役料を改定した。其主なるものを列記すれば

大 參 事	役 祿 米	二百	石
權 大 參 事	役 祿 米	六百	石
諸 局 長	役 祿 米	六百	石
少 參 事	役 祿 米	五拾	石
諸 局 副 長	役 祿 米	五拾	石
權 少 參 事	役 祿 米	四拾	石
公 用 人	役 祿 米	參拾	石
祠 堂 主 事	同	四拾	石

明治二年三月廿八日 聖上東京に再幸せられ始めて公議所を開き給ふ。爾後毎月二回會議を開き議決して施行せらるるもの多く藩知事達として當時公布せられた。重なる禁令規則を列擧すれば

- 明治三年十一月朔日高松藩達。ニ曰フ自今士族ハ總髮卒及農商工ハ斬髮タルヘシ
- 同四年正月十三日達。四民通婚ヲ許ス
- 同四年四月十九日達。從來大小庄屋組頭ヲ廢シ更ニ大小里保長伍長ヲ置ク
- 同五年五月十八日達。從來衣服ノ制ヲ解ク
- 同日達ニ曰フ。卒平民剃髮ノ外頭様適宜タルヘシ
- 同日達。卒平民木屐及晴傘ヲ着スルヲ許ス

同年六月六日達。平民ニ乘馬ヲ許ス

同年九月十一日達ニ曰フ。士族斬髮制服略服及腕刀適宜タルヘシ但禮服ノ節ハ帶刀ヲ必ス

同年同月同日達。平民襦高袴割羽織着用ヲ許ス

同年十月廿三日達。從來點時鐘ノ法ヲ改メ晝九昃半ヲ以テ一時ト定メ晝夜ニ分ツ

同年十一月八日達。市外銃獵ノ禁ヲ解ク

諸藩の版籍奉還ありて中央政府の組織體裁略ぼ成りて地方制度亦中央の制度を模してその形態稍整つたが、封建の遺物たる藩名は尙依然として襲用せられ、其藩知事を視ること舊藩の時に異らず、是に於てか廢藩置縣の事あり。明治四年盛岡丸龜津和野の諸藩は先づ其知事を辭し且つ藩を廢して縣を置かんことを請ふ尋で諸藩亦之に倣ふ。四年七月十四日天皇廢藩置縣の詔勅を下し之を天下に公布し給ふ。賴聰知事を免ぜられ後東京に移居し華族（伯爵）に列せらる。又藩士を士族と改め府縣に屬せしめた。

明治四年七月廢藩置縣と共に高松縣を置かれ高松に戸長を置き同年十一月阿讃を連ねて名東縣となるに及び高松には支廳が設けられた。

第十四項 明治維新前後に於ける騷擾と 明治初期に於ける新思想運動

明治維新は我が國史の上に於ける未曾有の改革であつた。國民が新制度に對する歡喜のあまりの騷擾や、舊藩主に對する情誼から行はれたものが二つあつた。一は前者に屬するもので所謂「えじやないか」踊であり、他の一は明治四

年九月松平頼聰の歸京に對する農民の動搖であつた。

高松縣史「騷擾時變」には

慶應三年十一月皇大神大麻及金幣の類を雨す。翌年一月に至りて止む。高松市街琴平村尤多しと云。時四民を不論男女に別なく凝粧隊を結び或は踊り或は謠ふ而して毎謠必ず不亦善乎エシヤナイカと云。西に馳せ東に奔り夜以日に繼く所在人酒食を作り之を待つ。喰去り喰來り日神至る日神の爲に設く來る者待者並に狂の如し。丸龜多度津亦如此識者以て狐狸の所爲とす」と記されてある。

舊藩主歸京の場合は市内の片原町、兵庫町は簗笠姿の農民で埋められ何れも辨當携帯の露宿では非共この歸京を遮り留めんとしたことは「農民動搖伺」の文書によつて明かである。

しかしこの美しい農民の情誼も懇切な頼聰の諭示によつて漸く沈靜した。動搖伺の文に曰く

此度松平頼聰歸京被 仰出候ニ付當縣管内農民共申合セ是非抑留可申ト連判之願書等差出ス者モ有之候間兼テ種々説諭ヲ加ヘ置既ニ來月八日出帆當日ニ至リ多人數所々に相集リ追々頼聰邸外へ群集致候ニ付同人並家令家扶等ヨリ達々説得候へ共更ニ承引不仕日近海へモ小舟ヲ以遮候様子モ有之候ニ付尙大小參事初諸官員 朝旨ヲ以懇々説諭仕候得共衆心氷解不仕尙此上百万方盡力可仕ハ勿論ニ候へトモ自然納得不致萬一粗暴ノ舉動ニ立至候節ハ頑愚ノ土民燃然ノ至リニハ候得共臨機ノ處置仕候ヨリ外無御座義ト深く苦心仕候此段奉伺候以上

辛未九月廿日

高松縣

史 官 御 中

御 指 令

伺 之 通 ⑩

この二つの騷擾後は國民の自覺と西洋智識の輸入とは相待つて目覺しい新文明吸收の運動となつて現はれて來た。

それは恰も明治六七年頃から十七八年頃であつて就中十四五年頃から十八九年頃迄が西洋心醉時代と稱へられた時代である。

當時の高松地方は果して如何なる状態であつたか。

明治八年七月に經營せられた博文社の檄文を見るに

謹ンデ檄文ヲ修メ入社センコトヲ各位足下ニ乞フ。夫レ宇内ノ形勢ヲ知り識見ヲ明ニスルハ各種ノ新聞誌ヲ讀味スルヲ急トス。故ニ賢哲ノ士ト雖モ之ヲ手ニシテ措カザルナリ。我讚新置縣ノ日茲ニ注目アリ展覽所ヲ設ク亦衆ヲシテ文化ノ域ニ誘導セント欲シテナリ。惜乎數月ナラスシテ止ム吾輩深ク之ヲ遺憾トス癸酉（明治六年）ノ秋同志ト相謀リ各種ノ新聞誌ヲ購求シ之ヲ循環毎戸ニ達ス。是ニ於テ看者日ニ加ハリ月ニ増シ殆ンド數百名ニ及フ乃本年（明治八年）四月ヲ以テ管廳へ上申シ更ニ展覽所ヲ兵庫町八十五番戸（今ノ不動銀行支店ノ所？）ニ置キ諸誌群籍ヲ積ミ衆人ノ縦覽ニ供ス。又來讀ノモノ陸續相接グ吾輩實ニ欣喜ニ堪ヘザルナリ。然リ而シテ眞事誌第三周年百廿號ヲ閱スルニ安達氏ノ報知ナリトテ其略ニ曰「吾輩六名曩日縣治ノ開明ニ駭々タルニ感激シ維新開化ノ實況ヲ國民ニ知ラシメン爲メ數種ノ新聞誌ヲ三府ニ購求シ衆庶ノ展覽ヲ恣ニシ且讀マザルモノヘハ懇切ニ解讀シテ共ノ意ヲ説テ人民ノ知覺ヲ一新ニスルヲ任トシ勉メテ文物隆盛ナランコトヲ冀望ス云々」ト記載セリ微々タル此舉ヲ以テ滿天下ノ知ル所トナル實ニ慚

ペキノ至リ也然ト雖モ虛名ヲ天下ニ取ルヲ欲セザルナリ。此社ノ經營ハ吾輩數名ノ集合ニナル故ニ基礎未ダ堅固ナラズ或ハ風雨ノ怖アリ。是ニ於テ諸豪ノ入社ヲ乞ヒ協同維持他日ノ成美ヲ見ント欲ス。決シテ人ヲ損シ我ヲ益スノ私便ヲ謀ニ非ルナリ且義務ヲ盡シ權利ヲ闡シ同胞三千五百萬ト幸福ヲ同フシ外其侮ヲ禦グヲ以テ志向トス。諸豪コ、ニ意ヲ存セバ速ニ季布ノ一諾ヲ賜ヘ

明治八年七月

博文社部長 川崎舍竹郎 富山甚三郎 中野瀧次郎 鈴木傳五郎 十河權三郎 佐々木清三

尙其卷末に記せる當時の新聞誌代價及雜誌類を見るに

新聞誌代價(壹ヶ年前金)

日新眞事誌 八 圓 東京日日新聞 五圓五十錢 郵便報知新聞 五圓五十錢

朝野新聞 四圓八十錢 東京曙新聞 二圓七十五錢

外に郵便税一部に付三圓三十六錢

雜誌雜報類 每號代價不同

太政官日誌 內務省日誌 司法省日誌 官報五十日誌 共存雜誌

五州新報 評論新聞 教義新聞 法理雜誌 報四叢談

華族會館記事 明六雜誌 洋々社談 成通新書

右の概文によつて其の時代を考へると實に新文明の搖籃時代の人々が如何に知識慾に燃えて居たか又先覺者といはるゝ

人々が如何に犠牲的精神を發揮して民衆を指導して居たか窺はれるのである。

この博文社の盟約も今存して居るがそれによつて見ると部長といふのは毎年三十圓出金して社費を資くる者とし新聞誌二部を與ふといふ規定で以下それぞれ差等がある。

社部長は廻覽の新聞誌を二日間宛閱讀し次の順番の人に達し定員(通常會員)は一日展讀と規定かあり此他に格外員社外人等について其々取扱か明にされてある。

廻覽の新聞誌は黒い小箱に入れし社員の宅に送達した相で必ず午前中にすべき規定が見えて居る。

社外人が展覽場へ來讀の時間は毎日午前九時より午後三時迄で書籍類は一切場外へ持出を禁じた。

此の如く新聞雜誌は一般民衆の知識向上の源となり殊に政治思想の普及に努めた結果明治七八年頃から十二三年頃に開る民權自由論の流行と共に言論が大に尊重せらるゝ風を生じた。

高松に於ては此時代の代表者として純民社がある。明治十一年十一月純民社演說規則の大要をあぐれば

意想を媒介するの具は文章言論の二つであつて相倚り相扶けて吾人を益するが人の感懷を動かす深さは文章到底言論に如かない演說の要は國壯國盛の感懷を提發鼓動するにありとして

演說會日は 毎月月曜日と定め午後七時より十時限とし。

演說者は 三名乃至七名

注意條件として讒謗誹毀其他風俗を紊亂するの演說をなすべからざるを規定する等八條より成る規則を設けてある

本社は愛媛縣讚岐國兵庫町純民社とあるから恐らく博文社の展覽場であつた八十五番戸と思はれる。知識の向上は言論

の尊重となり遂に此地方に於て一新聞社を經營して政治思想の開發、輿論の代表者たらしめんとする氣運を迎へた。
明治十四年八月三日創刊の腰抜新聞これである。當日の事情を詳記した同社の日記によれば

資本金五千圓 壹株貳拾五圓 貳百株

西洋紙壹枚摺、四欄にて繪入り（繪は始め一つなりしを二つとした）

事務所は香川郡西新通町二拾參番地

印刷所は創刊當時は新居政七方なりしも暫くして鈴木傳五郎方に變更。

發行部數を見るに

總計壹萬五百四拾七枚

此代價百貳拾圓七拾錢四厘也

此内譯

八千三百四拾三枚

愛媛縣讚岐國

貳千貳百四枚

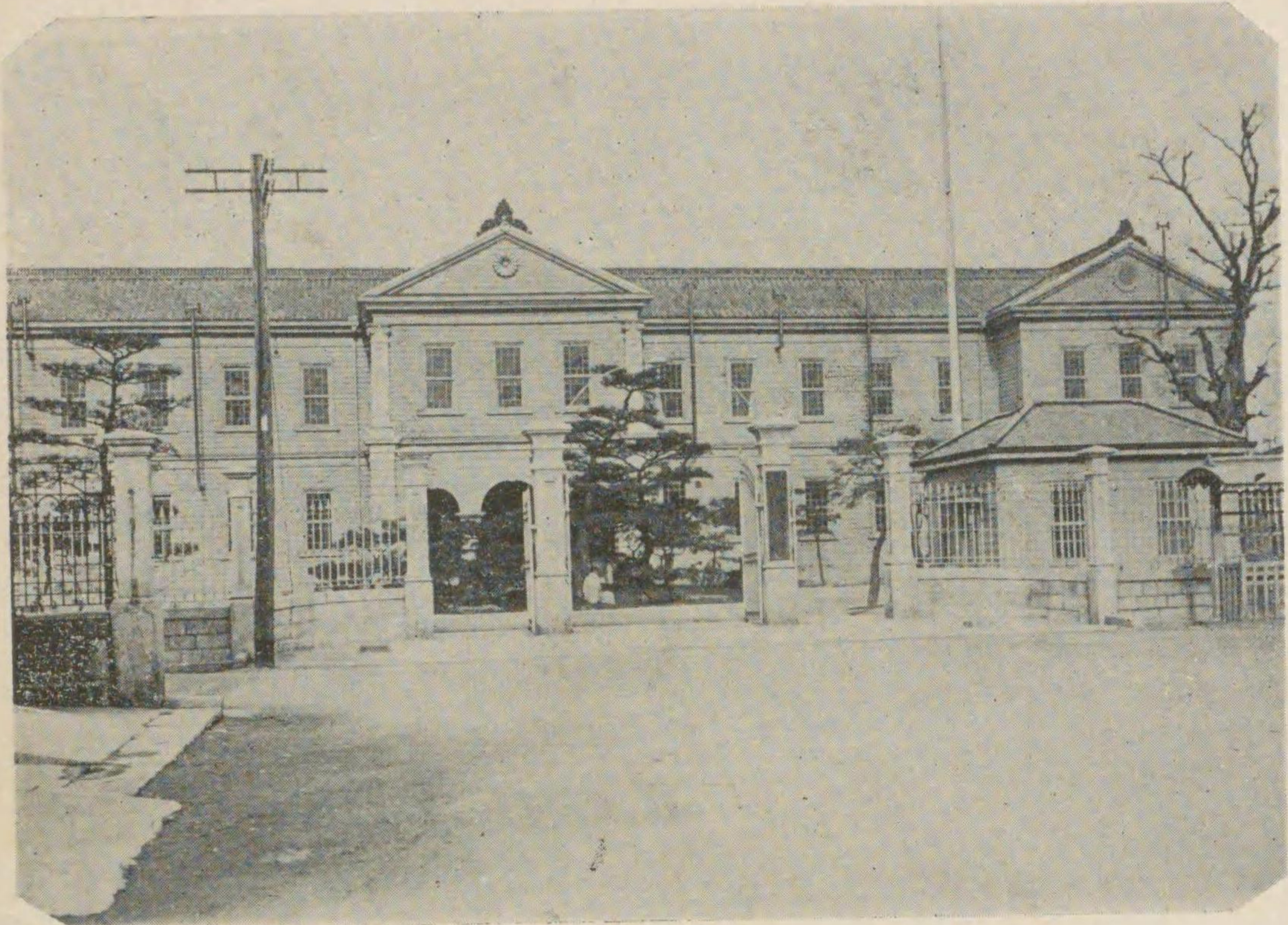
他府縣

此腰抜新聞は明治十五年九月の株主會に於て左の諸項を決議して廢刊解散となつた。

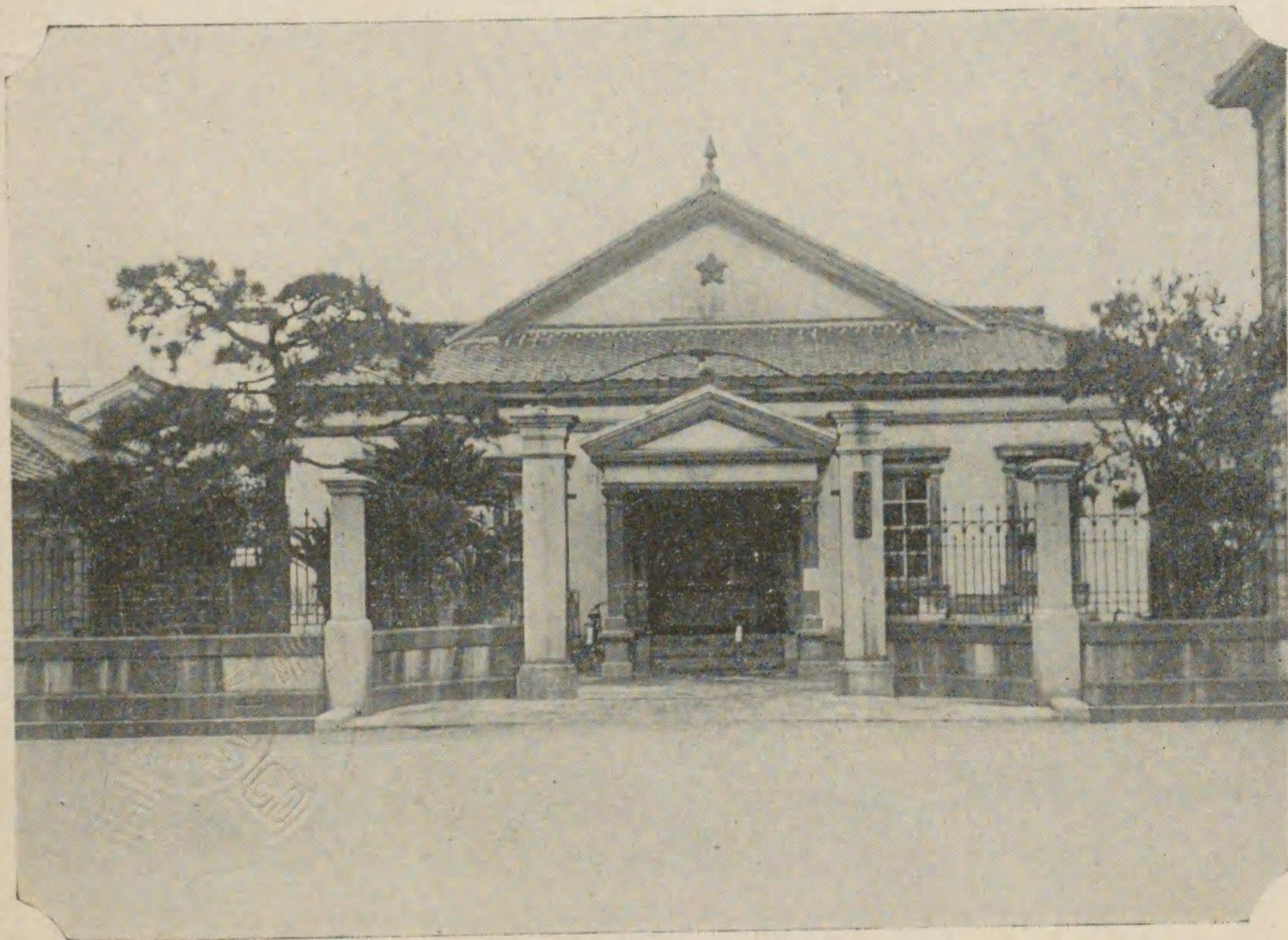
一、自由主義の新聞紙發兌の事

一、新聞紙の名稱を讚岐自由新聞と稱すること

一、腰抜新聞社負債償却殘金は讚岐自由新聞資本金に繰込の事等。



香川縣廳



高松警察署

腰抜新聞はかくして廢刊したが後に南海日報、讃岐實業新聞の名を経て今の四國民報となつたのである。

第十五項 第一項香川県より市制施行まで

明治五年一月始めて香川県を置き讃岐全國を八十八區に分つた。時に高松は二區となり、田町、南新町、丸龜町、内町を基點とし、其以東を三十區其以西を三十一區と稱し區長を置いて戸籍及徵稅の事務を執り明治六年二月又阿讃を連ねて再び各東縣とした。

明治七年二月各郡を大區をなし香川郡は第十八區であつた。

當時高松は香川郡に屬し三個小區に分られた。

明治八年九月又香川縣となり大區を改正し高松を二大區に分ち第五大區第六大區とした。

明治九年八月豫讃を連ねて愛媛縣となし又大區を改めて四大區となし三小區に分つた。

當時五十九箇町三箇村より成り明治十年に於ける戸數八千八百八十戸、人口參萬四千貳百壹であつた。

明治十一年十二月大小區を廢し郡に郡長、町村に戸長を置くに及んで高松は十六區となり區毎に戸長があつた。

今明治十二年より明治十七年頃に至る間の役場を擧ぐれば

天神前外三箇町役場	戸長	大熊光施
片原町外十四箇町役場	戸長	岡野富男
東濱村外一箇町役場	戸長	吉田又八

西沼村外四箇町役場	戸長	川崎 舍茂久平
西濱村外二箇町一箇村役場	戸長	宮 武勇平
中ノ村外一箇町役場	戸長	宮 地孝藏
古馬場町役場	戸長	山 口榮枝
築地町外七箇町役場	戸長	二 宮平太郎
一番丁外九箇町役場	戸長	明 石巖根
上ノ村役場	戸長	高 橋碧
北龜井町外十三箇町役場	戸長	山 地昇三

當時町會議員ありて經費其他重要事項を議決して居た。

明治十七年官選戸長の制となり高松を四區に分ち區毎に役場を置く。

明治十九年度の徴税高をあげると國稅總額壹萬參千七百六拾四圓六拾五錢五厘、地方稅總額壹萬七千九百四拾七圓拾五錢貳厘、明治二十年年度の町村費は歲入參千參百五拾八圓拾六錢六厘で歲出參千八拾壹圓八拾錢九厘である。

明治廿一年十二月三たび香川縣となり分區の制を廢し高松は一行政區となり香川郡下に屬し市制施行にまで及んだのである。

第二章 文學及教育

第一節 文學

第一項 概 說

藩祖松平頼重學を好み儒學を尊崇し高松入部の寛永十九年碩儒岡部拙齋を聘し祿四百石を與へて師範とし、更に深川安齋の水戸中納言頼房に仕へて和漢の學あるを請て祿百五十石月俸八口を給し顧問とした。二儒並に醫學の儒學に通ずるもの等を登用し藩儒學の振興を圖り又藩士及子弟に教授せしめた。又京より猪熊千倉を招致して和學及神の鼓吹をはかり親らも亦和歌をよくした。

第二世頼常幼より文學に志深く儒臣七條宗貞を師として經學を學ぶ。嘗て將軍常憲公の特命を以て營中に論語を講ぜしことあつたといふ。林祭酒信篤の門人菊地武雅、荻生徂徠門人岡井張を招致し各祿三百石を與へて侍讀とし又藩士の文學に長ずるものを大いに拔擢した。元祿十五年始めて講堂を城南菅廟の南に設け儒臣十河順安、根本彌右衛門をして經傳を講ぜしめ堂中に聖像を安置して菊地武雅に命じ釋尊の禮を修せしめた。又學僧雨森三哲を侍讀として講釋を聞く。第三世頼豊の末年に及び儒臣多く歿し加ふるに天災荐りに臻り國計窮迫して講堂中廢の已むなきに至る。唯處士宮村經弼なるものありて學を京の中村暢齋に受け大いに學行あり家塾を開いて多くの子弟を養ふ。その門より出で後儒を以て立ちたるもの甚だ多かつた。ついで第四世頼桓講堂を重修し青葉士弘を登用するに至り漸く學術復古の緒に就く。第五世頼恭封に就くや未だ國計充分ならずと雖も夙に儒學を尊崇し親ら率先して之が振興を圖りしたため青葉士弘、岡

長洲、岡井孝先、中村文輔、後藤世鈞等の名儒蔚然として起り講堂の講筵漸く舊に復し儒學大いに振ふ。蓋し藩政時代儒學最高潮期と稱して可ならむ。

第六世頼眞又頼恭の遺志を繼ぎ國用稍足るに及び安永八年學館を新に城南菅廟の北に營み九年正月落成始めて講道館と名づく。廣袤舊講堂に倍し、諸制具さに備はる。爾後明治維新に至る凡そ九十年の學制こゝに開く。

第九世頼恕自畫の聖像を講道館に藏め後又新に館内に大聖廟を建て參議箕聊作の聖像を奉祀し春秋釋典の定禮を定め大いに孔子を尊び儒學を興す。頼恕又皇學を好み國史編纂に志あり處士梶原藍渠を起用して史局孝信閣を設け遂に歷朝要紀を編輯す。天保十年その首編成るや傳奏徳大寺大納言實堅の執奏により天皇上皇に奉獻して叡感に預りしこと松平歴世藩主中注目に値する。更に當時國學勃興の大勢に則り友安三冬を招きて皇學を講ぜしめ之が振興に力を致す。中村春野、友部方升同方秀以下維新にかけての國學者歌人はこゝに世にあらはれ遂に第十一世頼聰の時に至り講道館内に皇學寮を特設するに至つた。

かくて明治二年に至り講道館の組織を變更し漢學寮、皇學寮、洋學寮の三學鼎立し、明治五年に及んで學制改革小學校令等の頒布あり、高松龜阜小學校を嚆矢として漸次現代の制度に向つた。

松平藩政以前は文學上の文献殆どなく紀夏井菅原道眞等名ある國司の時代、或は西讃に於ける空海一族の發展期等には相當の學者ありしならんも之を知るの記録がない。菅公の時愛行院の僧増主なども讃岐に於ける善知識とだけで何もわからないのは遺憾である。

第二項 儒學及び漢詩

一、水戸學派岡部拙齋

寛永十九年松平藩祖頼重の當國入部の際儒員として水戸より従ひ來りし老儒に岡部拙齋がある。拙齋名は玄又、通稱は忠平、もと播磨國網干奥濱村の人、父を宗清といふ。京都の儒者菅文洞に學び寛永中水戸侯の文學となる。その學統は水戸派の朱子學に屬す。眞行寺鐘銘、佐藤繼信碑銘は其の撰文、拙齋文集の著がある。明暦元年九月廿九日歿。

屋島秋月

落木蕭々屋島秋、山光水色潑々吟眸、源平矛盾英雄盡、月影空隨一釣舟

二、元祿壬午詩會

二世藩主松平頼常元祿壬午の夏江都より歸國、中秋城樓に詩會を催し自ら一律を賦し浮屠高才及麾下の士の文章ある者をして命じて詩一人一首を賦せしむ。菊地武雅之が頌を書く。席上名を連ぬる者、靈源寺雲巖、廣昌寺日縁、慈恩寺月潭、法泉寺乾宗、實相寺瑚海、東光寺久岩、見性寺光天、藥王寺恭首座、無量壽院住法、行徳院宥覺、鶴洲、祖信、全愚、卓錫、玉井信興、大森忠榮、岩嶋義雅、竹井定主、江川玄好、間嶋久明、岡田生春、祐乘坊如白、兼康祐庵、渡部寛、太田清信、今瀧貞則、國分賀好、竹井定知、師岡嘉明、矢野繼雄、梶芳明、岡部尙政、石河忠珍、今村嘉貞、三好道賢、岡部忠則、三野永榮、中津川政春、入谷盛興、七條桂林、根本久武、窪川春祝、十河順安、菊地武雅の四十四

名當時の詩人の消息を知るに足る。其中若干首を抜録して見よう。

半秋風露滿天清、一鏡晴飛上海城、女木男木黃昏破、大槌小槌黑子明、光分浪勢颯金屑、影落潮痕碎水精、鼓笛穿雲霓羽合、廣寒不遠是蓬瀛（菊地半隱）

東山月出海門秋、碧浪涵天河漢流、知是仙宮通御氣、一條雲路接瀛洲（十河順安）

中秋佳節侍高樓、月白風清玉露浮、一歲勝光滿天地、恩波及我海涯遊（七條桂林）

水輪出海沂灘流、水色天光通十洲、好是清瑩佳節夜、金波洗月洞庭秋（根本久武）

城闕巍々望不迷、海天空濶夜光齊、波瀾疊影一輪月、寫看文星聚在奎（入谷盛興）

（甲）朱子學派

菊地半隱並に其の門流

二代藩主頼常元祿十五年二月中野天滿宮の側に講堂を建て儒學を起すや、入りて經傳を講じ孔子祭祀の大任に當りしものに菊地半隱があ。る半隱名は武雅、字は子師、通稱は舍人薩摩の儒菊地耕齋の次男である。林鷲峰の門に入り昌平齋の學頭となる。江戸に於て頼常に知られ駕に従て來り祿三百石を受け儒臣となる。其の門流世々藩儒員として永く榮え遂に明治に及ぶ。就中黃山は中興の老儒として名高く宮村經弼に學びて詩文をよくし岡井氷室に左傳を受く。門人に芝山あり。五山は市河寬齋に學び詩名全國に及んだ、五山堂詩話十六卷の著がある。尤も半隱の家と黃山の家とは全く別家にして途中守拙五山兄弟が郷普請奉行池内延久の子として一は半隱の家を繼ぎ一は黃山の統を承けたため同姓の關

係となつた。五山の門に對島留雲があり詩をよくし留雲集百絶の著がある。

半隱—武韶（祿を奪はれ去る）…五山—秋峰（養子）—香橋

兄弟にして實父は池内延久

黃山—室山（養子）—守拙（養子）—藻洲—暢所

岡井氷室崦洲並に其の門流

菊地半隱の頼常に聘せられた頃稍後れて岡井氷室があり同じく祿三百石を以て用ひらる。その子崦洲亦一世の名儒として初め但徠に後林正猷に學びて水戸にあり、父氷室退官の後招かれて藩主頼恭の寵を受く。崦洲の子赤城更に嗣ぎて頼恭、頼眞、頼起、頼儀に歷任し藩儒員中の逸物と稱せらる。その子孫相つぎて儒臣となり明治に及ぶ。

氷室—崦洲—赤城—圖南—馨—敦

青葉士弘並に其の門流

二代頼常の時成りし講堂は其後中絶に及んだが第四代頼桓の世に至り再び舊に復した。元文二年十一月二十三日青葉士弘始めて經をこゝに講じ諸太夫出でて之を聽く。士弘字道遠、號は南洲、通稱傳兵衛、父は直行、母は松山氏、房州の住青葉加賀守重之の裔である。元祿十六年七月生れ寛永中高松に來る。始め根本彌右衛門に、後雨森三哲に就き學び享保八年江戸聖堂に入り林鳳岡に従ひ、又易を室鳩巢に受く、享保十一年高松藩儒員となり、延享四年記録所總裁に任ぜられ鋭意頼恭を輔く。是より先天文六年九月二十三日頼恭令して毎月三日士弘並に岡長洲をして經を講堂に説かし

め有司をして之に會せしむ。と、明和八年致仕、安永元年三月歿。年七十。素珠堂鷄適軒、翠竹樓等の號がある。著書にきそぢの記二冊雜窓私言一冊帝王紀略三冊訓蒙要術一冊等がある。蓋し一世の巨擘といふべきであらう。子孫相ついで儒臣となり名を成すもの多く明治に至る。

士弘—半山—好徳—訥齋

岡長洲並に其の門流

頼桓、頼恭に仕へ青葉士弘と名を同じうしたるものを岡長洲とす。長洲名は長祐、字子申、通稱平藏、來青軒といふ弱冠詩名高く、江戸に出で林正獻に學び京に歸寓して後頼桓に召され元文五年中寄合儒役となり、延享四年八月記録所總裁となる。明和三年十二月十五日歿。詩稿甚だ多かりしも火災の爲め傳らず。曾て栗林三十境の詩を作る。子孫相つぎ儒臣となり明治に及ぶ。

長洲—元度—成功—寛—彬

謙山

中村文輔弘道父子

松平藩儒學最盛期頼桓、頼恭の時にあたり林正獻門より出でて藩儒となりしものに中村文輔がある。もと三木郡牟禮村中村宗トの裔、深く進仕を絶つて鋭意勤學せしも後遂に頼桓に仕へて大いに啓沃する所があつた。文輔通稱は彦三郎

君山又は慶洞と號す。記録所の總裁となり藩士の世系譜數十卷を輯す。又本朝の禮樂刑政官位職員等の沿革を調べ通志數十卷を著はす。寶曆十三年七月歿。年六十三。其子弘道父に繼いで藩儒員となり安政三年四十九にして歿した。

後藤芝山並に其の門流

松平藩儒學の最盛期頼恭の世に出で一世を風靡した大儒として後藤芝山がある。芝山名は世鈞、字は守中、通稱初は幸八郎後彌兵衛、號は芝山又竹風又玉來山人。後藤友貞の子、享保六年生る。初守屋義門に後菊地黄山に學ぶ、頼恭其才を聞き學資を給して江戸の昌平校に入學大學頭林正懿に就きて學ばしむ。研鑽怠らず遂に大儒となる。三十三歳の寶曆年間歸藩侍講となり六十にして致仕、天明二年四月三日歿。年六十三。學和漢を兼ね詩文書皆精妙、多くの著書があり門流甚だ盛であつた。所謂後藤點なる四書五經世に行はる。門人中の大儒に柴野栗山がある。芝山の長子默齋季子厚甫、默齋の子剛齋何れも家學を繼ぎ何れも藩儒員となる。

門人に後藤漆谷、長尾正孝あり共に詩書を能くし漆谷は當時隨一の雅人として知られ正孝は金岳公子の知遇を受け名數録三冊の著がある。

高尾椿溪並に其の門流

高尾家はもと阿波高尾の住、因て氏となす。天明寛政文化の頃高尾椿溪があり、文政天保の頃その子竹溪がある。頼眞より頼胤の世にかけ父子よく用ひられ徳行の名を以て諸公子の師傅をつとめ殊に金岳公子の信任を受けた。其他一門

儒を以て立つ者多く香泉、氏將、氏芳、等相つき明治に至る。

奥村淡齋並に其の門流

穆公頼恭の初め頃より藩儒として世々奉仕、明治に及べるものに奥村の家があり、就中淡齋最も世に知らる。淡齋名は強字は子毅、別號松窓、京阪及び江都昌平費に遊學、歸つて講道館儒員となる。天保八年歿。年五十六。

景武—宗弼—淡齋(養子)—松宇(養子)—學山

久保城山並に其の門流

頼眞、頼起の頃久保城山ありて安永八年講道館儒員となる。城山名は巖字は伯客、通稱は左輔、又白鹿山人、從容堂と號した。寛政二年八月歿。門人三木半村名は篤、字は周祐、通稱は彌惣左衛門文化十二年講道館總裁となる。殊に詩をよくし歟乃一聲集二冊を著はす。

陪_二淇園先生遊_一圓山

半村

絃歌聲沸百花前、士女如_レ雪酒似_レ泉、別有_二先生風俗撰_一、冠童函_レ丈侍_二吟筵_一

半村の門に柳原紫峰あり、名は春樹、字は芳雪、亦詩に長じ歟乃一聲集を校正す。著書に古風歌、延喜式神祇卷御代之鼓腹等がある。紫峰の父小西富春も詩をよくした。

久家暢齋父子並に其門流

暢齋名は高明、通稱は彌榮喜、頼儀の文化九年講道館儒員となり、詩文及書畫を能くした。三木半村等當時の詩人と唱和する所が多かつた。吟社を玉蘭社といふ。弘化元年四月歿。年五十四。昇平樂事集の著がある。暢齋の養子克堂、名は高恒字は大中、弘化元年講道館儒員記録所總裁となる。詩文をよくした。克堂の弟子に三好竹齋がある。

梶原藍渠藍水父子

梶原藍渠名は景惇、通稱は九郎右衛門、松州又三痴學人主靜庵等とも號す。もと高松の豪商なりしが頼恕の時修史の功により士籍に列す。博聞強記學和漢に通じ詩文書畫をよくす。天保五年四月歿。年七十三。著書多く松州詩稿、蘭窓茶話、讃岐名勝圖繪、老資園集等がある。第四子藍水父を繼ぎ天保五年考信蘭出仕亦和漢の學に通じた。

片山父子並に其の門流

片山恬齋名は信、字は成之通稱は亮平。少時高尾椿溪に學ぶ。頼胤の弘化年中政廳並に講道館講釋となる。詩文をよくし晩年和漢にも長じた。元治元年歿。年七十。養和堂詩文稿、世範校本、老子自見葉等の著がある。恬齋の子沖堂名は達、字は元章、通稱は直造。弱冠昌平費に學びて優秀、再遊して會長となる。詩文に長じ講道館の助教となる。維新後蓋簪社を起し子弟を教ふ。

恬齋の門人に富山潛齋、渡邊松窩があり何れも詩文和歌をよくし、沖堂の門には三土梅堂、三谷退藏(以上市外)

赤松椋園（香川縣史編纂）植田南畝（女婿となり學統を嗣ぐ）葛西省齋、渡邊梅齋（講道館教授）長尾鷲岳（奚疑堂詩集を出す）柏原檜丘、山田撫松（以上藩醫）久保蘿谷（講道館儒員）稻毛古雲、松原竹坡（墨禪要語著）宮武梅宇、三好對鷗、岩井謙堂、中川默堂等有名なるもの多く何れも詩文に長じた。

山田鹿庭梅村並に其の門流

文化文政より明治初年にかけて山田鹿庭、梅村父子があり藩儒員として經學詩文に通じ從學するものが多かつた。鹿庭名は汝翼。字は政輔、醫山田玄又の子頼儀、頼恕に仕へ儒員となる。天保七年六月歿。年八十一。次男梅村名は亥吉字乙生、通稱は勝次、詩文書畫に長じ風雅の遺墨が多い。明治十四年歿。年六十七。著書に愛吾愛慮詩、書體解要等がある。其の一門何れも詩書に長じた。

玄又（醫）—鹿庭—玉峯

梅村—梅屋

—晋香

蘆洲 夜泊

水涵秋影月光澄、兩岸蘆花白作層、一夜篷窓寒不寐、風吹乾雪灑孤燈（梅村）

梅村の門人に三木半雲、中澤半梅、宮武梅嶺等があり詩文をよくした。

牧野松村と林竹堂

明治初年の儒學衰頹學風沈淪を慨して奮然立ち或は私塾を起して大いに挽回を期した儒者に松村と竹堂とがある。

松村名は古哲、字保大、通稱は唯吉。佐藤一齋、安積良齋、大橋訥庵等の門に學び歸國後講道館の儒員となる。維新の際世子の侍讀となりしも廢藩と共に致仕し家塾を開て子弟を教ふ。明治二十四年歿。年六十九。竹堂名は賢、字は晋卿博く經史に涉り夙に一家を成す。世流儒學輕視の風あるや、上京碩學の門を叩いて議を鬪す。後鹽屋町に葆眞學舎を起して子弟の教育に任じた。明治三十年歿、年五十。

護園學派

鴻儒岡井嶮洲は姻戚の故を以て初め徂徠に古文辭學を受けた。後林正獻に徙ひ朱子學に歸したとはいへ其の學は寧ろ護園學派に屬してゐた。（三浦藤作氏日本儒學史の分類）蓋し岡井一門は徂徠派にして朱子學の色彩を帯びたるものと稱すべきであらう。

讃岐に於ける護園學系統は大阪の菅甘谷より來り大内郡の藤川東園に傳はり、更に中山城山に及び而して藤澤東暎、南岳父子に至つたと見るを至當とする。城山の門に高松人として相馬肇がある。藩に志を得ずして出奔他藩に仕へたが護園學派の一偉才である。

藤澤東暎南岳父子

藤澤東暎父子は香川郡安原村の人、その儒者生活の大半は大阪に於ける私塾泊園書院時代で本市に關係稍薄き感はある。

るが、東咳一時高松福田町に塾守泊庵を持ち、後中士として藩儒員の數にも加はりしことあり、南岳又少壯の頃藩學となつて維新の際活躍せる事實がある。蓋し護國學派の故を以て議の合はざるものがあつたであらう。

東咳は中山城山の高足、大阪の學塾には儒學の士雲集し、松平飛彈、松平遠江等諸侯の來り學ぶものさへあり、嘗て將軍家 條城に於て引見、幕府の儒員を命じて辭したることあり、殊に其の學の精神、尊王奉公にありしこと着目するに足る。長子南岳亦家學を承け大阪に於て多くの子弟を薰陶す。父子共に著書多く文章に長じた。

高松人にして此塾に學び塾頭たりしものに田中陶後があり、野口承藏も亦東咳の高弟にして詩文に長じた。

山川孫水並に其の門流

山川家はもと大阪の住、孫水の時來つて大工町に居り矢野氏を娶つて五子を挙げ伯を賀といひ季を慎といふ他は夭折す。家學は儒學の外算數天文易學音韻學を以て特徴とす。孫水名は熿、字は晋、通稱は元輔。大工町に家塾明善塾を開き、文政十年藩主頼恕の命により郷校の宰となり四十年間庶民教育に盡す。慶應二年歿。矩合適等吟稿等の著がある。一子家學を繼承、慎は東渠と號し藤澤東咳の門に入り徂徠派に屬し推されて塾頭となる。歸郷後兄南岡を輔けて家學を教授、後之を承く。

(丙) 折衷學派

讃岐の折衷學派は安藝の鴻儒にして當時京都に帷を下せし齋靜齋より傳はり、齋門姓名録には多くの讚人の名がある

その中特に著名なものを三野象麓、無逸兄弟とす。

三野象麓並に其の門流

象麓名は元密、字は伯慎、通稱は彌兵衛、父を喜昌といふ。那珂郡榎井に生れしを以てか象麓と號した。京の齋靜齋に儒學を受け其の高足と稱せられた。高松藩の儒員となり郷會所講書を擔任した。天保十一年正月歿。老子經古義、五家制令詳解等の著がある。象麓の弟撫逸は靜齋に學び、後高松に移居、葆海と號して詩文を能くした。著書に葆海文集十卷詩書易論語解等がある。象麓の子謙谷は文化六年記録所出仕となつたが栗山異學の禁令に會ひ高篠に退く、後廣嶋の頼谷坪に徙ひ又神邊の菅茶山に學びてその塾頭となる。文政十年再び歸藩登仕、嘉永五年歿。著書多く郭注莊子覆玄要言、觀漁園詩集、齋門姓名録其他がある。謙谷の養子盤溪、昌平賢に學びその子柿堂は梅村沖堂に學んで寧ろ朱子學に屬し何れも詩文をよくした。

岡内綾川並に其の門流

岡内家はもと綾の南北に住す。その先は藤原氏、元來弓道師範の家なりしが綾川に至り儒を以て別に一家を成し、九番丁に居る。綾川名は楳、字は伯華、通稱は甚藏。少時「遊香川記」を作りその正を洛の鴻儒齋靜齋に乞ふ。靜齋之を激賞するや乃ち從學せんとして俄にその計に會ひ果さず。然れども綾川その學に私淑して止まず靜齋の講述書類を手寫して研鑽大いに努め遂に一家を成す。文政十年記録所出仕、次で講道館總裁となる。天保三年十一月歿。著書に世説參

注、靜齋先生餘稿があり、遺文三冊は門人木内龍山の輯。

綾川の子有恒、字は伯行、家學を承け詩文を能くす。頼胤に仕へ記録所總裁となり又講道館儒員となる。有恒の養子春塘、名は有道、字は子純、通稱は甚藏。山田梅村に學び經史に通じ特に講義に長じた。維新後訂砭家塾及び九思義塾を開き育英に従ふ。明治二十六年歿。遺稿一卷は門人等の編輯。春塘の次男恪、字は子業、家學を嗣ぎ藩費に業を修め後東都に苦學、陸軍省語學生として渡鮮大に爲すあらんとし韓國壬午の變に斃る。綾川門に木内龍山、武田松陵、築地仲貫等著名である。

皆川淇園系折衷學派

尙高松に於ける淇園統の折衷學派に稻毛屋山、太田昞柯がある。屋山名は直道、字は聖民、通稱は官左衛門、高松藩士。洛の皆川淇園江戸の高芙蓉に學び詩文をよくす。その子に恭齋がある。太田昞柯名は政張、字は子弛、嘗て淇園に學び莊禪に長じた。

(丁) 其他の諸家

以下其他の名家につき大要年代順により略述する。頁に制限あり簡叙を旨とす。

雨宮三哲 元祿九年頼常に用ひられ侍讀となる。

十河魯軒 頼豐講堂に經傳を講義せしむ。

窪川春林 林家に學び元祿の頃頼常の儒臣。

根本彌右衛門 頼豐の時講堂に經を講ず。

七條宗貞 林春齋門頼重に召され頼常の師となる。

後藤久包 天保の頃藩の老臣、詩を能くす。

大久保公敦 藩の老臣、詩をよくし延享元年歿。

上田浚明 頼恭の時講道館に經史を講ず。

三木雲門 藩儒、寛政元年講道館督學となる。

築地九井 藩醫、詩をよくす、享和二年歿。

築地言章 九井の子亦詩を能くす。

僧秀峰 淨願寺の僧、文化十二年歿。好んで莊子を説く。唐詩選指掌、糸濱亭集、郭注莊子敷玄の著がある。

德永筆山 西新通町秋田藥種店主。詩書をよくす文政五年歿。筆山詩集がある。

梶原葛谷 菊地高洲に學び詩文をよくす。文政の頃邸中學問所出仕。

六車杏隱 天保の頃の藩醫、詩文をよくす。諸家傳記集、羽床復讐の著がある。

手塚鷗盟 天保四年歿。詩文をよくす。

但馬來山 藩醫、詩文をよくし天保五年歿。

中川 龜峰 石清尾神社の祠官、文政天保頃の詩人。
 僧 日謙 大本寺住職、安永頃の人、丙申記事を著す。
 米谷 撲齋 藩士、天保八年歿。歴朝要紀校正總裁となる。
 島村 默齋 岡長孝の弟、文政天保頃の儒臣。
 長尾 織衛 弘化頃の金岳公子記室、詩文をよくす。
 長尾 竹嬾 詩書をよくし金岳公子に用ひらる。
 吉本 復齋 嘉永元年歿。昌平齋に學び詩文をよくす。考信閣、講道館出仕
 吉本 馨齋 昌平齋に學び詩文を能くす。
 木村 亘 頼恕の頃の老臣、學和漢を兼ね、著書多く聞くまゝの記、愨公遺事、通明勤仕録等著名である。
 寺井 樾屋 嘉永七年歿。藩の故實家。樾屋雜錄十六卷甲冑聞書等著書が多い。子小樾亦家學を嗣ぐ。
 赤井 東海 古賀精里に學び文政の頃世子侍讀となる。
 長尾 元章 藩醫、詩をよくす。元治元年歿。
 淺田 平次 藩士、詩書をよくす。慶應二年歿。
 藤本 遁齋 詩文をよくし金岳公子の記室となる。
 十河 節堂 篆刻家、詩書をよくす。明治元年歿。
 堀 龜潭 明治初年頃の詩人。

長谷川 宗右衛門 幕末の勤王家、頼恕の近侍。學を林元碩及び堤閑林に受く。
 長谷川 連水 幕末の勤王家、頼聰の近侍となる。
 戸 祭 勝 予 藩士、梅村の頃の詩人。
 伴 善 作 藩士、嘉永頃の人、易學をよくす。
 上野 泊 兮 藩士、明治初年頃詩書をよくす。
 貝原 伯 胖 明治三年皇漢學寮教官となる。
 村 垣 雲 村 藩士、明治四年歿。詩をよくす。
 上 枝 遜 齋 天保頃の藩儒、講道館出仕。
 江 口 春 帆 漆谷門、藩國史編輯館員となる。
 榛 谷 梧 竹 維新頃の詩人、詠物に長じた。
 早 川 侃 漢文に長じ慶應二年記録所總裁となる。
 伊 藤 紫 山 漢洋の學に通じ、明治三年藩學の大助教となる。
 村 山 研 堂 藩儒にして明治三年皇漢學教官となる。
 黒 木 茂 矩 秋山巖山日柳燕石に學ぶ、藩講道館の教官。
 黒 木 欣 堂 茂矩の子、詩文に長じ著述多し。
 原 山 外 詩書を能くし鑑識に長ず。

川口 刀水 廣瀬淡窓に學ぶ。先哲顯彰に功があつた。
 小田 稼 亭 皇漢學詩文に長ず。政歴豊である。
 長町 耕 平 醫師、象東と號し詩文に長じた。

第三項 皇學及び和歌

一、概 説

高松藩の學は松平藩祖頼重以來専ら儒學を主とし國學和歌にありては一種の餘技とし神官其他民間の徒によつて纔に試みらるゝに過ぎなかつた。皇學勃興は實に九代藩主頼恕の時に始まり、その宗家水戸藩國學におくるゝこと實に二百年の久しきに及んだ。

九代藩主頼恕夙に皇學振興に志あり、文政七年香川郡由佐村の國學者友安三冬を召して、講義を聽き更に國體究明の目的を以て國史編輯を思立ち天保三年高松城内に考信閣を設け處士梶原景惇其他に命じて歷朝要記を作らしめた。

次で天保四年中村春野を起用し同六年考信閣總裁に任じ三冬等と藩皇學の振興を計つた。春野の歿後天保九年友部方升同じく總裁に任ぜられ其の子方秀等と益々研鑽皇學漸く隆盛に赴いた。

慶應元年藩主頼聰始めて講道館内に皇學寮を設け、書記二人を置き教員中より總裁を任じその道の講習をなさしめた中村尙輔、松岡調、黒木茂矩等その督學又は教授であつた。

和歌は寛永の頃既に江川玄好、谷公明、松平可正があり、藩主頼重夙に其の妙手として知られ、公子頼章亦多くの遺

詠がある。されどその漸く隆盛に赴きたるは文政以後皇學勃興につれてのことと、しかも所謂風流遊戲として目せられ眞摯なる研究人としての歌人は乏しかつた。

其の主なる門流を擧ぐれば次の通りである。

友 安 三 冬 一 門	友 部 方 升 一 門
富 山 潛 齋 一 門	中 村 尙 輔 一 門
中 山 行 敬 一 門	黒 木 茂 矩 一 門
梶 原 藍 渠 一 門	入 谷 澄 土 一 派
中 村 春 野 一 派	

別に狂歌の名手として幕末より明治初年にかけて松平頼該安原枝澄がある。藤川貞賢一門も寧ろ此の派に屬するものであらう。

二、松平藩初當時

藩祖頼重夙に和漢の學に通じ、殊に國風を能くし中院大納言通茂と屢々歌詠唱酬する所あり又 後水尾法皇の知遇を受け麓塵と題する歌稿二百首の御閱を賜ふた。

おく山の苔のむしろにあたら夜の見る人もなき月ぞふけゆく

公子頼章は頼重の第五子、不幸早世したが國文和歌に造詣深く其の引田浦記は氣品高き雅文で讃岐名勝圖會の中に残つてゐる。

東路の隅田川原の名ばかりをこゝにうつして見やこ鳥かな

元生駒家の臣で當時家中第一の歌人と稱せられたものに岩手宗也があり、寛永の頃の藩士江川玄好、谷公明、松平可正亦和歌をよくした。可正は晩年屋嶋へ隱栖して餘生を楽しんだので、同山上の可正櫻はその遺蹟と傳ふ。

花の時もしも人來て問ふならば可正櫻と名を知らせてよ

三、文政皇學興降以後

舊侯並に其の一門

九代藩主頼恕始めて皇學振興に力を致し友安三冬をはじめ中村春野友部方升等續々國學者を擧げ大に之を獎勵したので歌人輩出文運漸く起り以後明治維新に至るまで四十餘年間皇學隆昌の基を開いた。

金岳公子松平頼該は文武の才あり多能多藝多くの遺著遺墨があり殊に狂歌戯文に長じた。國典歌道は三冬に學び和歌詠草の添削は方升方秀及び中村興三等に乞はれた。

其他松平一門に頼顯(竹軒)常諦院謚子、頼覺(芝岳)頼胤(鳳岡)頼纘(松嶺)坊城のり子(頼纘室)松平千代子(頼聰室)などがあつて何れも和歌をよくした。

友安三冬並に其の一門

友安三冬

楢舎と號し由佐の醫友安盛方の子である。漢學を菊地高洲に學び國學を藤井高尙に學んで造詣深きものがあつた。文政七年藩主頼恕の皇學振興の擧あるや召されて親しく書を講じ藩皇學の開拓に効があつた。歷朝要紀の校正、雲井御所

碑の建設等尊王を以てよく公を啓沃した。讚人國學を以て藩に用ひられしは實に翁に始まる。天保十二年其の著類題和歌集補闕六卷を獻じて公の嘉納する所となり、藩士中來り學ぶもの多く高松藩皇學の祖といつてよい。文久二年十月十日歿年七十五。著書多く、日々草、歌集、楢屋翁和歌集、楢舎家集、楢家集、類題和歌集補闕等がある。(讚岐雅人姓名録) 讚岐名勝圖繪には高松城の圖に「詠舟中望高松城狀歌」と題する翁の長歌がある。

友安家、盛員(寛永)―盛岡(寛文)―盛方(醫)―三冬―盛敏

三冬の門人中出色の學者に吉田蕃教杉野次義がある。蕃教は神樂催馬樂歌辨解を著はし次義は和歌をよくした。

中村春野

五松と號す。八栗城主中村宗卜の裔、世々高松に住した。文化十三年備中藤井高尙に就て國學和歌を學び、歸りて頼恕に仕へ天保四年士籍に列し同六年考信閣總裁となる。友安三冬等と藩皇學の振興に力があつた。天保六年七月二十七日歿。年六十五。

まめ心君につくし、人の名は世にたち花の香にほひけり

友部方升並に其の一門

友部方升

鳩舎と號し高松藩士久助方考の子である。幼より學を好み専ら國學を研鑽す、初め木村千之助に従ひ歌道を學び後備中の藤井高尙に教を受けた。藏奉行郡奉行等の劇職にありながら學を廢せず天保九年考信閣總裁に進み歷朝要紀の校正に功があつた。安政元年十月二十日歿。年六十。二季大祓祝詞補釋、朝日櫻歌意考、百人一首淺香山、弘道館紀考、海

防根源記、雨夜物語、正釋日抄、續日抄、神道百該等の著がある。

方升の子方秀は號を實副舎といひ父方升に學んで國學和歌をよくした。著書にかき葉三卷がある。方升の門人に北村安雅、山崎宗矩があり方秀の門に小松信周があつて何れも和歌をよくした。尙宗矩には言葉の大抵の著がある。

中村尙輔並に其の一派

中村尙輔

蘇舎と號し高松藩士中村惟孝の子である。國學を友安三冬に學び語學と和歌とに長じた。明治二年皇學寮教授同三年兼督學となり松岡調、黒木茂矩等と幕末の藩皇學の爲めに力があつた。當時刀株を得るために姓を更めて新名珠城とも稱した。

地位流槍術を矢野東に學び山鹿流兵法を深井象山に學んだが、夙に和歌を好み上京の許可を得んため槍術修業を名義に江戸に至り和歌を兼修して歸つたといふ。明治十二年七月八日歿。年七十一。著書多く詞玉緒澁添、蘇の露、五十音義大意目錄、郭公三百首、雅言摘要辭、拾遺集遠鏡等がある。

門人甚多く鈴木益技、三木受益、神崎資訓、同かつ子、紀盈之、中野好文、岡まち子、白井尹諧、三宅師鋌、安西惟明、宮武直哉等何れも和歌をよくした。

わが戀はえもいはしろの結び松としつきひさにむすぼほれつゝ

尙輔

中山行敬並に其の一派

中山行敬

本京都紳家の臣で松平藩主頼儀の母即就院中山久子(和歌に巧なり)の方に従ひて高松に來り、仕へて家老となる。歌名を道彦といひ上手であつた。天保三年九月三日歿。年五十一。

別れにし人はいづちの白雲のはてに君をや思ひたどらむ
行敬の子行爲長女雪子皆和歌をよくした。

富山潜齋並に其の一派

富山潜齋

高松の人、三倉屋市太夫といふ。元仁尾の人で辻氏である。友安三冬、中成好謙、梶原藍渠等と交り、片山恬齋について詩及和歌を學ぶ。嘉永二年七月三十日歿。年五十六。

潜齋の妻蕙子その祖母貞松養嗣定功皆和歌の妙手であつた。

春毎に老せぬ野邊の若菜こそ君が千年の例にはつめ

潜齋

入谷澄士

舎號を桂舎といひ歌文には多く澄士と書いた。高松藩士にして當時の和歌の妙手。著書に桂舎歌集績麻環、鹽の江日記、花の歌百首、しみの不留春等を残す。又和歌より入つて俳句を作り俳號を待月といひ畫は狩野親信につき上手であつた。明治十五年十二月歿。年七十七。

早春雪

鶯の初音の小松引く袖に、花と亂れてふるみ雪かな

黒木茂矩

ツカノヤ
樛舎といひ祠圃又は蟬齋と號した。家は世々吉野村大宮神社の祠官である。秋山巖山に和漢の學ならびに和歌を學び漢詩は燕石に就く、最も和歌に長じた。明治二年三十八歳の時高松に仕へ皇學寮の教授となる。後上京教部省の宣教師となり神道教導職となり大いに敬神の道を説く。後年高松に居を移し私塾盈科義塾を起し育英に力を致す。明治三十八年九月二十六歿日。年七十四。樛舎諄辭集二卷、和歌集、薰圃詩文集二卷等の著がある。

茂矩の子欣堂は詩文をよくし書に巧であつた。

はしたなく書きな流しそ人心、深さ浅さの見ゆる水莖

堀秀成並に其の一派

堀秀成

琴舎と號し、もと下總古河の人明治十五年來讃、同十九年高松に來り國語を教授し二十年十月三日歿。年六十七。國語に精しく音義學に長じ、又戯文をよくしたといふ。著述甚だ多し。高松に調舎歌會を設け、歌人多く來り學ぶ。歿後有岡隆三此の會を續け、隆三歿後赤松景福之を承く。調舎同人には庄野秋平、三好良行、小田知周、七條逸子、齋藤常性、宮武梅嶺など有名なる歌人であつた。

其の他の諸家

以上の外有名なる梶原藍渠、藍水父子、笈速水あり、古風歌、延喜式神祇卷、御代之鼓腹等の著を残した柳原紫峰があり、中條利翫、橋母理美、大鐘冬海、村山宗知、深井象山、増田命休、僧木阿、鈴木資深、諏訪種義、鈴木義績、秋山忠諦、竹内以徳、松村貞藤、香西一執、高島茂松、片山恬齋、大久保頼暉、同室直子、淺田平次、野口承藏、宇都宮美成、眞鍋御鈴、山室大海、増田正偉、山本正繩、那須賢直、鎌田里世子、武内兼善、大石幹、平尾意美、大久保來、山田政典など聞えたる歌人があつた。

女流歌人としては天保嘉永の頃に吉田達世があつた。百間町吉澤屋小平の母で共手記帖二冊には多くの名歌が残され當時知名の歌人と交渉多かつたことが窺はれる。

四、狂歌、戯作家

松平頼重は本歌の妙手であるが又狂歌を好んでゐた。降つて頼該は奇才縦横戯作狂歌の名人であつた。戯作三都八景懇丹幻の枕三冊歌多くの作が残つてゐる。

藤川貞賢は瓮廼舎と號し江戸の岡田眞澄に學び百人一首註釋を著し又狂歌に名があつた。其の一門貞世、貞富、貞辰も秀れた歌人であつた。

幕末より明治初年に安原より紺屋町に來住した安原枚澄があり、風俗畫の妙手として讃岐名勝圖繪に盆踊團を描き又石清尾八幡宮渡御の圖を残して居る。俳句狂歌に長じ殊に馬琴風の戯作を能くした。明治十九年十月歿。年七十一。枝澄の弟多田棹好は雁廼舎と號し友安三冬に學んで萬葉に通じ、長短歌、狂歌をよくした。

尙此の方面にあつて特筆すべきは默老翁木村亘である。

木村 亘

名は通明、字は能次郎、老後默老と號す。高松藩の老臣、頼恕に仕へて藩財政を救ひたる爲政家である。學和漢を兼ね和漢繪畫に長じた。殊に才氣横溢戯曲戯文を得意とし江戸藩邸にあるや曲亭馬琴と交り朝夕往來頗る親交があつたといふ。著書中戯曲に關するもの多きを見るも其の研鑽の程を知り得る。安政三年十二月歿。年八十五。著書多く、戯場思出草、戯作者考、國學小説通、京攝戯作者考、金瓶梅批評、釣狐尾芬褥、曲亭戯作目錄、不知火譚、本朝水滸傳初輯評等がある。

又安政四年に戯作大全を出した唐歌三ツ堂といふ戯作家がある。本名は三好與一左衛門詩三堂と號し高松藩士、明治二年一月二十六日歿。七十三歳。詩歌俳諧書畫等多趣多藝であつた。地方の題材を以て狂詩狂歌戯文物語等を満載、面白きものである。

第四項 洋 學

一、蘭方醫の學

松平舊藩政時代の洋學はやはり蘭方醫の學に始るといはねばならぬ。固より極めて幼稚なもので其の醫療の技を學ぶの必要上纔に蘭書を繙く程度のものに過ぎないとは言ふまでもない。然れども安永天明の頃既に久保久安があり長崎に至つて親しく蘭醫に就き蘭書蘭方の醫術を學び、文化文政の頃鹽田時敏があり、嘉永の頃廣瀬達等がある。

久 保 久 安

名は方堅、山田郡の醫久保桑閑方毅の長男である。蓋し讃岐蘭方醫の祖といふべく肥前長崎に至つて蘭醫に就き蘭書並びに蘭方醫の學を學び、學成つて歸り明和八年高松百間町に居を構へて町醫者となり外科に長じた。天明三年初て藩主頼起に調し同五年表醫師となり寛政五年頼儀の時加祿奥醫師となる。その養子久安方卿、方卿の子久安方圓、方圓の養子休安方雲相繼で家業を承け世々藩の醫官となり明治に及ぶ。明治元年醫學寮を設けらるゝや方雲醫監兼教授となつた。

鹽 田 時 敏

名は時敏、通稱は良珉、鹽田文庵の嫡男である。文化十一年文庵に繼ぎ藩主頼儀に仕へて醫官となる、醫方を唱へ外科全書、醫方機握等の著がある。文政八年十二月二十六日歿。

廣 瀬 達

名は可行、竹庵と號す。松平藩の儒員にして詩文に達し蘭書に通じた。嘉永七年亞米利加總記を著はす。

柏原謙好 父子

謙好名は毅、漢學を柴野碧海に受く。二十二才の時長崎に至り蘭醫シーボルトに學び牛痘種法を受け嘉永二年歸藩種痘法を創む。同三年藩奥醫師となる明治六年三月歿。謙好の子謙益は緒方洪庵に學び亦藩奥醫師となり維新後高松病院醫員となり明七義塾を興して醫員を養成した。明治二十九年五月歿。年七十。

蘭方醫によつて行はれた蘭學の研究は前項述ぶるが如く未だ甚だ幼稚なもので是を純然たる洋學の勃興とは稱し難い。高松藩の洋學は矢張り幕末より維新にかけて起つた英語研究を以て嚆矢とすべきであらう。當時幕府が西洋諸國と事を構へ交渉漸く紛糾するに及び西洋事情を知らんがため江戸大阪は勿論各藩に於ても新進の徒の英語研究に志すもの漸次多くなつて來たのである。

高松藩洋學の嚆矢

高松藩では幕末より明治の初年にかけて山田純安、松田周次、高原弘造、東原宜兼、阿部某の徒があり既に英語の研究に志し大阪に出で、修業してゐた。藩主に於ても大いに洋學研究の必要を感じ明治四年三月三日山田純安、松田周次、高原弘造の三名に命じて英國に留學せしめ夫々研究せしめた。東原宜兼は残りて一時大阪府に出仕、其の後歸讀して藩の洋學寮に用ひられ本藩英語研究の爲めに功あり、多くの子弟を薰陶した。

山田純安

名は有秋、字は士穉、撫松と號し高松藩醫山田景純の孫である。學漢洋を兼ね大阪に出で、英語を研究、明治四年三月藩命により英國に留學して専ら鑛山學を學び同八年歸朝工部省の技師となり小坂阿仁面谷等の鑛山を監督す。同二十年辭して古川鑛業所に入り明治三十四年七月五日歿。年六十三。

松田周次

明治の初年既に大阪に出で、洋學を研究した逸材にして同四年三月藩命に依り英國に留學、土木學を專攻し、歸朝の

後鐵道寮に入り技師となる。晩年湘南の地に退隱餘生を送る。

高原弘造

山田純安、松田周次等と共に明治四年三月藩命により英國に留學、専ら建築學を研究し歸朝の後工部省工學寮に入り御雇技師英人コンドルの助手となる。後辭して日本土木會社の技師長となる。

洋學寮

明治の初年藩學講道館の制度を改正するに當り二年洋學寮を市内天神前鶴林寺内に設け英人モリス並に東原宜兼をして英語の教授に任ぜしめた。來り學ぶもの何れも當時新進氣鋭の徒にして後明治時代に盛に活躍した人物が多くその重なるものを擧げると左の通りである。

一級生には

富田又録(後船長)

佐立七次郎(後工學士、遞信技師)

安達傳昌

佐立次郎(後工學士、大阪府技師)

中村俊次

森多一郎

二級生以下には

古岡芳松(大學豫備門在學中病死)

前川龜次郎(後文學士三高教授、舊姓小田)

吉本龜三郎(後工學博士)

三野嘉吉郎(後遞信局技師機關長)

川田徳二郎(後印刷局官報部長)

諏訪鹿三(後農學士)

多田銀三郎(後機關長)

廣井庸三郎 羽原半五郎

鎌田勝太郎

都崎秀太郎

西條欣吾

安井勇平 鎌田直三郎

女流には

廣井 兼(後飯山正秀妻)

栗生

磯(後藤野某妻)

廣瀬

悦(後多田銀三郎妻)

渡邊 菊(後東原官兼妻)

山田

近

宮脇某

高松龜阜學校

明治五年藩學を廢し宮脇村に於ける藩主頼聰の別館龜阜莊に縣學を設け校則五條を設け漢學洋學算術習字を授く。縣直轄として縣費を支給した。英學部の教師には有井某(和歌山縣人)幸田學(慶應義塾出身)大久保鐵三等がゐた。

次で同校は七番丁淨願寺横に新校舎を作り同六年七月移轉し中學校と改稱、初代校長に武内政方、次に岡山縣人木庭繁之を襲ぐ。英語教師には幸田學、安達傳昌、中村俊次等がゐた。同校出身には清野長太郎、谷本富等の名士がある。

英語私塾

藩學縣學に於ける英語研究の外、市内に於ける英語私塾も續々發生した。

明治三、四年頃の越後の人益田克徳(男爵益田孝の弟、後東京海上保險會社々長となる)天糟某等によつて開かれた私塾には富田又録、安達傳昌、中村俊次の徒も學び、又前記有井某も二番丁に有井義塾を開いて教授した。

自由黨の名士栗原亮一は初め來つて川崎舍竹郎の客となり有志に英語を授け、再度來讃の時には木庭繁と共に私塾を開いて、黨員並に有志に教ふる所があつた。

共立義塾

明治十年頃に至り本縣英語研究者幸田學、安達傳昌、中村俊次、森多一郎等によつて龜井町に一の私塾を設けて名づけて共立義塾といひ英語の外漢學數學をも併せ教へた。

高松英語學校

明治十五年より二十五年まで七番丁に於て羽原半五郎によつて開かれた私學で、英語漢文數學を授け、教師には村井知堂、英人ダツツレー等が居り英語私塾として最も長期に亘り當時の英語開拓に力が多かつた。

洋學所規則

當時の諸規則中偶明治四年五月改の洋學所規則を探り得たれば參考の爲め左に擧ぐ。

洋學所規則

夫洋ノ學タル厚生利用蒙園中民生須臾モ不可離ノ要務ナリ故ニ此學ニ從事スル者普通專門ノ科ヲ研究シ五大洲ノ情ヲ知リ昕夕奮勵皇誓ニ遵ヒ國家富強ノ途ヲ恢弘シ遂ニ皇威ヲシテ蒙園氣中ニ照耀セシメント期待スベシ

一、禮義廉恥ヲ正シクシ師長ヲ敬ヒ言行ヲ慎ミ互ニ切儆勉勵スベキ事

但シ諸生徒喧嘩口論ハ勿論猥リニ大聲ヲ發シ或ハ費中ヲ亂走スベカラス少年輩精不精行儀不行儀ハ其父兄平素ノ教訓ニアリ父兄タル者宜ク訓戒ヲ加エ規則ニ違犯ナキヨウ申付ヘキ事

一、入費日毎月二日

但シ初テ入費ノ輩ハ入門式有之ニ付總テ司管所エ願出テ級牌受クヘシ右級牌ヲ以テ日々登費各級教官エ教ヲ請ヘ

シ若級牌紛失スルニ於テハ滯費申付ルコト且初入門ノ輩束脩トシテ金壹朱納ムヘシ尤貧生窮乏納メカタキ輩ハ其情實書面ヲ以申出ヘキコト

一、教場立禮ノ事

一、修業時限ハ午前第七字ヨリ十字ニ至リ午後第一字ヨリ第三字ニ至ル事

一、譯書時限ハ第八時ヨリ午後第二字ニ至ル事

但シ遅刻ノ輩ハ當日缺業タルヘシ尤受業ノ席ハ各級教官ノ命ニ違背スベカラス且等級ヲ躓エ教ヲ受ルコト堅ク之ヲ禁ス

一、等級ヲ十六級ニ分チ最上ヲ第一級トシ最下ヲ第十六級トス假令小成ノ者タリトモ初入門ノ輩ハ先ツ級外ニ置キ檢査ノ上登校ヲ許スヘキ事

但シ五級以上ハ學資金賜ルコト

一、大試業ハ春秋二次小試ハ毎月壹次學ノ優劣ニ依テ等級ヲ進退昇降スヘキ事

但シ春秋ニハ大ニ褒貶昇降ノ典アリ尤平素出精ノ輩ハ非時ニ褒賞スルアルコト

一、書籍拜借ハ毎月二回證書ヲ以司管所エ願出ヘキ事

但シ證書エ姓名印章ヲ記シ受業教官檢印ヲ受ヘシ總テ等級相當外ノ書籍ハ拜借ヲ禁ス字書ニ至テハ會讀講義ノ級ニ昇ラサレハ是亦拜借ヲ許サス

一、書籍紛失ハ勿論缺壞點汚スルニ於テハ總テ償金ヲ出スヘキ事

但シ費中ニ於テ書籍ヲ机席間ニ浪藉分散スヘカラス務テ整齊愛護スヘシ

一、三ヶ月缺席二十日ニ及フ輩ハ一週間登費ヲ許サス

但シ他日登費ヲ許ストモ必ス一級ヲ下タス依之疾病事故アリ缺席スル輩ハ其度毎ニ司管所ヘ届ケ出ヘシ自然怠慢放肆暴戻恣睢ノ亡狀アルニ於テハ其科ハ輕重ニ隨ヒ譴責申付クル事

一、普通ノ課業卒業シ専門學ニ昇進スルニ至テハ是迄受業拜借ノ書籍其儘賜ル事

譯書學課

一、窮理學

一、地理學

一、史學

一、法律學

一、經濟學

一、譯書生徒五級ニ分チ學ノ成否ニ因リ進退昇降ス

休憩

一、神武天皇 三月十一日

一、仁孝天皇 二月六日

一、孝明天皇 十二月廿六日

一、天長節 九月廿二日

一、石清尾祭 八月十三日ヨリ十五日迄

一、石清尾市 四月二日三日

一、七 節 句

一、七月十三日ヨリ十六日迄

一、十二月廿日ヨリ翌年正月十二日迄

一、毎 月 一 六

右條々確定候各背犯スヘカラサル者也

明治四年辛未 五月改

高 松 藩 洋 學 所

第二節 文 藝

第一項 俳 諧

一、概 説

元祿の頃歌人岩手宗也があつて俳諧に手を染め、松平二代藩主頼常元祿十五年小箕瀑にて句を残した。蓋し高松に於ける俳諧の嚆矢であらう。

享保の頃椎本芳室大阪より來つて高松に滞在、指導する所ありて古道、楚得を生む。以後高松の俳風は永く椎本派の風靡するところとなり古道の門に赤澤古行があり、又江旭、丹水、青夫の一派並に周雨、爐峰の徒が生じた。

明和五年に至り當時の名家、谷口蕪村、中川麥浪時を同うして來讚共に大なる影響を與へた。麥浪は伊勢より來つて

東讚三殿木村環黎方に留杖三句餘に亘つて指導、蕪村は阿波より來たらしく白鳥三本松を経て高松に入り富山家に滞在その丸龜に向つて去る時「炬燵出て早や足もとの野川かな」の句を残してゐる。

其後天明に山崎拍舟があり俳諧通俗志季節早合點を出し、寛政十二年洛の三宅嘯山選俳諧獨喰に名を連ぬるものに一列、存候、規月、立章、南江、玉井、東里があり、俳諧なにはぶりに名を残すものに竹彦、撫子、茅工、古橋がある。

文化文政に至り高松藩士に向井履視があり京の蒼虬に學んで妙手の名あり、日本名家句集を編み稍おくれ藩士藤本五視現はれ、從來の椎本派に反抗芭蕉に復古すべしと高唱盛んに活躍する所があつた。

天保、弘化、嘉永、安政、文久幕末に及んで俳諧はいよゝゝ大衆化し、質よりも量に於て旺盛に趣いた。あらゆる階級に普及した。それだけ玉石混淆は已むを得ない。天保の俗輩と罵らるゝに至つた。

明治に入つてから子規によつて改革の烽火があがつた。所謂新派舊派の名が生れた。等しく新改革派にも各種の流派が生じた。我が高松に於ても舊派では維新頃より入つた京の花の本芹舎の流があり、從來の椎本派其他の統を守るものがあり、改革派では井泉水の層雲派があり、碧梧桐の海紅派があり、零餘子の枯野派があり、麥人の木太刀派があり、晋風の黄橙派があり、句佛の懸葵派があり、青々の倦鳥派があり、虚子のホトトギス派があり、東洋城の澁柿派があり、月斗の同人派があり、隨分盛なことだ。併し何れの流派と雖も新時代の文藝觀の影響により各々進歩向上しつゝあるは事實であらう。

二、舊 藩 初 期

松平南嶺、二代頼常である。元祿十五年十月小箕瀑にて左の句がある。

初時雨とのも著て見る小みのかな
岩手宗也、元祿の人、もと生駒家の臣なりしが後浪人となる、和歌、俳諧の造詣深く高松藩に於ける最古のものであらう。

鶯は匂ひの花の前句かな
三、古道と楚得

大阪の俳人椎本芳室は當時の達人で高松に來り滞在、多くの門下を有し一時讃岐の俳壇を風靡した。其の門下中高松人として有名なものに山本古道、龜井楚得がある。古道は元文年間芳室の庵號甘泉室を嗣ぎ椎本の稱をも許された程の上手、楚得も芳室より曉雲の文臺を受傳された妙手であつた。其他高松人にして同門に屬するもの多く寛政二年泉州の五彩堂短州によつて刊行された芳室追福集四日桃には連句が載せられてゐて、その中には古道、茂根、楚得、一洞、湖外、桃園、芝園、魯道、起石、視徳、知遠、秀葉、南岡、初篁幾曉の名が見えて居る。

山本古道、四友庵と稱す。芳室の教を受け元文年間師匠より甘泉堂の號を嗣ぎ椎本ともいふ。明和八年冬十月九日歿。白雲のくだくる風の櫻かな

又讃岐名勝圖繪琴林碑に

松原や扇をふしにおもひあけ
龜井楚得、元文より安永頃までの人、祥雲軒と號した。南新町菓子商坂井屋と稱す。師芳室より曉雲の文臺を受傳された。

泉浪子一三

俗稱は中野省我、半孤軒と號し又泉浪子一三と號した。高松に於ける元祿以前の俳人として著名なもの、道統は貞門に屬し貞徳の門人維舟の門下で寛文百人一句に數へられ主として寛文延寶の頃に活躍した。彼の「さてはあの月が鳴いたかほとぎす」の句は後徳大寺實定の和歌を踏まへた句で、從來作者を誤られてゐたが實は一三の作である。その主なる句を擧ぐれば次の通りである、

洗濯物(棕梨一雪編)より 寛文六年刊

白魚を玉にもぬける目ざしかな 一三

春風や水なき空にいかのほり 一三

越路草(柴垣卜琴)より 寛文頃刊行

ト琴在江戸のとき旅宿にて興行にかの宗鑑法師の古ことを思ひ出て 一三

下の客とよしやなれども花の宿 一三

俳諧語心集(一風子雅寛編)より 寛文十三年刊

酒代もつきれば晝の月見かな 一三

芳翁追悼

摘取りてせめて三葉を手向草

四、鳥の宿にある高松俳人

寛延元年刊行の洛北西角庵一方の紀行集「鳥の宿」にあらはれた高松俳人を抄録すれば左の通りである。

秋山江旭、弄月泉といひ當時高松に於ける妙手として多くの句を残してゐる。

蝶はまた花野の夢や朝くもり

藉芽舎丹水、鳥の宿に獨吟の首尾行を送つてゐる。

染めかねて松にたはしる霞かな

桃杏園山棟

茶の花や揃ひかねたる軒のつま

鶯子軒普山

あら磯を鳴やはらける千鳥かな

薪歌舎青夫、寛政二年八月三日歿。

うくひすや一聲つゝは小松にも

撫藤舎土牛

夕暮をとちらへ向かん月と蓮

鑒止舍芳冽

行春やうぐひすの關何の爲

清水 柳儿

華よりも一葉くゞに月の雪

鱗 水

苗代や咆すかしたる鶴の喘

五、周 雨 と 爐 峯

兩者共寛延寶曆の頃の高松俳人。東都の吸露庵涼帝が寶曆十三年癸未の秋に出した古今俳諧明題集には高松の代表として加入してゐる。同集は元祿以來の大家に當時代の名手を加へて季題別に分類した力選であるが名家達の中に交つて左の句あ載せられてゐる。

燈心も草では闇しほとゝぎす

周 雨

海月とり逃げのぼつたは月ひとつ

爐 峰

六、居待月に現れし高松俳人

伊勢の老俳麥浪舎杜菱明和五年來つて大川郡三殿の里正木村環翠方に泊し、居ること三旬有餘。東讚の同好至り教へを受くるもの多く一時盛を極めた。安永五年八月十八日環翠主唱その第七回忌を營み、句集居待月を得た。同書に名を連ぬる高松俳人甚だ多くその主なるものを左にあげる。

傾城のともし火飽てほたるかな

幾 曉

かんこ鳥また仕合せは夏の暮

楚 得

人暮て嘶の歩行くすゞみかな

畏 天

朝顔や思へば人もひとさかり

湖 曉

七、赤 澤 古 行

古行は號を朝顔庵又は然々房といひ其の句風一種の特有のものがあつて、又俳畫もよくした。四友庵古道の門人。平賀源内と親交ありしこと源内傳記中にあるを以て蓋し明和、安永、天明の頃の人であらう。在來の諸書に文化文政の頃の人としてゐるのは疑問で高松西方寺山下松巖寺にある古行翁之塚の側面に寛政二年庚戌八月三日汀花建立とあるのによつても文化には既に遠く歿し去つてゐることが明である。又從來觀音寺琴彈山下の人となつてゐるが朝顔重句集に高松方面の句の多いこと、その墓の高松にあること、同句集末尾に寛政五年癸丑初夏讚州高松朝顔重社中とあること、同句集編輯の募集小切木版刷に高松朝顔庵とあること、遺墨自畫讚の幅に安永七年如月十四日蘇庵此地に來り會ふ折から望めば斯筆を残したりとして別に高松家中の文字があること等より推して高松の人たるを決定し得る。尙前記汀花は俗稱を中村久知といひ其の統を嗣ぎし妙手であつた。

朝 顔 畫 贊

朝顔や夜の力のとゞくまで

八天明より文化文政の頃まで

天明より寛政享和を経て文化文政の頃に至るまでの高松俳壇はかなり盛んであつたが全国的に名を成すものは乏しかつた。今著名なもののみを挙げて置く。

山崎柏舟、高松紺屋町に住し點者を業とした。天明元年通俗志なる俳書を出し後之を縮約して俳諧通俗志季節早合點と改めて普及をはかつた文。化の始に歿す。

あけのこる星三つふたつほとゝぎす

俳諧獨喰中に見ゆるもの

一列 正月は正月にして暮しけり

存候 五形花や野にあるうちの美しき

立章 ねるのみに我家忘れぬ花見かな

南江 花の幕覗かは下戸といはさぬに

東里 獅子舞の上手を盡す暑さかな

玉川 蝶々の町飛ぶ春となりにけり

規月 添寝する母のこゝろや雉の聲

「俳諧なにはぶり」に見ゆるもの

竹彦 柳から起て行くなり朝あらし

撫子 夜さくらに扇ならして居たりけり

茅工 さひしさは酒にわするよ雨の月

古橋 唇のふたつうごくよ春の風

向井履視、名は由豫、郡助と稱し、秉心堂と號した。高松藩士、京都芭蕉堂蒼虬に學び日本名家句集の著がある。文

政十年九月廿三日歿。年七十五。

はつ春や琉球芋のあたゝかみ

柴田關鷺、甚右衛門と稱す。文化中高松の人。

水馬休まんとして流れけり

鶴洲、松巖寺に句碑がある。時代分明ならざれど蓋しこの頃の人ならむ。

谷川の水は流れて若葉かな

九、蓼也園五視と其の一派

高松藩士、俗稱は藤本與平、若き頃より俳諧を好み文政天保の時風に投じ名あらはる。高松の俳風古道以來椎本芳室の流を汲みしに抗し、遠く芭蕉に復せんと企てし程の妙手、門流甚だ多く日下乙井安原三江はその高弟である。天保の初年歿。明治十二年の冬其の子槐屋により遺集「記念の言の葉」世に出で巻頭の肖像は枝澄の筆に成り賀雀重梅晴序を記した。

ありなしに梅は咲きけり竹の間

草臥て蝶に追はるゝ野道かな

日下乙井、名は奉演、義左衛門と稱す、又號餅山、天神前の人、高松藩の勘定奉行、俳句の外漢詩もよくした。安政三年二月廿日歿。

雲井御所

かねてより千鳥の夜とは見ておきし

安原三江、名は枝澄、南山と號す、安原の人、紺屋町に住す。明治十九年十月歿。年七十一。

稻妻や膳にむかへは膳の先

福守梅居、安政五年文月玉藻集を刊行す。

吹くほどに海もさわがず春の月

奥田林水、名は景之、藤左衛門と稱す、嘉永の頃の人、馬場に住した。

花に行く朝や着物の片下り

玄甲齋龜山、安政万延頃の人、西通町龜田屋の主人。

簑虫の簑も通さず初しぐれ

繁也亭路彦

遊ぶ日は袂ぬらさん春の水

日下蔓衣、乙井の妻である。

片隈に居れども春の寒さかな
栢亭

出る月に膝を直して涼みけり

五石、古手屋利助といふ、西通町に住す。

袴着て山も越けり花の春

十、松平金岳公子

幕末の俳界に松平全岳公子を見出すはまことに面白い、公子下情に通じ才氣縦横、多趣多藝、殆ど至らざるなき奇才であつたが、俳句にも亦特に嗜好を有せられ、時々ものせられた句が遺つてゐる。遺墨には畫賛物が多い。句風は一種獨特のもので公子の面目躍如たるものがある。

繪小曆の句の内より

玉 大福を引たりうしの春あそび

牛 大うしもらくに暮すや御代の春

幕末より明治初年頃まで

天保以後明治初年にかけて俳壇はますます大衆化しあらゆる階級に普及した。稍玉石混淆の嫌はあるが其の數に於ては隆盛を極めたといつてよい。左に擧ぐるものは嘉永安政の頃丸龜の茂権によつて企てられた讃岐俳人番付より抄録した高松の俳人で、當時の消息が覗へる。

頭取 素六

張出 梅彦

一段目 乙井 一虚

二段目 春和 素牛 林水 如樂 太岳 素隠 五石 有椎 龜山

三段目 青梅 斗凉 柳灣 梅居 一居 龜堂 述江 鶴巢

四段目 斗風 三景 黛峰 岱我 宇明 醉海

五段目 木嶂 梅溪 月齋 錦苔 松齡

穂屋、俗稱西原屋利八、湊町に住す、嘉永より明治初年迄の人

名月や眼をとゞむれば露の音

素牛、嘉永より明治に及ぶ。湊町の人、後綾岳といふ。

梅が香になれて寝易き月夜かな

宗海、初め素鶉後宗海に改む。百川庵又は湯々齋といふ。古馬場町の住、紅屋の主人である。明治の初年歿。

瀬をこせば大群になる小年魚かな

自閑、俗稱淺野海保武、自閑又は醉推と號す。和歌俳句生花點茶をよくした。安政四年歿。

素六、番付に頭取とあり、出來た人るならむ。

寵愛の猫ふせげども通ひけり

其 柳、大阪の人、來つて川崎舎に滞在句作を指導し明治初年歿す。

一日とおもへば暑さしのぎよし

夢 一、幻々齋といふ、田町の人、明治十二年正月二十六日歿。和歌では桃の屋三千齋といふ。

石佛の御手にかゝるや蝸牛

無物、俗稱は小田景升、明治十年頃の人。

たふくと満來る沙やけふの月

待月、歌人入谷澄士である。俳號待月。

かけて退く裾に風あり青簾

一 居、宮武氏、名勝圖繪の枝澄の贊をしてゐる。

祖父ばゝもこゝぞと寺のをどりかな

斗凉、田町の人、明治二十三年歿、年七十八。

ゆく秋の道々こぼすもみぢかな

俗 我、淺見氏、天神前の人。

遠けれど思ふや月の渡舟

青 海、山崎氏、天神前の人。

月もなし寝るるにも早し春の月

一 虚

ころあひに娘かくれて梅の花

春和

あと向きに柳くゞるや筏さし

月 琴、初め二車と號し後日琴と改む。

惣 門

たゞ照す月や壽永の夢のあと

如樂 鶯や聲のとゝのふ雨上り

素隱 八十の坂越すや葦をつみながら

梅溪 目覺て夜も目につく浮巢かな

鶴巢 八十島や囀りそめて百千鳥

月齋 月澄むやひとりになれば水の音

明治 大正

子規鳴雪の徒によつて俳句改革が行はれ所謂新派舊派の名稱が起つたのは明治も半ば過ぎてゝある。舊派は從來の傳統に據つてその權威を維持しようとし新派は新時代の文藝觀によつて内容に表現に新轉向を見せた。主觀客觀の争が起り寫生派思索派の對立が起り俳味詩味の争が起つた。舊月並派にも宗匠の傳統があり新改革派にも幾多の流派が生じた

中には十七字詩の規約までも踏破つたものもある。是等一々の長短得失を評論することは本稿の本旨でないから茲には唯あるがまゝの推移に従ひ明治大正にかけて故人となつた俳人の主なるものを擧げよう。

賀雀庵梅晴、別號は吐雲窓又凌雲其蛸、本名は山口弘文、若狭藩士、十五歳の頃より俳句に志し雪中庵對山、芭蕉堂蒼虬、麥慰舍梅通寺の門に入り研鑽、天保嘉永安政の頃東都西京に轉住、維新の際母方の姓中山氏を名乗つて諸國行脚明治九年讃岐丸龜に來り同十二年高松に移轉二十三年三月二十一日歿。年六十八。

地に積まば掃いて捨てかし散る櫻

南無庵眞海、本名は長尾憲澄、白鳥村の人、若年猪熊方主に國學和歌を、猪熊全昌に漢學詩文を學び後佛門に入り同地千光寺の住職となる。明治九年京都花之本芹舎の門に入り研鑽、南無庵六世を繼ぎ高松紺屋町に住し俳誌俳海の潮を出して門下を導く。明治四十五年七月十五日歿。年五十三。

夕山や時雨つくして歸る雲

梅下庵快笑、俗稱は安積基、天神前の人、和歌を中村尙輔に學ば俳句は花の本芹舎門である。大正三年一月歿。年七十二。

辭世 懷へ硯仕舞へや夕櫻

松濤庵網浦、俗稱は多田宗次郎、花の本芹舎門である。明治三十七年十一月歿。年七十三。

わく音の心にしむや世の清水

滴翠園夏稚、俗稱は杉野克巳、高松藩士、花之本芹舎門である。明治四十五年四月歿。年六十八。

青竹の垣新しき牡丹かな

白雲洞東洋、俗稱は鈴木義和、字は子幹傳五郎と稱す。讃岐自由黨に屬し第一期の貴族院議員となる。書を愛山に學び墨竹をよくした。明治四十三年十一月歿。年五十四。

杖引かん今日を見ごろの雨の菊

賀雀庵梅岳、別號は旭影亭又圓土、俗稱は吉岡理三郎、慶應二年高松に生れ十二歳の頃より俳道に志し百川庵宗海、梅下庵快笑の門を敲き遂に賀雀庵梅晴に師事して専心修行、二十三年梅晴歿後第二世を嗣ぐ。後丸龜に轉住、大正十二年六月歿。年五十八。

よく肥えた池の緋鯉や桃の花

無門庵紫明、別號怪然坊、俗稱は盛正家、鹿兒島縣人、明治の末頃本縣に來り無門俳壇を起して門下を導く。大正の末年屋島山上に芭蕉の句碑を建て裏面に自句並に門下の句を残した。大正十四年十月紺屋町に歿。年八十。

辭世 散り惜しむ法の教への櫻かな

蚊柱庵枯枝子、俗稱は樋口徳太郎、高松藩士、明治三十年の頃東都に遊び正岡子親に私淑俳句に入る。枯枝子の號は彼が日本新聞に於て子規選初入選の句「枯枝の先の方から若葉かな」に因んだものといふ。晩年枯野派に交游する所あり坂出に木屋吟社高松に如月會を設け風雅を樂しむ。大正四年その綾歌郡長時代に主基齋田の句として次のものがある。

太鼓鳴る御田植歌拍子ゆるやかに

第二項 書道

一、藩主及び其の一門

松平藩主十一代政務の餘技として詩人あり歌人あり畫家あり俳人あり、多趣多様何れもその道の鼓吹に力があつた。殊に書道は多くの藩主並にその一門皆よく書かれ遺蹟の立派なものが尠くない。藩主中特に能書と稱せられたのは二世頼常、五世頼恭、八世頼儀、九世頼恕、十世頼胤で、頼儀の公子松平竹軒は書風溫雅、支族松平頼覺は大字精妙、公子頼該（金岳）は始め董其昌、後清人胡兆新を學びて能書新建聖廟碑はその二十六歳の時の筆、後年佛敎に心を傾けてからは毎日數十葉の曼陀羅を書かれ、益々圓熟せられた。其他松平頼續（通稱哲松）は松嶼と號し、公子頼燕の室常諦院謳子は大字に妙を得頼恭の二女松平雅子は學を芝山に受け詩歌書畫をよくした。

二、藩右筆家の著名なるもの

藩祖頼重の右筆に箕輪彌六あり、祿五十石を受けしが自ら恃む所高くその地位に甘んぜずして江戸に去り同地に歿した。蓋し本藩書家の白眉であらう。頼常の時佐々木文山あり。臥龍又は墨華堂と號し書名全國に聞ゆ。讚人中弟子多く脇養親はその門に出で頼豊の右筆となる。其他藩右筆の家には綾田家、後藤家、田中家、桑田家、吉田家、丹波家、高島家等がある。

佐々木家（定府）文山—嘉武—嘉遼—嘉清—嘉忠

脇家……………養親—親洪—親行—親居—親張—喜三郎

後藤家……………正造—正信—正直—百助

綾田家………景品—景純—景隆—景能—景明—彌惣—彌一郎
綾田別家………景滿—景福—景賢—勘藏—直矢
田中家………高明—高伴—高朗
高島家………申易—右之一鄰

三、青葉士弘と後藤芝山

共に藩の大儒にしてその名全國に及ぶ。専門的書家ではないが遺墨氣韻高く珍重せらる。士弘は號を南洲といひ享保十一年藩儒となり、子孫皆儒を以て用ひらる。書を能くし墓標の題字は生前自筆を揮ひしものといふ。安永元年三月十六日歿。年七十。芝山名は世鈞別號は玉木山人。四書五經に新訓點を施し後藤點と稱して世に行はる。寶曆三年頼恭に仕へ藩の儒學を統督した。書は用法穩健。俗流超脱頗る風格の高きものがある。天明二年四月三日歿。年六十三。

四、後藤漆谷と市河恭齋

藩に於ける専門的書家の尤なるものは蓋し天明より天保にかけての漆谷と文政天保の恭齋とであらう。漆谷名は苟簡字は子易又田夫號初木齋後漆谷、俗稱袋屋勘四郎、隱栖は老松園或は老松精舍、漆谷の號は其の別墅の地名山田郡漆谷に因る。雞林、芝山に學び栗山に知られ詩書共に。妙安永の末藩主頼眞の時既に書名あり其後老熟永く讃岐文人の淵叢と稱せらる。天保二年五月歿。年八十三。遺墨の佳なるもの所々に見る。恭齋名は三千、又の號桃翁或は古學道人、通稱は三千太郎、高松藩士稻毛屋山の長子、江戸の書豪市河米庵の養子となる。書法精妙人呼で小米といふ。又篆刻を能くした。天保四年六月歿。年三十八。

五、北原梅庵及其の門流

幕府に當り専門書家として多くの門流を有したものに北原梅庵がある。梅庵名は孝繼、字は善夫通稱は直一郎其先は常州下館の人、藩祖就封の始駕に従て來藩した。父を孝幹といふ。書を江戸の市河米庵に學び慶應二年講道館の習字指南となり藩の書を導く、教を受くるの徒殆と二千人。明治元年八月歿。年六十。高弟に三野柿堂あり、名は攝平、藩儒盤溪の子、家庭に學び後梅村冲堂に學び詩文をよくした。大島文明も亦梅庵門の逸足、名を當一といひ能く書いた。後の市長小田稼亭、實業界の中野武營等も書は梅庵に學んだ。其他當時從學の徒何れもその書風を受く。

六、其他の書家

其他書家として特に名を成したものを擧ぐれば安永寛政の頃兒玉三谷、杉野次定があり、文政天保以下に山田鹿庭同梅村同晋香島村默齋、徳永筆山、長尾正孝同竹爛、三好竹齋瑞圖を學んだ奥村鹿江があり、嘉永安政より明治維新後にかけては漆谷流の江口春帆、胡兆新を學んだ大島甘泉、草體の岡坂鐵山、楷書の野田藻浦、貫名海屋を學んだ池田蓬屋及び笹山屋山があり、専門家ではないが書名全國に知られし者に黒木欣堂等があつた。

尙儒者詩人歌人畫家其他にして書を能くしたものの多く、岡井嶮洲同赤城、岡長州、菊地家には黃山寶山五山秋峰、鈴木三橋、梶原藍渠、米谷樸齋、中村十竹、後藤迂齋、入谷美平、久家暢齋、吉本復齋、僧石竈、寺井樾屋、北村安雅、十河節堂、小夫正容、小河久成、三木半雲、僧宏洋、伊藤養浩、市原筠齋、同梅隣、葛西省齋、村山研堂、雜賀保、中村香村、原山外、灘波鹿泉、吉田犁遊、等何れも秀れた遺墨を残してゐる。

第三項 繪 畫

一、概 説

寶永元年狩野紹伯高松藩繪師として用ひられし以來その子孫世々藩繪師の職にあり、藩の畫風自ら狩野派に屬し連綿として幕末の狩野永笑に至つた。土佐派も亦幕末に至り森良敬を出し藩繪師として用ひられ多くの門下を生じた。

享保寶曆の頃僧侶に鶴洲と實山があり、何れも佛畫をよくした。兩者共夙に畫を以て専門としたるもの。鶴洲は土佐家の嫡流、既に藩祖英公の時來つて知遇を受け、實山は狩野派の養子、故あつて家を辭し享保の頃來讃見性寺にありて畫名が高かつた。

寛政以後讃岐畫界の中心となつたものを長町竹石、龜井東溪とす。竹石は南畫の耆宿としてその名全國に聞え、門派多く、是より南畫永く讃岐を風靡するに至る。東溪は沈南蘋の畫風に倣ひ設色に長じ藩主襄公に知られた。

幕末より維新にかけては多くの妙手があらはれた。竹石の流れに兒島竹處、中川馬嶺、同愛山があり、京都の貫名海屋の一派に中村竹巖、細谷立齋があり、狩野家に永笑があり、土佐派に森良敬があり、何れも特異の畫を以て門下を率ひた。老臣、學者、醫師、工藝者流にして餘技之を樂しむものも多かつた。

蓋し高松に於ける繪畫は元來趣味的尙古的傾向を有し、寫意を重んじ筆力氣韻を尙び、若干の専門畫家の外は餘技として娛樂的に描くものが多かつた。

風俗畫、戲畫に松平金岳、安原枝澄のあつて、維新前後にその奇才を縦横に揮ふたことも見逃せない。殊に枝澄は讃岐風俗畫史上逸すべからざる名手として多くの傑作を遺してゐる。

二、藩 主 一 門

第二代頼常は南嶺又は南山と號し、第五代頼恭は白巖、菅山、龜陰等の號あり、第八代頼儀は鳳陽と號し、第九代頼恕は南溟と稱し何れも書畫をよくした。

其他に藩祖頼重の第五子頼章は垂雲又は一風と號し着色畫に長じ頼恭の父頼貞又繪畫をよくし頼恭の子頼昌よく墨竹を畫き連杖頼尙又繪に巧であつた。

松平金岳は松平第八世藩主頼儀の長子、左近と稱し宮脇村の別莊に隱栖す。公子畫を重んじ遊藝と見ることなく軍事上城郭山川武具等の實寫に必要であるとし藩中の子弟に奨勵し、自ら土佐家繪師森良敬に就て寫生を學び、中年以後は狩野家の筆意に服し狩野永笑を延いて學んだ。何れも妙手、殊に風俗畫を得意とした。

三、藩俗師狩野家及其の一派

寶永元年狩野紹伯藩繪師となり頼豊に用ひられし以來子孫代々藩繪師の職を世襲す。仍て藩主の畫風自ら狩野風に屬した。弘化嘉永の頃其の末流に永笑あり、藩繪師並に金岳公子師役となる外門弟頗る多くその力作殘のれるものも多い玉藻日記に平家蟹を書いてゐる。玉井桃溪女は永笑に學んで花卉蟲鳥を能くし、歌人入谷澄士も桂舎と號して其の門である。

紹介—榮仙—喜祖—尤勉—明善—厚信—永笑

四、鶴 洲 と 實 山

僧鶴洲、名は廣夏、土佐家の嫡流である。住吉廣道の次男、畫を以て加州侯に仕へ祿三百石を受く。既にして蟹を

病みて辭し攝津高槻高知寺隱隱和尚について剃髮同國東光寺に住した。元祿紀元戊辰讃岐に來り藩主頼貞に謁し屢畫を命ぜられ月俸三口金十兩を受く。初め公より聽德院を賜ひ次に徳正院及見壽院を賜ひしも皆固辭して受けず攝州に歸らんとす。頼重強て止め自性庵を賜ひて住せしめた。享保三戊戌歳頼豐觀音慈容及清涼院の尊像を賜ひ一字を宮脇に營み住ましめ龜山祥福寺と名づく。十五年庚戌正月朔寂。佛畫を善くし、妙蹟甚だ多い。一書に享保十八年癸丑寂、年九十ニともある。

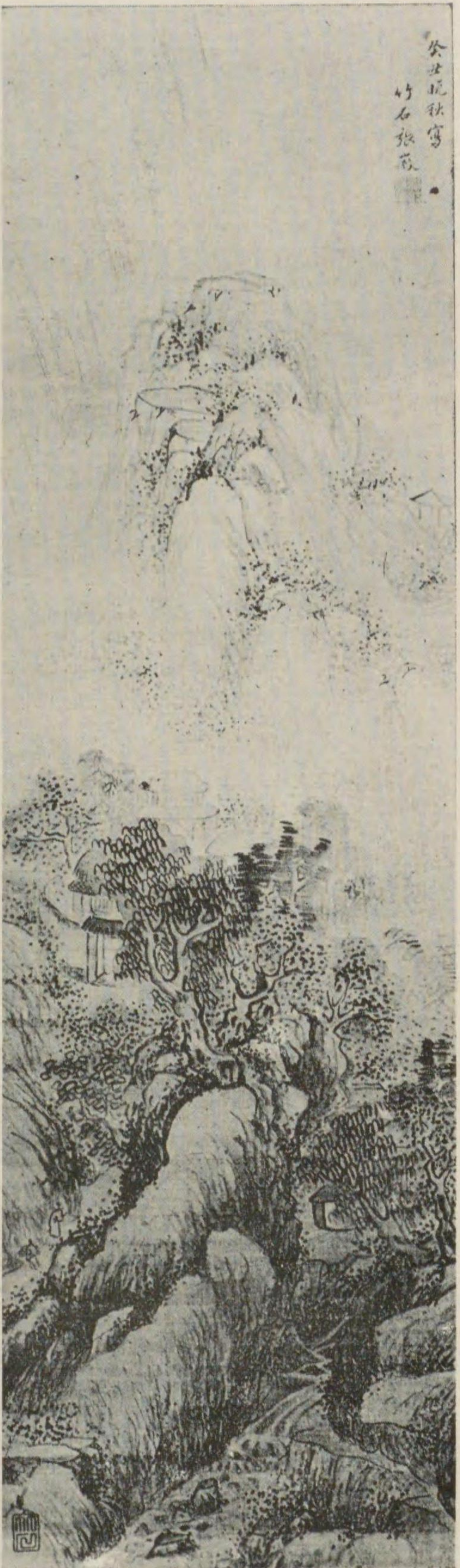
僧實山、字は徳充、號は指山又無爲翁、もと江戸の人、初め狩野家に子養せられしも後實子生れたるを以て僧となり、享保中高松に來り見性寺に住む。後隱居して大阪北久太郎町自覺庵に住した。繪畫をよくし佛像山水人物に巧である。寶曆元年八月二日寂。藍窓茶話に寶曆明和の頃我讃岐に於て鶴洲實山の外畫を能くする僧なしと。三代物語には指山翁は近古の名畫なりと記してゐる。

五、長町竹石一派

長町竹石、名は徽、黃陵、琴軒、文暉等とも號した。寶曆七年正月二十九日南新町に生る。性磊落にして穎俊。初め畫を建凌岱に學び又池大雅、明人藍瑛等に私淑し、後支那の古畫帖により研鑽一家を成す。山水蘭竹松石盡く妙境に至る。晩年黒梅を畫く殊に趣あり、田能村竹田評して曰、竹石は駘宕蒼潤を以て主とし介石は疎逸曠淡を以て宗となすと享享和三年藩侯松平頼儀の駕に従ひ江戸に行き諸名流と交り繪事大いに振ふといふ。文化三年八月十五日歿。年五十。その教へを受けて一家をなすもの亦多い。

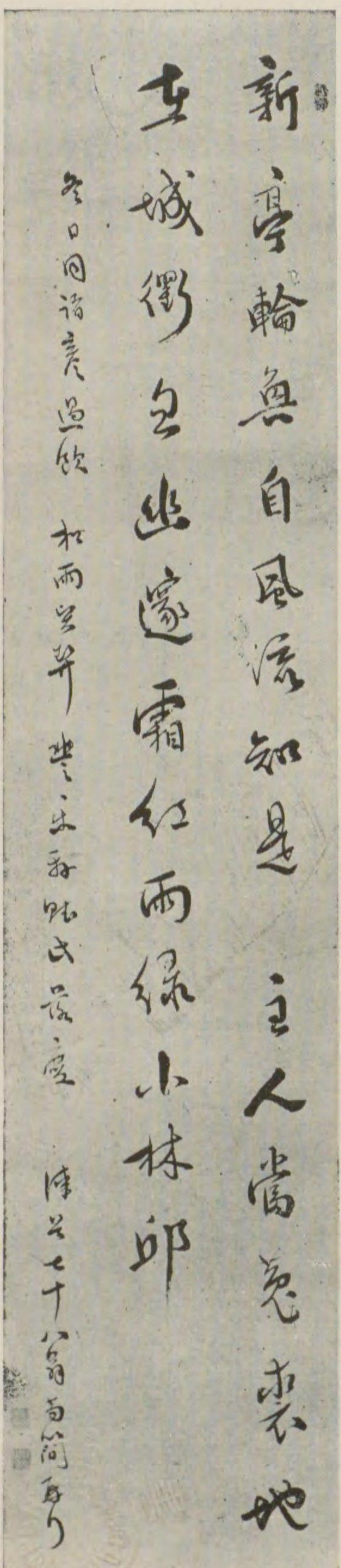
竹石の妻、瑟々また畫をよくした。

長町竹石筆



(鈴木幾次郎氏藏)

後藤漆谷筆



(谷本茂一氏藏)

中川馬嶺、竹石に學んで一家を成し子孫多く畫を以て現はる。即ち別項の如し。

手塚鷗盟、高松藩の侍醫、初め畫を竹石に學び又藍田叔に私淑し、秀雅の筆を以て山水蘭竹雞卉を描く。出藍と稱するに足るといふ。

青山石泉、名は樵、長町竹石の門に遊び山水人物を畫くにを妙得た。

西原竹屋、川崎屋七世、名は章、長町石竹に學び畫山水をよくし黒竹に長じた。

西原氏妻舜玉女史は松榮尼と稱し、佐々木雲屋（竹石の高弟）に學んで山水に妙であつた。

西原氏六世吉兵衛の妻幻文女史亦畫を能くした。

村尾石溪、西原竹屋の弟、出て村尾氏を嗣ぐ。竹石の門に學び山水蘭竹を描くに妙を得た。

六、龜井東溪一派

長町竹石と並び二名家連璧の稱ある畫家に龜井東溪がある。南新町の人、名は載、字は坤臣。竹石と共に京並に長崎に遊び。清人沈南蘋の畫風を慕ひ着色花鳥卉蟲を描くに妙を得た。中年隱栖、専ら雅事を樂しむ、頼儀畫を命じ遂に俸を賜ひ士に列せらる。

文化十三年五月二十五日歿。年六十九。十月歿ともある。東溪畫譜を出版世に行はれた。

其の子竹溪又筠溪と號し畫名をつぎ、渡邊厚は字は白歸、雲窩と號してその門流である。

七、中川馬嶺一派

中川馬嶺、もと小豆島の産、高松中川家の養子となる。幼より畫を好み長町竹石に學んで一家をなす。筆力蒼勁、山

水花鳥悉くその妙境に至る。万延元年八月歿。年七十八。

中川愛山、馬嶺の子、福田町に住す。幼より畫を父に學び後明清の名蹟に倣ひ出藍の稱があつた。山水殊に佳く一時風流の士争て交り、又就て學ぶもの多かつた。馬嶺の子馬石、愛山の長男愛竹、次男愛梅の中愛梅最も勝れてゐた。

馬嶺の門に松原竹江、赤松陶濱（陶工）愛山の門に富山竹溪、富山豁園、中野芝石、十河醒石、岩佐梅窓、鈴木東洋勝浦舟屋など出で何れも其の畫風を傳へて山水蘭竹を能くした。

八、兒島竹處一派

兒島竹處、名は衡、个々、靜園、廼吾廬、小畫禪室、有竹書房、市陰亭等の號を用ひた。竹石の高弟佐々木雲屋に就て六法を受け、後清人俞敬亭の畫に倣ひ又倪董の遺法を追ひ自ら一家をなすに至つた。山水四君子何れも風韻を以て勝る。玉藻日記に田面榎林を書いてゐる、明治元年四月歿。年六十三、門弟頗る多かつた。

竹處の嗣子竹外畫名をつぎ、門人には僧墨癡、墨顛、永瀬疎竹、湊松濤、小河小痴、田中陶後、蘆澤蘭處等があつた。松原竹坡は諱熊、字は子祥、勘五郎と稱し幼より文墨に親しみ書を國方逸民に、南畫を竹處に、詩文を冲室に學び何れも堂に入つてゐた。遺著に黑禪要語、讃岐畫家人物誌がある。

九、中村竹巖一派

中村春塘、名は珏、曉堂とも號す、高松の人、詩をよくし山水畫に妙を得た。天保十二年七月二十九日歿。年五十五。中村竹巖、名は登、春塘の嗣子、竹雨、金門、間霜などと號した。畫を貫名海屋に學び當時兒島竹處と名を齊うした。山水蘭竹を畫くに最も韻致があつた。

一〇、森良敬一派

森東溟、名は良厚、文龜とも號す。大川郡引田森直七の男。谷文晁に學び畫を以て高松藩に仕ふ。山水花鳥人物を能くし最も著色に妙。

森良敬、名は鼎、石陽とも號す。東溟の男、高松藩繪師となる、又金岳公子に龜阜莊に招かる。土佐光文に學び古實畫に巧に著色を善くした。晩年南畫を畫いて石陽の號を用ゐた。明治十二年歿。年七十。

良敬の子直樹父業を嗣ぎ慶應三年住吉内記廣賢に隨て學び藩繪師を勤め、明治八年地租改正の時各村の地圖を作つて功があつた。良敬の門に學べるものに中村良谿、那須賢直、宮武梅嶺、渡邊傳内等があり何れも畫を樂んだ。

一一、細谷立齋一派

細谷松坡、名は有芳、醫を業とし畫をよくす。山水四君子に長じた。明治元年三月五日歿。年七十二。妻玉芝、名は壽滿、亦畫をよくし蘭竹芝石を畫いた。

細谷耕雲、名は博介、松坡の次男、畫を父松坡に學び又貫名海屋に學ぶ。山水花卉を能くした。

細谷立齋、名は辰、松坡の三男、三松居士、錦江釣叟、六一山人、錦水古道人等の號を用ひた。初め畫を父松坡に學び後貫名海屋に就いて六法を受け遂に一家をなす。山水花卉に長じ又設色法に精しく悉く妙境に至る。中年以後播州明石櫻町に居を移し、中國南畫壇の泰斗といはる。明治四十四年十一月三日歿。年八十一。

立齋の子に松坡、松坡の子に松華あり山水花卉に妙を得た。立齋の門人中出色のものに梶原秋芳、西原文海等がある。文海は瓢樂と號し初め植松文昌に學んだ。

一一、其他の諸家

由來高松の地文墨に親しむの士が多い中にも繪畫を好み彩管を楽しむ風が頗盛んで之には漆谷竹石の感化が預つて力ありといはれて居る。

繪畫に於て以上の外、黒田綾山人物に於て一家を成し宮本敬哉、戸塚若溪其男香雨、市原陶々其孫梅隣、同松山、僧日稱、木戸長秀、窪田白山、三好幸祐、僧紫雲あり、紀太紫峰は陶工の名家古理平として名高く鈴木三橋、山崎阿亭、梶原藍渠父子、岡井赤城、山田呆々、僧龍松、篁玩翠、吉田義六、徳田長松、同芝麓、多田碧海、同青鶴、其弟木内石颯、同男翠亭、寺井樾屋、木村黙老、青玉女、堀田鶴清、菊地黄山、三谷茂義、戸祭雪湖、中村九華、植松文昌、僧石窓、安原枝澄、狩野永翠、江良屋山、杉野栗岳、岩井桂窓、十河節堂、玉楮象谷、同拳石、雪堂、藤榭、伊藤養浩、山口春谷、江口春帆、安西赤松、今村深谷、玉川竹溪、山内水竹、笠井柳堤、山田梅村、菊地秋峰、葛西省齋、蘆澤加山、灘波鹿泉、富永北溟、竹井松雨、椿堂木雞、日下柏齋、中村松園、山下三友、河西西圃、原山外、菅赤堂、荒木雲溪、香川雪江、笠原鏡泉等、經世儒學、技藝家の餘技として優に一家をなすの域に達するものが甚多かつた。

第三節 武 道

第一項 兵 學

高松藩の兵學に三種あり、小幡流、山鹿流、明國節制の學とし各私塾を開いて教授す。藩の兵制は専ら小幡 を用ふ

るが故に其の法に長じたる者數人を以て軍用役とし、藩士及其の子弟多く之に従て學ぶ。然れども山鹿流を學び、或は軍用役ならぬ者に從て小幡流を學ぶも任意である。山鹿流及び明法は安永以後講道館に於ても肄習す。元治元年甲子藩主頼聰始て城内陸軍所中に洋兵學校を置き、命じて一意講究せしめた。學科は初め蘭式後英式又佛式に改む。(藩記附録より)

一、小幡流

小早川式部能久、毛利元就の八子小早川秀包の第三子なり。小幡勘兵衛景憲に學んで兵法の奥儀を極め甲州流の兵法家である。正保三年十一月藩祖英公に聘せられ祿一千石を食み大番頭となり、軍學を藩士に教授せしが後病で歿し、嗣なく絶家となる。南海通記の著者香西成資はその門人である。妻は大友宗麟の女。

岡數右衛門光繁、實は大久保新五兵衛忠一の次男、文學岡明善の養子となる。甲州流の軍學に長じ藩主頼恕に仕へ文政五年大番頭となり、同十年三月奥横目同十二年正月軍用役となる。天保七年三月十二日歿。嫡子權三長彰其の後を嗣ぎ明治に至る。

二、山鹿流

山鹿素行は初め程朱の學を信じたが四十歳以後古學を主張し更に我國武士道の精神を窮明し所謂山鹿流と稱する軍學を創むるに至つた。高松に於ける此の學統に深井雞林一門其他がある。

深井家

深井清右衛門興祖—深井喜兵衛彪—深井大平修—深井太平彰—深井太一寛

—深井藤太彬（柳川侯に仕ふ）

深井清右衛門興祖、字は子虎、號は雞林、山鹿流兵法並に儒學を以て頼豐頼桓頼恭に仕へた。その子喜兵衛彪、字は叔虎、松齋と號し兵法を以て頼恭頼真に仕へ七書を講道館に講じた。著書に廢城考五十卷がある。彪の子太平修、象山と號し家學を承け江戸に遊學、歸りて頼儀頼恕に仕へ講道館に七書を講じ又考信閣總裁となる。修の養子太平彰、松窓と號し昌平黌に學び又兵學を山鹿素水に受く。頼恕頼胤頼聰に歷仕し兵學儒學を講ず。彰の子太一寛、飯山と號し又昌平黌に學び頼聰の時講道館教授となる。

高島茂松、名は清矣、通稱は清兵衛、高松藩士、山鹿流の軍學に通じ詩歌書をも能くした。萬延元年歿。年六十二。玉井休叟、名は初信篤後行篤、字は忠言、通稱は縫之助、休叟又は知足と號した。山鹿流の軍學に達し大番組に至る世祿五百石。博聞強識にして安政三年致仕後優遊詠嘯天壽を終る。明治七年七月八日歿。年八十三。明國節制の學は詳記するの材料なし、後考を待つ。

第二項 劍道

一、小野派 一刀流

高松藩主指南の劍道にして明和三年八月當流の達人上原達藏信統藩主頼恭の指南役となり、子孫相傳へて指南役を世襲し市内に（初め二番丁後四番丁）道場を開いて教授す門人頗る多かつた。小野一刀流の開祖は伊藤一刀齋にして小野次郎右衛門忠明之を承け小野派一刀流といふ。その後小野氏五傳、中西氏六傳を経て上原達藏に及ぶ。

小野次郎右衛門忠明—小野次郎右衛門忠常—小野次郎右衛門忠於—小野次郎右衛門忠一—小野次郎右衛門忠方—中西忠太子定—中西忠藏子武—中西忠太子啓—中西忠兵衛子正—中西忠太子受—中西猪太郎子路—上原達藏信統—上原山藏武教—上原與兵衛信理—上原茂兵衛保教—上原達右衛門彭卿—上原茂兵衛保衛—上原達藏保虎—上原宗九郎保昌

上原家

上原家は本姓瀬戸氏、代々信州佐久郡瀬戸邑に住し、村田大炊頭、次に瀬戸筑前守に仕へ、故あつて姓を上原と改め後數代仙石秀久信州佐久郡小諸を領するの時、上原與兵衛出で、仕へ祿二百五十石を受く。その子茂兵衛信家始めて讃岐高松に來り藩主頼重に仕へた。之を前記達藏信統の祖父とす。信統以下八世相傳へて明治に至つた。

上原家

○茂兵衛信家—茂兵衛棟芳—達藏信統—與兵衛信理—達右衛門彭卿—與兵衛信德—茂平信敬
○山藏武教（信統弟）—岡藏信行—山藏貞固—善太富秋—竹八郎義武
○茂兵衛保教（信理弟）—茂兵衛保衛—達藏保虎—宗九郎保昌

二、直心影流

傳て鹿島神傳といふ。元祖は杉本備前守政元、七傳して山田光徳の時直心影流と稱しその子を長沼四郎左衛門國郷と稱し以下四郎左衛門の稱を以て五代傳授す。頼重の時師役たりし四郎左衛門はその何代目なるかを詳にせず。高松藩當流の家に吉田家、寛家、光宗家、力丸家があり續々師役となる。

寛家

衛守正冬—谷之助康堅—勇助康篤—勇平康行

寛家は本姓藤原氏、代々師家長沼四郎左衛門について直心影流を傳ふ。衛守正冬寛政元年頼起に仕へ子孫傳へて明治に及ぶ。正冬は世子附師役、康篤は頼恕の時公子晃之助君師範となる。

吉田家

正庵長及……此間二代—又八長輔—勇次長武—又三郎長防—又三郎長章—又三郎長保

吉田家は元醫家、正庵長及頼豊に仕へ三代の間藩醫となる。長輔に至り頼眞に仕へ直心影流劍術師役となり子孫相傳へて登仕明治に及ぶ。

光宗家

徳右衛門……此間五代—次兵衛繁久—傳内繁芳—次平

光宗家は鳥見鷹匠の家にして寛文の頃徳右衛門あり。繁久、富永甚兵衛より直心影流劍術並に直指御流居合を傳へ、以後子孫劍術を以て代々奉仕す。

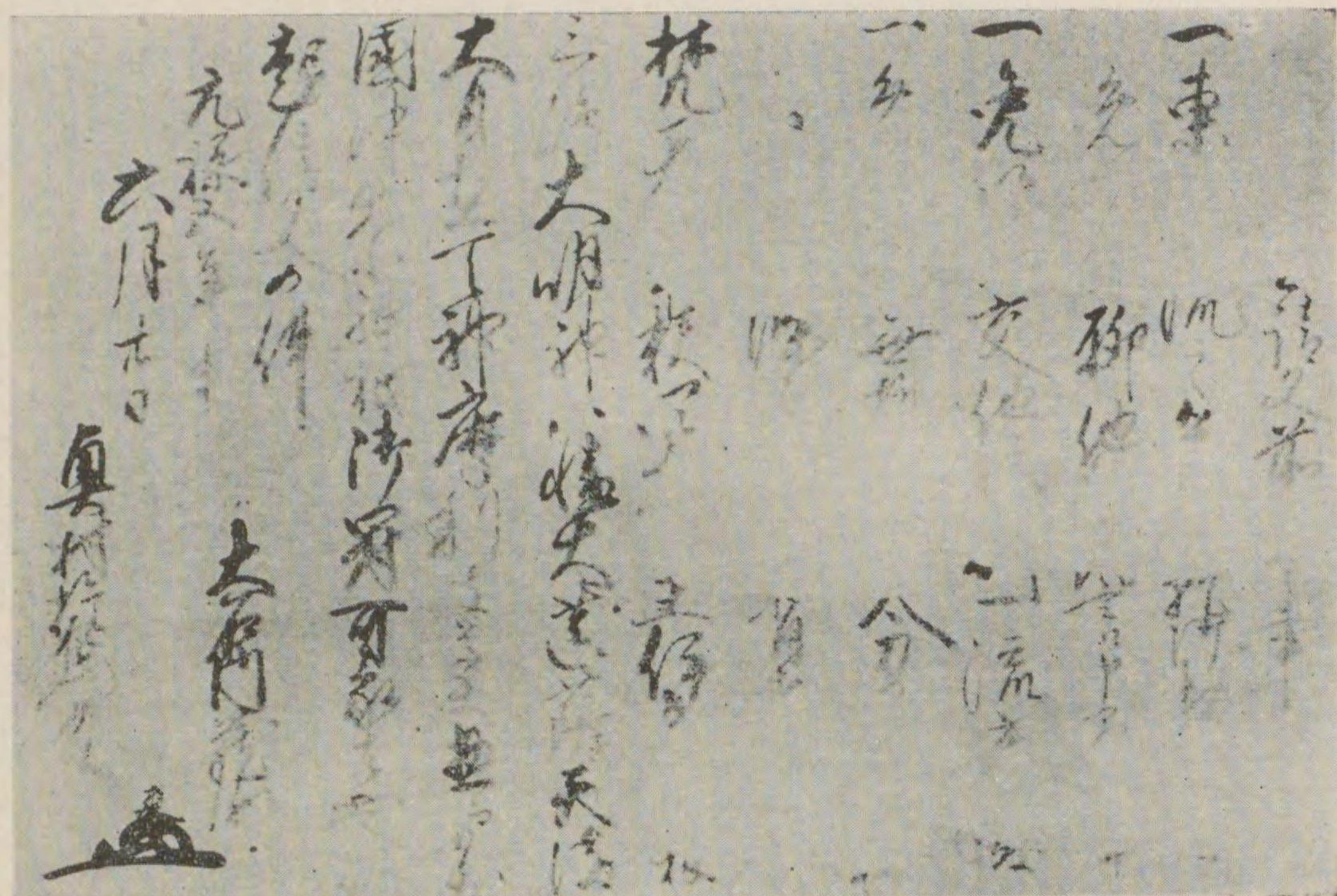
力丸家

半右衛門安茲—壽七安宜—傳八郎

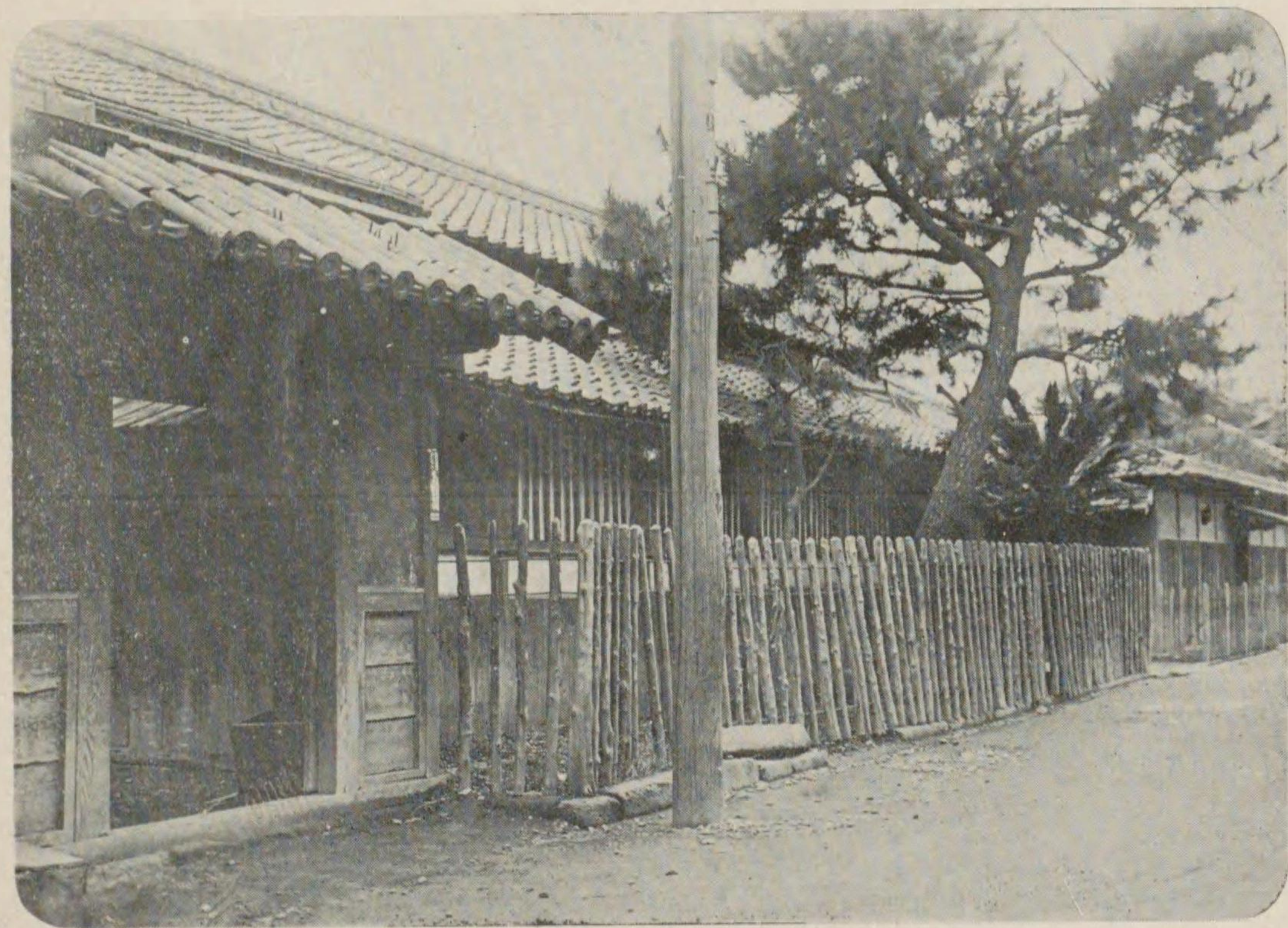
力丸家は頼重下館以來の家、安茲直心影流をよくし藩主頼儀に仕へ以後三代劍道を以て登仕明治に及ぶ。

三、御家流

藩祖頼重武術を重んじ竹内藤太夫久壽に命じて各流の刀術を研究、其の長所を究めて一流を案出せしめ稱して御家流



大石良雄起請文



上原道場

劍術といふ。爾來秘事として相傳へ師役を命ぜらる。

竹内家

藤太夫久備—兵太夫久氏—原太夫久孝—藤太夫久義(藤一郎久道)—七五三之介久成—才兵衛久尙—縁親久

竹内藤大夫久備

竹内氏はもと作州の住、藤大夫の父源大夫久次清雲は阿波侯に仕へて捕手腰廻指南役となる。久備一に勝時に作る。清雲の次男、寛文六年頼重に仕へて新組となる。藩主の命により各流の刀術を研究し御家流を創む。頼常の元祿九年十二月總領組となり享保三年頼豊の時大番となり又世子劍術師範となる。以後子孫世襲して明治に及ぶ。尙久備は家傳捕手腰廻の蘊奥を究めたるを以て、御流儀劍術と二流の指南を命ぜられ邸内に道場を建て武具並に中間一名を附隨せられ大いに用ひらる。

四、無山自現流

九州彦山の自現坊を開祖とす、本藩の自現流に笹島家があり代々師役となる。

笹島喜右衛門長晴—喜右衛門長祐—喜右衛門長吉—喜右衛門長清—喜右衛門長勝—直次長光—茂吉郎

笹島家は下館以來庖丁人の家、長祐自現流劍術をよくし頼頼常豊に仕へて師役となる。以後子孫世襲劍術を以て登仕し明始に及ぶ。

五、東軍流

常州神波山東軍寺の僧を開祖とす。高松藩當流の達人に奥村權左衛門無我がある。無我名は重舊備前藩士奥村正吉の

次男。幼より劍術を好み落合、坂口、吉川、鈴木の諸士を師とし大いに熟達、技成て諸國を遍歴し益々武名揚る。元祿十三年來て藩主頼常に仕へ享保十九年五月十七日歿。年七十六。從ひ學ぶ者五百餘人その中赤穂の老臣大石良雄及大石信清、潮田高教等がある。その大石良雄の無我に致したる起請文と稱するもの今見性寺にある。

第三項 居合

一、新田宮流

水戸藩士和田平助正勝を開祖とす。田宮流居合より出で之に刀柔二術を組交へて單に抜刀の術を扱ふのみならず劍法を具備せる臨機變に應ずるの妙術となる。本藩の流祖を富永甚兵衛忠高とし子孫相傳へて、師役となる。

富永家

富永甚兵衛親忠―富永甚兵衛毅忠―富永甚兵衛忠高―富永直次忠道―富永甚平忠堅―富永忠和

富永甚兵衛忠高

富永家は松平氏下館以來二百五十石の家、甚兵衛の祖はその支族、祖父甚兵衛親忠頼常の時仕へて太公新組となり、父甚兵衛毅忠頼豊頼桓二代に登仕、鳥銃並鎗劍の師役となる。忠高は毅高の養子、高松藩に於ける新田宮流の始祖である。佐分利流鎗術、一刀流劍術の妙手として知られ其他武藝諸流に達す。寛延元年十月藩主頼恭の命を受け江戸に赴き守山藩士鈴木新平利以の門に入つて新田宮流居合刀術を修業し皆傳を受く。同三年二月歸藩總領組となり八月御流儀居合刀術として師役を命ぜられ、寶曆元年六月養父歿後鎗劍師役を兼ね明和三年八月中寄合となり頼恭頼眞頼起三代に仕へ道場繁昌一世の武人と稱せらる。天明八年四月歿。子孫相繼ぎ明治に至る。

二、和眞心流

高松藩に於ける和眞心流居合に渡邊正樹がある。家は代々船奉行をつとめ維新の頃まで繼續せる名家である。正樹の居合に於ける道統並に累代承傳の状況等詳ならず後考を待つ。

三、新刀流

黒田郡平

高松藩新刀流居合の達人に黒田郡平がある。郡平名は政清、其先黒田珉庵は藩主頼豊の時侍醫として三百石を食む。郡平はその六代目にして父を權右衛門政喜といひ頼起頼儀に仕へ祿百石鎗役をつとむ。郡平兄に次ぎて父を嗣ぎ嘉永三年頼胤に仕へて總領組となり頼聰の文久元年十月拜謁座次中寄合上となり明治に入る。武徳會教士高橋五郎はその門である。

第四項 鎗術

一、種田流

鎗術はもと刀術より出で室町時代の頃より大いに世に行はる。その上達に於て遙に刀術にまさるものあり有力なる武器である。種田流は二間の長鎗を用ひ高松藩に於て最も盛に行はれた流派である。官武家、大内家、今泉家などがあつて師役をつとむ。

大内家

大内治兵衛吉次―總四郎春昭―總四郎義路―總四郎義行―善藏義和―義方

吉次元祿七年頼常に仕へてより代々種田流鎗術を以て登仕、總四郎義路は諸藝に通じ頼儀頼恕に用ひられて鎗術刀術小具足等の師役となり善藏義和は東都家元平田重兵衛に就きて種田流の奥儀を極め武名甚だ高く高足に菊地武熙小松信香溝淵久中等がある。

宮武家

八郎右衛門行齊―八郎右衛門行義―喜太郎行直

八郎右衛門行齊頼恭の時登仕、次で頼儀の鎗術指南となる。以下三代相傳へて種田流をよくす。

今泉家

信藏盛房―信藏盛珍―信藏盛運―登太郎

藩種田流師範の家で盛房は頼眞及世子雄丸君師範となり以下四代登仕して師役をつとむ。

二、寶藏院流

大和寶藏院の僧胤榮を開祖とし當藩に於ける師家に木内家山田家がある。

木内家

作之右衛門貞見―作之右衛門紹胤―作之進貞厚―半左衛門尙芳―官十郎貞成

貞見寶藏院流鎗術をよくし頼豊の時師役となる。代々當流世襲師役となり明治に及ぶ。

山田家

丈大夫正朗―新之丞信乘―丈大夫安興―恒藏安讓(實子)

―良造正徳(養子)

丈大夫正朗寶藏院流鎗術をよくし頼恭の時仕へて師役となり世々當流をつぎ明治に及ぶ。

三、佐分利流

佐分利伊之助

鎗術の名家佐分利土成の子である。備前より來り寛文六年藩祖頼重に仕へ五口銀二十枚を給せられて小性となる。延寶四年五月十五日五口百俵に改められしが頼常の元祿五年十月六日事により職祿を奪はれ境外に放たる。同八年七月二十一日頼重百ヶ日を以て國に還るを許さる。但し子孫あらはれず。

宮脇家

宮脇文右衛門吉重―兵右衛門貞道

―六大夫貞政―六大夫季林―岩藏長年―六大夫長恒―新太郎長則―岩藏長孝

宮脇氏は佐分利流鎗術の名家で吉重は頼重頼常頼豊三代に仕へ子孫統をつぎて用ひられ代々鎗劍の師役となる。

四、地位流

中村利劍

十文字鎗を用ふ。名は尙勝、初五右衛門と稱し後喜兵衛と改む。もと越前の人。幼より武技を好み同族中村市右衛門

尙政に就て地位流鎗術を學びその奥儀を得。藩祖頼重その名を聞きて之を召し中小姓として其の技を學び、地位流を以て藩鎗術の宗と定む。讚人來り學ぶもの甚多く遂に祿百石を受け馬廻士となる。貞享三年二月二日歿。有子名は彦八、後喜兵衛と稱す。父祿百石を嗣ぎ大番士となり元祿八年四月十七日歿。嗣なくして後絶ゆ。此の流を汲むものに増田、守屋二家がある。

増田家

増田齋兵衛高義―増田喜平二高功

高義頼恕の時地位流を以て仕へ公子道之助廉之助君の侍となり後頼胤の師南となる。子高功嗣で又妙手。

守屋義濟兄弟

守屋氏右衛門義抽の子、伯を伊之助義邦、季を氏雄義濟といふ。共に地位流の達人師役となる。義濟は又金岳公子の鎗術師範となる。

第五項 薙刀

一、穴澤流

近藤五郎大夫明也―五平明照

近藤家は下館以來の家、七代明也穴澤流薙刀をよくし頼紘頼胤に仕へ公子師役となる。

(秦善庵忠明)―長兵衛―丈三郎忠善

もと鶴殿氏下館以來の家、忠明は醫、長兵衛、丈三郎二代穴澤流をよくし頼胤頼聰に仕へて師役となる。

二、靜流

穴澤流が男流薙刀なるに對し靜流は女流向である。源義經の遺子鶴松丸より傳へたものと稱せられ、穴澤流、長谷川流、大島流等を調和して作りしもの、松平家代々秘藏の流義といふ、小野派一刀流上原家によつて教へられ、上原山藏最も聞ゆ。

第六項 捕手腰廻小具足

一、竹内流小具足

竹内家はもと作州津山の住、竹内中務大輔久盛の子常陸之助久助捕手の流を創む。其の子源大夫久次阿波侯に仕て捕手腰廻の小具足指南となり久次の實子藤大夫久儔高松に來り家傳捕手腰廻小具足にて藩祖頼重に仕へ指南役となる。其の子孫數門に分れ小具足の家三家連綿として明治に及ぶ。宗家藤大夫の家は捕手小具足と共に御家流刀術を以て榮ゆるを以て劍道の部に擧ぐ。固より此の部にも出すべき筈なるも省略し外に別家二家を擧ぐることにする。

竹内別家の一

佐六郎守貞(頼眞頼起)―佐六守久―笹之介守義―口―笹之助守道―幽守隣

竹内別家の二

善十郎久股―佐仲久信―善十郎久微―善十郎久訪

第七項 柔術

一、揚心流

秋山則重を開祖とし數代研究の結果九州の人財津永張に至つて大成す。永張江戸に出で大いにこの流派行はる。高松藩師範の流は之に屬し師範家に羽原家岩田家上田家がある。

岩田家

高木九十郎能直……此間凡五代—高木助能紀(岩田と改姓)—九十郎能恒—余田八能勝—九十郎能哲

岩田家はもと高木氏生駒家に仕ふ。九助能紀江戸に出で財津永張につき揚心流を窮め、山田淺右衛門に居合捕繩の術を學び歸りて頼恭に仕へて師役となる。子孫能恒、能勝、能哲相繼で之をよくし代々師役をつとむ。

羽原家

千太夫正延—波之進正辨—平太夫正利—千太夫正則

羽原家は初代與三左衛門生駒高俊に仕へ多度郡生野村で百五十石を食む。四世正延江戸に出で財津永張につきて揚心流を窮め歸藩頼恭に仕へ師役となる。子孫代々師範役世襲、殊に正則は揚心流の外穴澤流雜刀、種田流鎗術、田宮流居合自現流兵法、日置流射術、武衛派砲術、古流犬追物馬術、竹内流小具足、水府流游泳、伊勢家古實等の免許を得稀に見る達人であつた。

上田家

四郎兵衛資恒—澤八資則

資恒は針醫梅庵の孫、揚心流柔術をよくし頼恕に用ひらる。子資則又之をつぎ頼胤に仕へた。

二、關口流

戸田成寛

寛永末より嘉永にかけて戸田精左衛門成寛と稱する者關口流拳法の達人として聞え又東軍流刀術をよくした。

三、乾元流捕合

瀬川幾世水政靖

瀬川家は下館以來の名家にして世々奉行職をつとむ。七世政靖乾元流の達人として聞え頼聰に用ひらる。

第八項 鎌

寺島矢兵衛吉長

織田信長の第六子武藏守信吉の子、天正十五年家臣柴田勝吉を連れ當地金毘羅宮に參拜、歸途生駒親正の鷹野先に出會ひ召出されて三十石三人扶持にて抱へらる。鎌鎌をよくし文祿元年朝鮮の役に出陣。敵七十三名を討取り耳を持ち歸つて耳塚を作つた。其の子清三郎吉重松平頼重に仕へ香川郡伏石にて郷侍となり三百石を受く。吉重の子善左衛門吉元香川郡東一郡の大政所となる。吉元の次男を勘大夫定吉と稱し松平家弓道師範家の初代となり子孫連綿明治レセんだ。

第九項 弓術

一、日置流

明應年間大和の人日置彈正正次を始祖とし最も廣く全國に行はるゝ流派でその分派も甚だ多い。高松藩に於ては石堂石林如成を祖とする石堂竹林派の日置流最も盛で、寺島家、山崎家、岡内家など皆この流派に屬する。

日置流石堂竹林派

寺島家

寺島勘大夫定吉―勘大夫吉通―勘大夫吉中―勘大夫吉充―勘大夫吉之―勘太郎吉亨

寺島家はもと織田氏、信長の孫吉長寺島姓を稱し讃岐に來つて生駒家に仕へ四百石を食で伏石村に居る。日置流竹林派弓術の名家にして勘太夫定吉に至り松平頼重に用ひらる。以後子孫數代明治に至るまで藩弓術の元家として世々射術師範を勤む。

山崎家

山崎彦次紀齊―彦次左衛門勝方―彦輔勝暉―藤太勝秀

別家

山崎規矩輔勝彰―規矩輔勝明―規矩資勝喜

勘定奉行の家、彦次紀齊頼恭の時登用せられ世子雄丸君射術師範となり百石を食む。以後三代射術を以て登仕、紀齊勝方、勝暉何れも堂前大矢數を遂げ名聲あがる。別家規矩輔は紀齊の嫡男、故あつて別居し同じく竹林派を以て仕へ京都堂前大矢數を遂げ射術師範となる。

内家

岡内喜右衛門延―清助忠弘―文藏正直―木

半八郎忠善

岡内家はもと藤原氏、嘉右衛門延竹林派射術をよくし堂前大矢數を遂げ、頼起の時師役となる。子清助、清助の子文藏、文藏の弟半八郎相つぎて射術繼承、文藏の子嫡子木故あつて分家維新後日本武徳會弓道範士となる。その高弟に小西武次郎がある。

二、日置流雪荷派

吉田六左衛門重勝の開祖、その子孫世々藤堂家に仕へた。高松藩の師役に伊賀家眞鍋家がある。

眞鍋家

眞鍋藤八祐貞―彌助祐良―宇次右衛門祐嗣―宇次右衛門祐武―宇次右衛門祐俊―龜次郎祐之

眞鍋家は本姓橋氏、初め生駒家に仕ふ。祐貞頼重の時登仕祿百石を食む。以下五代明治に至る迄世々射術師役として世襲す。

伊賀家

伊賀喜次郎永著―喜次郎克己―新平克利―章之進秀方―七五三七秀滋

田原藤太秀卿の裔と傳ふ、永著日置流雪荷派射術を學び頼起の時登仕す。以後四代世襲能く射る。

三、日置流伴道雪派

伴喜左衛門一安の開祖、藩師役に古川家がある。

古川家

古川市太夫忠久―左内忠榮―市太夫忠盈―政八忠彦―市太夫忠行―喜太郎忠徳―太之助忠政

初代忠久頼豊の時射術師役となり子孫世々家業を襲ぐ。三世忠盈、頼儀の時京都大佛殿稽古を遂げ大阪の米倉三郎兵衛より皆傳を得名聲あがる。

四、吉田印西派

吉田助左衛門重綱印西の開祖。藩師役に渡邊家がある。

渡邊家

渡邊加兵衛清道―小市清明―清亮

もと阿波侯の家臣、清道の父の時より來讚、加兵衛印西派射術をよくし頼恕に仕へ指南となる。子清明、清明の弟清亮よく射る。

五、朝倉流半弓術

柳弓雀小弓を用ふ。藩内師家に福家氏がある。

福家藤太夫資富―藤平資喜

藤太夫半弓術を善くし文政の頃道之助廉之助兩君の侍となる。其の子資喜又家道をつぐ。

六、騎射

流鏑馬笠懸犬追物を馬上の三つ物と稱し鎌倉時代より式法がある。師役に石堂竹林派古道の千葉家がある。

千葉家

千葉權右衛門安春―才右衛門安長―順治安澄―正平土一―正大夫安明―三平安賢

安春は頼常の時登仕、安長、安澄大番となる。正平騎射に長じ父祿百俵をつぎ頼眞、頼起、頼儀、頼恕に歴仕、寛政六年馬上弓指南となる。子孫つぎて明治に及ぶ。

第十項 馬術

一、大坪本流

室町時代の頃大坪道禪の開祖、高松藩に於ては沼田家、鹽谷家、秋山家、戸祭家等がある。

沼田家

進藤伊左衛門興勝―沼田甚五兵衛至寶―沼田甚五兵衛清章―沼田平左衛門至武―沼田甚左衛門富武―沼田甚太兵衛武雅―沼田平左衛門武清―沼田甚太武成―沼田鉾多

沼田甚五兵衛至寶

沼田家はもと進藤氏、至寶に至り沼田と改姓。進藤伊左衛門は初め水戸藩に仕へたが頼重讚岐入部の寛永十九年祿二百石を受けて厩別當となる。子孫世々その職を世襲し藩馬術の元家となる。明暦二年興勝歿。甚五兵衛至寶父祿二百石

を継ぎ馬術師役、是より先既に慶安二年厩別當となる。子孫相傳へて別當となり或は馬術師範に任ぜられ。明治に至る

塩谷家

鹽谷彌武喜安門一萬太夫(早世)

一岡右衛門安貞一岡之丞安道(病退)一岡助安澄一七兵衛安敏一津内列安一津内義容

下館以來馬術登仕の名家にして祿百石世々厩別當をつとめ、或は馬術師範を命ぜらる。

戸祭家

戸祭松兵衛勝昌一六郎勝久

一岩吉勝善

執政戸祭清左衛門守勝の二男勝昌馬術に長じ頼恕の世厩別當となり家を立つ。二子勝久勝善家職をつぐ。

秋山家

秋山加大夫光美一加兵衛光屋一加大夫惟清一房次惟和

光美頼眞の世厩別當となりしより四代世襲、惟清最も秀で公子頼該の馬術師役をつとむ。

第十項 砲術

一、那須流

開祖那須三郎家康に用ひられ江戸にて火術を指南す。其の後其の術を高弟井上左大夫田着四郎兵衛に委囑し、自分は

松平頼重に従て讃岐に来る。子孫之を傳へて藩砲術の元家となる。

那須宗家

那須善左衛門雅武一善左衛門宗則一善左衛門雅矩一善左衛門宗呂一善惣雅正一善八郎雅筋

別家三家

那須吉十郎直教一左仲尊門一集人直尊一國之進尊徳一六十郎尊賀一權六直利一吉太郎直輝

那須八之進尊次一八平尊經一清吾直道

那須小十郎伯高一小十郎雅矩一小十郎茂雅一多五郎辨教一小十郎茂毅一小十郎茂知一小十郎茂周一六二郎茂忠

二、外記流

流祖井上外記正繼はもと那須流と統を一つにするを以て那須流とも略稱する。又井上流とも稱し江戸に行はる。藩師役の家に小野家、三木家がある。

三木家

三木半太夫安門一彌太郎嘉武一半太夫嘉利一傳之助嘉任一彈藏嘉保一良助嘉猛一彈藏嘉猷

三木家はもと敏達帝より出で、帝より三十九代の裔從四位下紀伊守高長當國三木郡平木城主となる。時に長曾我部元親の爲めに敗られ遺族播州美囊郡三木莊に逃れ、後數代を経て三木半太夫安門の代に至り再び讃岐に來り藩祖松平頼重に仕へ井上流砲術指南となり子孫相傳へて鐵砲師役、鐵砲奉行等をつとめ明治に至る。就中良助嘉猛特に秀で炮烙。遠町打、早打、舟打、異風五十目車臺打、合圖火は往來火、天來火等の妙技に通じ流祖外記の秘傳口決聞書等の自寫百餘

卷に及んだ。

三木家規矩元法

尚三木家には規矩術即ち今日の測量術を傳へ表三十個條、分度傳三十個條、準繩傳三十個條、一本七個用、應變十個條、三三傳等の技の傳統あり、三代半太夫嘉利より世襲して家學としてゐる。流祖は樋口權右衛門（家光）で紅毛人より傳へ八傳して寛保三年嘉利に傳ふ。

小野家

五市右衛門忠宗一五右衛門忠倚一五右衛門忠村一五右衛門忠親

別家

三郎兵衛忠鎮一初右衛門惟明一周藏忠侯一初右衛門忠直一三郎兵衛忠隆

五市右衛門忠宗頼常の世登仕。外記流腰指鐵砲の師役を勤め鐵砲奉行となる。子孫世襲して明治に至る。別家忠鎮は忠宗の弟、頼恒の時師役となり別に家を立てた。子孫亦相つぎて鐵砲師役となり明治に及ぶ。

山崎家

山崎作右衛門一徳一山崎新助

作右衛門一徳初は助八郎、後助大夫更に作右衛門に改む、寛文元年頼重の時新組となり延寶四年頼常の世鐵砲奉行となり同八年大番となり、元祿二年四月腰指鐵砲指役となる。同七年九月廿八日歿。

一徳の子新助、初清右衛門、延寶二年正月既に五十匁銃を善くするを以て太公新組となつたが同三年八月出奔す。

三、類附方砲術

木村家

木村治右衛門宗忠一木工大夫宗勝……菊平宗次一喜大夫宗矩一次大夫宗一
 一仁左衛門宗則
 一次右衛門宗道
 一助之丞宗長

木村治右衛門宗忠は生國は加賀、後江戸に住む。藩祖頼重の正保元年類附五十目銃を善くするを以て中小姓となり、累進して寛文四年百五十石を受く。諸子何れも父業を承け登仕、子孫へ傳ふ。尙當流砲術の家には杉本家關尾家其他多し。

杉本家

杉本興一兵衛宗方一與一兵衛宗武一三左衛門宗顯一與兵衛宗範
 一三之助宗政一作之助宗清

關尾家

關尾吉兵衛時勝一甚五房勝一新之丞時智一吉兵衛勝彦一直輔美勝一安宅政良

四、萩野流

細谷家

細谷彌平次通方一爲太郎通藝一達藏通貫一龜次郎通納一又喜通春

細谷家はもと伊豫の住、本姓は越智氏、生駒時代に來讚、つゞいて松平藩に仕へ、通方の父彌左衛門喜清は藩主頼恭の時三十石を食み留守居寄舎となつた。通方は荻野照雄に砲術を學びて其の技精妙を極め、子孫一門荻野流を以て登仕した。尙細谷別家は宗家通方の弟咸熙より出で世々同流を以て仕へた。

細谷理八咸熙一細谷理八通寛一細谷理八通敏一直次郎

今村家

今村喜内一敦一今村五郎左衛門一充一今村清大夫一俊一今村林鹿一樞

那珂郡浪人荻野平兵衛の三男今村家を嗣ぎ喜内一敦といひ頼恭の時登仕、其の子孫荻野流火技に秀づるもの多く相傳へて明治に及ぶ。

五、武 衛 流

佐々木家

佐々木又七弘隆一喜太郎貞著一文吉喬偉

佐々木又七弘隆は藩主頼眞の安永二年六月辻外記好古の與力となり祿百石を食む。武衛流砲術をよくし師役をつとむ。子孫つたへて明治に及ぶ。

久 本 家

久本専左衛門實綿一勇充實一松郎左衛門實豊一柴門實良

久本勇、充實は百石扶持與力専左衛門實綿の子、初松郎左衛門、後勇と更む。武衛流砲術をよくし頼儀の文化六年七月總領組となる。子孫相つたへて明治に及ぶ。

友澤謙助父子、謙助は藩士本木總大夫吉春の子、文武に通じ、柴山に従ひて昌平費に學ぶ、又軍學火砲鳥銃を習ひてその秘蘊を究む。頼儀の世臺命を以て露船北海を荒すを警察して功があつた。養子又兵衛琇亦軍學砲術を以て頼胤に登仕し師役となる。

六、洋 式 砲 術

文化文政の頃久米榮左衛門既に蘭式砲術を極め各種の銃砲を製作し又地雷火水雷火等を發明して所謂久米流砲術なるものを創めた。降つて幕末内外多事國內騷擾の頃に及び高島秋帆を祖とする高島流砲術、小橋安藏、藤川求馬等によつて唱へられた神發流砲術等西洋式砲術の研究相つぎて起り、藩に於ても遂に明治元年十月を以て從來の古流諸砲術を悉く廢し、高島流砲術の達人神保直吉を登用して洋式砲術訓練を施すに至つた。藩が維新各所に於て使用の銃砲火藥並に之が訓練の方法は主として是等新式砲術家の術に俟つことが多かつた。

神 保 家

神保直吉は儒家宗太郎の弟。高島流砲術の達人江川太郎左衛門の高弟として砲術を善くした。文久三年藩主頼聰に用ひらる。慶應三年藩軍制の改革と共に洋式教練を施すに至るや大いに活躍し高島流砲術全藩を風靡し高知宇和島大洲丸

龜多度津の諸藩も來つて教を受けた其の螺旋砲を鑄造し蒸汽船を模造する皆自ら之に當り精緻巧妙歐人を凌駕するものがあつたといふ。維新後民政部に入りしも明治四年辭して歸り同二十五年歿。年七十三。其の子喜代太亦繼ぎて砲術を研究し慶應三年登仕藩軍務局幹事同製造所用兼務となつた。

川崎舍竹郎

藩末洋式砲術採用の時私人としての功績者に川崎舍竹郎がある。竹郎名は充實、字は士輝、高松商家の名族にして性義心に富む。洋式軍制が藩に採用せらるゝや起つて洋式大小砲を採集し又治工を自家に引きて盛んに之を鑄造し藩軍備を助く。元治元年篤志を以て小銃一百挺を製造之を献上したといふ。

第十二項 游泳

高松藩の游泳は實に寛永二十年に始る。藩祖頼重當國入部の年大老職彦坂織部を召し、游泳は大切なる武藝の一、如何程の勇者も水中に入りては下郎小者に組入れられ安々首を搔かるゝ者數を知らず、川を渡る際命を失ふものは他の武藝に勝れたりとも物の用に立つまじといふ意味の命あり、織部尤もなりとし翌年より藩士に命じて游泳の術を學ばしむ當時游泳の師役は今泉八太夫と稱し、流派は水府流八太夫が藩主に捧げし游泳術十二條の目録は次の通りであつた。

水府流十二條目録

始教泛身の事

大の字の事

俯向泳ぎの事 但目漬泳目上ゲ泳

熨斗泳ぎの事 右左片熨斗 兩熨斗

水入りの事 但ベラク水入一足踏水入躰違水入 棒拔手泳ぎの事

平泳ぎの事 肱拔手泳ぎの事

逆入りの事 但直走逆入 のめり入りの事 但直走のめり入り

組合ひの事 瓜剥ぎの事

其後種々改良變遷を経て現在水府流目録三十個に及んでゐる。

水府流藩師役の家には羽原家、星野家其他があり大石勝太、中條彌惣太、山崎原太左衛門、星野官兵衛、羽原千太夫等著名の教師であつた。

明治三十六年より高松市教育部會は從來の西濱大の場堀溜の游泳場を繼承し同會主催の游泳所を設置し年々繁昌今日に及んでゐる。

第四節 教育

第一項 舊藩時代の教育

一、藩政時代學事の概要

藩祖松平頼重夙に學を好み聖學を尊崇し、意を子弟の教育に用ひ、初め封を高松に受くるの年、(寛永十九年)岡部拙齋、深川安齊、猪熊千倉、小早川能久等の諸儒を聘して高祿を興へ、親ら就て經書其他の講義を聴き、又藩士及その子弟の教育に任ぜしめた。但し未だ學館の設けには至らず。

二世頼常に至りては一層文學に志篤く、元祿十五年七月初めて學館を城南菅公祠の南に建て、講堂と稱し、十河順庵、根本彌右衛門に邸宅を其側に賜ひ更々經傳を講ぜしめ藩士及庶民の俊秀なるものに學習せしめ、又菊地舍人をして春秋二回釋奠の禮を采らしめた。

三世頼豊の時に及び十河順安官を失ひ根本彌右衛門世を去りて遂に講堂を閉鎖す。後享保中雨森三哲來讚、一時講堂に舍し生徒を會し經史を講ずること順安の時の如くなりしも此の頃天災頻りに至り國計窮迫、加ふるに頼豊晚年角觚を好み、三哲江戸に歸るや講堂を以て力士の寓舎にさへ充つるに及び、益々荒廢した。當時宮村忠藏なるもの野にありて篤學懿行あり、家塾を開いて能く教ふ。從學するもの常に數百人、藩教育の衰微を補ひしを以て其の後儒を以て藩に名あるもの多くその門より出たといふ。

四世頼桓亦篤く道を信じ命じて講堂を修復し、儒臣青葉士弘をして孟子を講ぜしむ。元老諸士より農工商賈に至るまで雲集して堂に溢れ、庭上に立ちて之を聴くものあり。以後毎月經義を講じ士庶に聴かしむ。

五世頼恭夙に聖學を尊崇し、青葉士弘、岡長祐、上田浚明、菊地武賢等の諸儒を登用して大いに文教を布き又江戸藩邸内に學文所を設けて藩の子弟を薰陶し、又親ら進んで儒學を研鑽、肥後の碩儒秋山儀右衛門、水戸の名儒名越十藏などを江戸藩邸に招き講書を聞く等大に教育に意を注ぐ。唯凶歲相續きしたため學館擴張の宿志を果さずして終る。

六世頼眞襲ぎ、國用漸く足るに及び父頼恭の遺志を繼ぎて安永六年學館を城南菅廟の北に造營し始めて講道館と稱し儒臣をして大學を講ぜしめ大いに文教を起す。廣表舊講堂に倍し制度完備し文武の教育よく行はる。爾後明治維新に至る九十餘年間變らず。

第七世頼起就封の始より毎月朔望嘉儀表書院にて藩士謁見後中書院に於て儒臣に經を講ぜしめて之を聴かしむること始まる。

第八世頼儀の寛政十一年城内西丸に學館の設けあり、重臣の嫡子毎月十二次登館經書の講義を聴き經傳子史を輪講し或は文を屬し詩を作らしめ、老輩の儒臣之を指導す。文化十年經費足らずして止む。

第九世頼恕和漢の學に志深く考信閣を城内に設け處士梶原九郎右衛門を起用して修史の業を勵み歷朝要紀を編輯す。又講道館中に大聖廟を建て舊藏する所の參議箕郷作の聖像を安措して十二月四日釋奠の禮を行ひ典儀よく備はる。友安三冬を招きて皇學を講ぜしめ友部方升、中村春野等の國學研究の端を開きたるもこの世に屬す。

第十世頼胤を経て第十一世頼聰の慶應明治にかけ講道館の改革行はれ漢學寮、皇學寮、洋學寮の三學鼎立、各教授を任じて盛に子弟の教育に當らしめた。

第二項 講堂、講道館、學館、考信閣

一、講堂

元祿十五年松平二世藩主頼常始めて講堂を香川郡中の村菅廟の傍に創建し、儒者十河順安、根本彌右衛門をして宅を其の側に與へ更々經傳を講説せしめ、又聖像を安措して菊地新三郎に命じ春秋の釋典を修せしめた。菊地武雅勸學説に曰く、

讚之有講堂自先君節公始也、公之好學能彌平其中而不飾其外故世之知之者蓋寡矣、と。

學専ら程朱を主とし藩士及庶民の子弟の俊秀なるもの八歳より十五歳まで就て學ばしめた。句讀より以て講義は小學三史略に限り、毎歲春秋季月大試業を設けて大いに褒賞を行つた又儒員をして毎月輪番に經を講ぜしめ諸局吏員迭に就て聽かしむる所があつた。

後享保の頃十河順安官を失ひ根本彌右衛門歿するに至り恰も第三世頼豊の末年國計窮迫に會ひ講堂一時閉鎖するの已むなきに至つた。

元文二年十月第四世頼恒儒臣に命じ再び講堂を復興し毎月經義を講じ士庶をして之を聽かしめた。讃州府志に曰く、是の時に當り（懷公頼桓）老臣以下元士庶士及び農工商賈、苟も學に志ある者、皆堂下に集り立ち聽く者甚だ多く、從者門外に盈つ、豈盛ならずや。是より先節公創る所の講堂中廢す。一風君（公族志摩君のこと）宮村忠藏經弼を師とし經を學び篤く聖人を信ず。故に一風君屢々慨歎して公に告ぐ。こゝに至つて其の故を復す。（讃州府志より譯出）その後第六世頼眞の世に及び從來の講堂を擴張し始めて名を講道館と改め以て明治維新に及んだのである。

二、講 堂 館

第六世藩主松平頼眞先代頼恭の遺志を繼ぎ城南肯廟の北に學館を營み名づけて講道館といふ。安永九年正月落成廣袤舊講堂に倍す。同十五日儒臣をして大學を講ぜしめ藩主及其の子弟に聽かしむ。爾後輪回講義句讀習字兵學音樂武家禮式及び槍劍の技に至るまで皆この館中に於て習はしめた。

文化七年七月八日第九世藩主頼恕親ら聖像を畫き講道館に藏めて毎歲首開講の日祀りて之を拜せしめたが更に天保三

年閏十一月に至り算政典に命じて館内に新に大聖廟を起さしめ、十二月四日參議小野篁所造の聖像を安措し釋奠の禮を行ひ爾後春秋の定典と定めた。

館の規程其の後明治維新の頃に至るまで九十餘年間多少の變遷を免れざるも大要次の如きものであつた。

一、句讀並に經史講義及習字は毎日之を行ひ辰刻より未刻に至る。朔日十五日を休日とす。館中に寄宿舍なく遠隔の者は城市間に寄寓して通學せしむ。登館の者は貴賤老幼の別なく皆袴を着す。束脩謝儀一切を徵せず皆藩費とす

一、經史輪講、詩文會、及兵學音樂武家の禮式教習等は各日を別に於て之を學ばしむ。藩記に「儒臣に命じて輪回經史を講ぜしめ、軍職をして武經を講ぜしめ、或は詩或は禮或は樂、日を分ちて之を教ふ」とあり。

一、春三月秋九月に句讀検査あり、四子五經文選を以て試む。館生の外一般私塾のものも來り檢を受く。多人數なるを以て兩日又は三日間に之を行ふ。執政參政各一各近習目付一名出でて之を檢す。若し藩主在邑の日は臨んで親ら檢することあり。檢料を甲乙丙丁に分ち賞として書籍詩箋筆墨等を與ふ。全部の句讀一字の失なきものを甲科とし、一失より五失に至るを乙丙丁科に分つ。文政中に至つて文選の句讀を廢し四子五經卒業の者に小學十八史略を講ぜしめて之を檢し全部甲科の者には賞として白銀一枚を與ふ。十五歳以下にて右試講卒業の者には賞として春秋左氏傳一部を與へ幼年にて四子五經の検査畢るものには賞として十八史略一部を與ふ。又検査當日生徒に菓子を與ふ。

一、館中に演武場二區を設け南は擊劍北は交槍を習はす。藩士劍槍の師たる者の中其の宅狹隘にして演場を設け難き

者は爾後此に就て之を演せしむ。後に合す。

一、門外東北に習騎の埒あり、西南試射の圃あり以て射騎の資に充つ。

三、學 館

寛政十一己未三月、藩主頼儀城内西の丸に新に學問所を設け儒臣の中、老輩數人に出席を命じ、重臣長袴着用の役々の嫡子一ヶ月十二度出席、經書の講釋聽聞、經傳子史の輪講、或は譯文詩作等をなさしむ。岡井郡太夫總裁。後藤彌右衛門、菊地八大夫、青野傳兵衛、岡愛八を教授に任じ、當日奥横目附出張勤惰を監察せしむ。後更に近習の中文學に心懸くる者又は重役の嫡子の有志家督相續後も引續き出席を勤めた。但し文化十年十一月十日藩用度不足五個年を期して大節儉を行ふに至り、之を廢するの已むなきに至つた。然れどもその効果により以後藩の子弟にして相應文學に通達し或は好學の徒を生じたのは争へない。

(襄公事蹟より譯出)

四、考 信 閣

天保三年七月第九世藩主頼恕、皇學を好み國史編輯の志あり、但事務繁劇加ふるに用度の不足を以て未だ草を起すに至らなかつた。偶治下の處士梶原九郎右衛門其積年私に纂する所の國史草本百五十卷を出し之を献す。乃ち史局を高松城内西丸に設け考信閣と稱し九郎右衛門及藩士の學あるものをして其書を校正せしめ歷朝要紀を編輯した。

天保十年六月二十一日歷朝要紀首編後醍醐天皇紀成る。傳奏徳大寺大納言實堅の執奏に由り天皇上皇に奉献す。

兩宮御覽並に觀感の旨あり女房をして書を下さしむ。七月十八日徳大寺大納言我守邸の臣に付し之を致さしむ。蓋し異

數とする。

又命あり閑老水野越前守に由り一部を幕府にも納めた。

第三項 舊藩庶民教育

一、寺 子 屋

高松藩に於ては藩主世々よく教育に意を注ぎ、種々適當の施設を施してその振興を計つたが、時代の常としてそは多く藩士並にその子弟の教育武士階級の教育に止まり、一般庶民の教育に至つては未だ充分なりとは稱し難かつた。然れども當藩では農商の子弟も俊秀好學の者には武士と共に藩學に入りて學ぶことを許し、又私塾寺子屋の師匠でも學術品行の優れたる者には先づ雙刀を許し尋で小俵を給して下士に列せしめ更に擢んでたる者には漸次登用して儒臣とならしめしものも頗る多かつた。天保の頃には一年に一回大吟味と稱して藩の奉行をして領内の寺子屋を巡視せしめ産業上道徳上の訓話をなさしめたこともあつた。

所謂寺子屋は相當に普及し市内各所に行はれて浪人醫師僧侶庶民の名望あるもの多く私宅又は寺社の一部を使用して教へた。其分明せる主なるも主なるものに、西通町増田正九郎父子兄弟三四代繼續寺子三百に達したものの西新通町荒金屋岡崎ヤス女師匠の寺子百五十人に及びしもの、古新町出羽屋國方和平八坂町熊野某内町大崎東三郎等がある。

教科目は手習ひと稱して習字を主とし兼ねて讀書珠算を加ふるに過ぎなかつたがよく實用の目的には達してゐて習字の材料即ち手本には平假名、數字、名頭、村盡、郡付、國盡、苗字盡、書簡文章、祝儀付、進物付、證書雛型、日用文字、商賣往來、庭訓往來、諸國往來、各所鑑、實語教、千字文、義經腰越狀、熊谷狀、楠狀等多種多様に採用せられ讀

書は是等の讀解の外進んで三字教小學、蒙求、日本外史四書にまで及べるものがあり、珠算は多く加減乗除即ち八算で中には見一開平開立まで進む徒もあつた。書流はお家流多く野田流山田流なども行はれた。

天明三年藩主頼起教職を起し、那珂郡高篠の儒者小國牛山を擢用して庶民教育に任せしめた。牛山名は蕃主、通稱は彦四郎、その先正意岡山より寛永十年來讀、金毘羅一山の後見となる。牛山性よく人を化し効績大なるものありしが天明四年六月歿してより後この事振はず終つた。

二、明善館

文政十年藩主頼起藩郷校を創設し、山川元輔をして之を主らしめ一般庶民の教育を行はしむ。

山川元輔、號は孫水、もと大阪の人、雄駿の子徂徠派に屬し、儒學算數曆學方位音韻の學に通ず。祖先世々既に大阪に於て私塾明善堂を開く文化の頃來つて高松大工町に徙居し、儒學及算術を教授して庶民指導に任じ亦明善館といふ。藩郷校を立て孫水をして主宰せしむるに及び益發達、來り學ぶもの甚だ多く、爾後明治維新に至るまで凡四十年間庶民教育の權威となる。

孫水慶應二年三月九日歿するに及び嫡男賀藏之を繼承し更に其の弟慎藏嗣ぎ明治三十二年頃まで繼續した。

第一款 明治初年の學事

第一項 講道館の制度改革

明治維新諸事革新の運に向ふや講道館に於ても從來の學制を改革し皇漢洋三學兼修の制となる。即ち從來の館を漢學

寮と稱し隣邸士族玉井丹次の舊宅を以て皇學寮を設け南隣鶴林寺内を以て洋學寮に充つ。其他學則大意、學科課程、日課時間、教員資格、生徒心得、寄宿舍規等廣汎にわたり逐年改革せらる。その大要次の如し。

改 革 年 次

明治二年十一月從來學制を改革し皇漢洋三學を兼修し又大中少教授同助教準少教授少助教の職を置く但し諸規則都詳ならず。

明治三年十月規則九ヶ條を撰し設く又教員給料を改め易天文習字算編修の諸科を置く。

明治四年三月三日山田純吉高原高藏松田周次の三名を英國に遣學す。

明治四年四月學制大意八則及び寄宿舍規則十三ヶ條同内規則三十八ヶ條を撰み定む是月學科及び日課表を定む又大少舎長を置き寄宿生等級及び月給を定む

寄宿舍規則以下諸條件實は本年二月撰定今此に載する者暫く施行の月に繋ぐ。

同年五月講道館を増修し隣邸士族玉井某の舊宅を聯合す。

同年幾月學科を中小學の二等に大分し通して四課に小分す改て教長教授上中下助教及句讀生を置き教長以下給料を定む。

明治三年十月撰定校則九ヶ條

一、史學は師弟子の禮を嚴にし學業を精熟し智識を恢宏し皇國の正道を守り君臣の大義を辨へ孝悌忠信を明にし古今治亂を考る此れ學者の要務也。

- 一、八歳より十五歳まで小學校にて自讀し十六歳より大學校に於て勤學すへし。
- 一、每朝辰牌より未牌に至るまで登校し各姓名牌を以て出入すへし。
- 一、諸講釋貴賤に拘らず入席すへし。
- 一、春秋試考年齢に拘らず。
- 一、詩、和歌及禮式會講怠惰なく入席すへし。
- 一、四民有志の輩は寄宿舎に於て勉學するを許す。
- 一、洋學生徒必らず一書を攻め下等より上等に進むを要す堅く等を躓るゝを禁す。
- 一、教授講義の科を立學に入る者をして之を聽しめ別に輪講之科を立其科力に應ずる者をして講明にせしむ。

明治四年四月撰定日課表

論	第一	朝	業	業	夜	業
	六時	曉				
讀	第二	七時	業	業	夜	業
	八時	十時				
實	第三	九時	業	業	夜	業
	十時	十一時				
科	第四	十二時	業	業	夜	業
	十一時	十二時				
質	第五	三時	業	業	夜	業
	四時	五時				
問	第六	四時	業	業	夜	業
	五時	六時				
萃	第七	六時	業	業	夜	業
	七時	八時				
科	第八	九時	業	業	夜	業
	十時	十一時				
畫	第九	十一時	業	業	夜	業
	十二時	一時				
檢	第十	一時	業	業	夜	業
	二時	三時				
洗	第十一	三時	業	業	夜	業
	四時	五時				
沐	第十二	五時	業	業	夜	業
	六時	七時				
文	第十三	七時	業	業	夜	業
	八時	九時				
章	第十四	八時	業	業	夜	業
	九時	十時				
夜	第十五	十時	業	業	夜	業
	十一時	十二時				
檢	第十六	十二時	業	業	夜	業
	一時	二時				

皇書或漢書	每等共授與	中學校に就き	試講會講の	萃實に科及	歌詩文集を玩讀し	玩讀の集或者作稿
但等級の上	する所の書	疑義を質問す	ひ傍授する	所の課書を	或は又之を著作す	を檢閱す
下を論ぜず	籍を講習す	但し講義を受	所の學を修	檢了らば休		但檢閱了らば就寢

書閱其課を了へざる者は之を督責す、或本日の休憩を奪ひ洗浴を禁す。
 夜閱其課を了へざる者は之を督責す、或翌日の休憩を奪ふ。
 五十夜閱四日間の課業を通考し定規を遂げざる者は翌日の放學を許さず。
 餘課は其識力に應し之を許す一科を修むる者は一時間間二科を修むるものは二時の間を與ふ。

明治四年四月撰定學科表

大舍長一員	在舍ノ生	上下ノ二	上下ノ二	上下ノ二
小舍長三員	齊長五員	中等廿員	下等卅員	級ニ分ツ
	徒ヲ以テ	給ニ分ツ	給ニ分ツ	員ナシ
	之ヲ補フ			ヲ定額トス
正	皇漢洋書	日本政記	日本外史	國史略十八史略
目	右適宜	日本政記	日本外史	元明史明小學
	大日本史職原抄	左	日本外史	瀛環志略
	通鑑詩學類	氣海觀瀾	地球說略	蒙求
	萬國公法ノ類			

課餘	餘	課				
		講	聽	試	章	
算術 原書 洋書	次書 閱傍	兵書 律令書	史集 經學	令義解書 策問但席上	右内一種 歌祝詞詩文	會講 皇漢書ノ内壹部 洋書適宜
九々 暗記ヨリ天算 歴算ニ至ル	語學 文典 格物 地理 歴史	兵書 律令書	史集 經子	通義 論語 歌詩或文但席上	右内一種 歌祝詞詩文	皇漢書ノ各一部 洋書適宜 舍中會講
		經類	史類 集類	古事記 孟子 歌詩或文但席上	右内一種 歌詩文	皇漢書ノ内各一部 洋書適宜 舍中會講
		史類 集類	史類 集類	弘道館記 述義 白鹿洞書院揭示	右内一種 歌詩復文	皇漢書ノ各一部 洋書適宜 舍中會講
		雜書ノ講義を受くべし 但躑等を禁ず	適宜 舍中講義	孝經 大東世話	右適宜 歌詩文	皇漢書ノ内壹部 舍中對讀

餘課は正課の暇を以て之を修すべし或除課に志ありて其暇なき者正課各課中の一種を除くことを許す

明治四年幾月定中小學科表

小學		中皇	
一課	本朝三字經 蒙述標題 四書 いろは 片假名五十音數字 小文章 支干 名頭郡村 百家姓 皇國盡 英國階梯	四課	國史略 小學十八史略 元明史略 地學初步 ウキルソン 第二リートル 會話篇 譯書適宜 九々暗記命位 加減乘除
二課	古語拾遺 易經 詩經 私用文章 世界國盡 節用之法 布告字類 語學	五課	述義 外史 易知錄 左傳 古事記 文法書 理學初步 萬國史 上同 小數加減 乘除
三課	書經 禮記 公用文章 設題私用	六課	日本記 大日本記 孟子 論語 サルセント 第二リートル 窮理書 各國史 上同 諸比例 諸開方

明治三年十月定教員等級及月給

大	中	少	準	大	中	小
教授	教授	教授	教授	助教	助教	助教
年給米	同	同	同	同	同	同
三拾五石	二拾五石	二拾石	拾五石	拾石	拾石	拾石

第二項 私塾の消長

藩主第三世頼豊の頃中村暢齋の門人宮村經弼なるもの篤學にして家塾を開き從學するもの二千餘人よく名士を涵養する所ありしは既に述べた。其他の儒者に於ても藩學出仕の外私宅に於て多くの門弟を有し孜々善誘するもの固より少なからず、明治維新の後に及んでも是等の私塾は各其の統を襲ぎ時代に適應せる學科を加味して夫々門戸を張る所があつたが明治五年文部省は始めて從來全く放任してゐた私塾の規則を設け、從來のものは新に認可を受けしめ又新設のものは詳細届出をなさしめた。その主なるもの次の通りである。

校名	所在地	創立年月	廢校年月	學科	設立者又は校長
私立協校	御坊町	明治五年六月	明治五年八月	漢、洋、習、洋算、醫學	不明
高松醫學校	天神前	同五年	同十六年四月	醫學	長尾益吉、柏原謙益、高坂柳軒
榮義塾	六番丁	同八年	同十八年	漢學	三野彌平
訂砭塾	初七番丁	同九年	同廿五年	漢學、後普通科ヲ加フ	岡内甚藏
靜修學館	天神前	同十六年	同廿六年	漢學	牧野謙次郎
渡邊塾	古新町	不明	不明	漢學	渡邊依中
九思義塾	五番丁	同十三年	同十九年	漢學、算術、習字、初國漢	岡内甚藏
保眞學舎	初九通町	同十五年	同三十年	後倫、英數、習外一を加ふ	林賢
高松英語學校	七番丁	同十五年	同二十五年	英漢數	羽原半五郎
盈科塾	天神前	同十八年	同三十二年	後國漢、國算ヲ加フ	黒木茂矩
明善館	大工町	同廿四年	同卅二年	漢算	山川慎藏
立園書院	三番丁	同廿四年	同廿八年	國漢	中桐儉吉
關西簿記學校	百間町	同廿四年	同廿五年	簿記	山花兼次
英華學校	天神前	同廿六年	同卅四年	英	岡内半藏
精思學館	六番丁	同廿六年	同四十一年	數字	算鈴太郎
同人舎	初三番丁	同廿六年	同三十一年	普通科	友安盛任
後數理學舎	東瓦町	同廿六年	同三十一年	普通科	後松原安太郎
果能學館	三番丁	同三十年	同卅三年	同	中山速男
高等裁縫女學校	内町	同三十二年	同卅四年	裁外二	丸谷寅吉

尙操裁縫女學校	西新通町	明治三十二年	明治三十三年	裁外三	津村シゲ
高等裁縫女學校	東瓦町	同三十二年七月	大正六年三月	裁外二	青木素一
女子商業學校	東瓦町	同三十九年	明治四十二年	商	青木素一
玉藻學校	天神前	同三十九年	同四十二年	中學科師範科	十河安次
高松ミシン	古馬場町	同四十一年	不	明	岩部ミツ
和洋裁縫女學校	桶屋町	同四十一年	不	明	村上タミ
成美女學校	桶屋町	同四十一年	不	明	修、國算、裁縫家外二

第三款 學校教育

第一項 初等教育及び幼稚園

明治二年府縣學校取調局が各府縣に令して小學校を設けしむるや同年一月高松藩に於ては講道館の組織を變更し館内に小學寮を設け高畑貞順三好徳太郎外八名をして教授に當らしめた。是れ高松に於ける小學教育の創始とす。同四年廢藩置縣の令と共に文部省は全國の教育を統轄し益小學教育を獎勵せしにより高松藩講道館小學寮も學科の改正其他の事が行はれたが同五年三月藩政の變革のため遂に閉鎖した。

次で五年四月に至り藩主頼聰の別館龜阜の地に縣學龜阜學校を設け校則五條を設け漢學、洋學、算術、習字の四科目を置きて之を授け縣費を支出して直轄とした。當時の教師には漢學員原文平、久保直躬、渡邊依中、吉本信次、村上駒次、洋學有井某、幸田學、大久保鐵三、算術山川賀藏、佐野忠振等があつた。

同年八月三日文部省の學制頒布あるや九月龜阜學校を廢し次の三小學を置き各所轄内の兒童を募集して教育した。學科は讀書、算術、習字の三科であつた。

第一小學(龜阜) 第二小學(古馬場町安養寺) 第三小學(西濱町弘憲寺)

明治六年六月に至り先の三小學を廢し次の七小學校を設く。經費は縣費町村費の二種があり、學科は讀書、算術、習字の三科に稍改正を加へた。尙絲濱小學校と龜阜小學校内の紫山の二個所に於ては専ら女兒の教育を施した。是れ縣下に於ける女子教育の創めである。

龜阜小學校(宮脇町龜阜) 西濱小學校(西濱町常福寺) 絲濱小學校(濱ノ丁弘憲寺) 大濱小學校(濱ノ丁泉立寺)
築地小學校(築地町) 内町小學校(内町) 栗林小學校(中ノ村)

明治七年十二月に至り縣は小學校經費の補助を廢したるにより區町村費の負擔頓に嵩み其の賦課に堪へず各地の小學校衰頽に赴く。高松に於ても前記七校の内(龜阜兒童數七百名)大濱(兒童數三百名)絲濱(兒童數三百名)の三校を存し他の四校は廢校となるに至つた。茲に於て森多一郎等の東西奔走となり同八年六月遂に當時の習字家塾を私立小學校とし一時の急を救ふに至つた。即ち次の九校を生じ公立前三校と共に兒童を教育した。

東濱小學校(東濱町) 校主 灘 波 茂 平 中村電三郎
(東濱、新材木、井口町の組合 兒童數二三〇)
義方小學校(鶴屋町) 校主 高 橋 良 平 七 條 吉 郎
(鶴屋、工、北濱材木町の組合 兒童數四〇〇)

第二章 文學及教育

啓迪小學校(古新町) 校主 國方 和平

(古新町組合 兒童數不明)

光訓小學校(兵庫町) 校主 井下 新平 後 十河權三郎 鹽田忠三郎

(兵庫、丸龜、古新、外磨屋、紺屋、鍛冶屋町組合 兒童數五二〇)

立本小學校(北龜井町) 校主 富山民次郎 鈴木傳五郎

(南新、古馬場西ノ丁、南北龜井町の組合 兒童數不明)

西濱小學校(西濱町) 校主 川崎舍竹郎

(西濱、木藏町組合 兒童數三三〇)

日新小學校(西通町) 校主 富山四郎 松木仁平

(西通町、西新通町組合 兒童數二五〇)

育英小學校(東瓦町) 校主 村川謙三 龜井清五郎

(東西瓦町、新瓦町、福田町組合 兒童數二五〇)

稽徳小學校(今新町) 校主 中野瀧次郎 後藤孫十郎

(片原、百間、大工、御坊、七十間、野方、今新、古馬場町組合 兒童二九〇)

以上兒童數公立小學校 一三〇〇 私立小學校 二八三〇 合計 四一三〇

是等私立小學校の經費は各町有志者の寄附金によりしため維持困難となり遂に自然廢校の運に向つたが漸次教育教授の進歩、圖書機械器具の改良増加を加へ龜阜小學校内には上等小學校が生れ、次に天神前に上等小學成章學校が設置せ

られ龜阜小學校の上等科を合併し専ら上等科の教授を施した。

明治九年三月高松公立小學校を廢し高松及接續村を十三番學區に分ち第の十四小學校を設置した。

玉藻小學校(内 町) 日新小學校(西通町) 敬義小學校(鶴屋町) 東濱小學校(東濱町)

啓蒙小學校(鹽屋町) 稽徳小學校(今新町) 成章小學校(天神前) 薰陶小學校(天神前)

上村小學校(上ノ村) 龜阜小學校(宮脇村) 化成小學校(五番丁) 成教小學校(古新町)

西濱小學校(西濱町) 種徳小學校(中ノ村)

然して其の經費は授業料を徴收し又町村の公費を以て支辨したりと雖も賦課徴收の方法任意なりしため甲乙學校設備を異にし著しく教育状態に差を生ずるに至つた。

明治十二年九月政府は曩に發布の學制を廢し新に教育令を公布し同十三年十二月更に改正教育令を公布し同十四年五月文部省は小學校教則綱領を發布し從來の上等下等の分ちを改め初等(三年)中等(三年)高等(二年)の三等とし教科を定めた者を以て高松の小學校も漸次之に則り益々改正し來つたが同十七年十二月高松及接續村を合して一學區とし次の五小學校一分校を設置した。

第一高松小學校(鶴屋町) 第二高松小學校(鹽屋町) 第三高松小學校(天神前)

第四高松小學校(内 町) 第五高松小學校(西通町) 分 校(西濱町)

明治十九年四月勅令を以て小學校令の公布があつて小學校を尋常高等の二種に分ち土地の情況により小學簡易科を設け尋常小學校に代用することを得しめ小學簡易科の外は必ず授業料を徴收することゝなつたので高松に於ては同二十年

四月次の大小學校に改めた。

山田香川郡高松高等小學校

五番丁尋常小學校(天神前、西通町、南新町、宮脇村に分教場あり)

鶴屋町尋常小學校(古新町、今新町に分教場あり)

西濱簡易小學校 内町簡易小學校 瓦町簡易小學校

明治二十三年十月改正小學校令の公布ありて小學簡易科を廢し尋常小學校を三年若くは四年高等小學校を二年乃至四年とし補習科隨意科の規定を設けたので同二十五年四月一日西濱、内町、瓦町の三簡易小學校を廢し次の二尋常小學校を設けた。

四番丁尋常小學校(内町に分教場あり)

鶴屋町尋常小學校(瓦町に分教場あり)

明治二十六年四月一日從來山田香川郡と聯合設置の高等小學校を廢し改正小學校令に依り新に高等小學校を設置し尋常小學校は分教場を止め順次次の如く各小學校を設け今日に至る。

高松尋常高等小學校(明治廿六年四月設置)

鶴屋町尋常小學校(明治廿五年四月設置)

新瓦町尋常小學校(明治卅五年四月設置)

築地尋常小學校(明治四十二年四月設置)

四番丁尋常小學校(明治廿五年四月設置)

二番丁尋常小學校(明治卅五年四月設置)

西濱尋常小學校(明治四十一年四月設置)

龜阜尋常小學校(大正三年五月編入)

東濱尋常小學校(大正十年一月編入)

栗林尋常小學校(大正十年十一月編入)

又別に師範學校に附屬小學校があり市内兒童教育の一部を擔任してゐる。

幼稚園

明治二十六年四月香川縣師範學校に始めて附屬幼稚園が附設せられてより三十七年には高松市教育都會によつて東瓦町に中央幼稚園が設けられ、引續き婦人會教會個人又は團體によつて續々幼稚園が設立せられ目下次の如き状態にある。

園名	所在地	創立年月	廢園年月	設立者又ハ園長
香川縣師範學校附屬幼稚園	天神前	明治廿六年四月	明治四十五年三月	高松市教育都會
高松中央幼稚園	東瓦町	同 三十七年四月		兒島虎三郎
天神幼稚園	初天神前	同 三十六年十一月		田所、湊、久米、石濱、湯淺の諸氏
玉藻幼稚園	初野方	同 四十三年十一月		吉武 龍 松
高松西北幼稚園	後濱	大正二年四月	大正九年三月二日 一時中止再興	佐々木 貞 見
親愛幼稚園	北古馬場町	大正二年九月	大正九年三月	池田孫太郎
桃李幼稚園	五番丁	大正四年六月	大正八年三月	江口トメ
二葉幼稚園	東田町	大正四年十一月		高松日本キリスト教會
ミクニ幼稚園	三番丁	大正五年四月		高松婦人會栗林支會
栗林幼稚園	栗林町	大正十四年四月		田中リツ、六車タメ、濱田セイ
敬愛幼稚園	内町	昭和五年四月		

第二項 中等教育及び實業教育

師範學校

明治七年十月師範學校を高松五番丁今の髙松高等小學校の地に設け成章學校と稱す。(實は當時變則中學校と稱せしものを改稱)後高松成章師範學校同九年八月香川縣師範學校同十年一月愛媛縣讚岐師範學校と改稱、同年女子師範學校を併置同十二月伊豫松山師範學校に合併、女子師範のみは當分第四大區(香川郡)講習所内に假設せられたが同十二年五月廢止せらる。

明治二十一年十二月分縣の際愛媛縣尋常師範學校生徒中讚岐より在學せるもの男四十四名女十一名ありて引繼ぎたるも本縣未だ師範學校の設けなきたため其儘教養を依囑してゐた。翌二十二年十一月髙松五番丁に香川縣尋常師範學校を假設し愛媛縣依囑の生徒を召還教授を開始、同二十三年十二月新校舍落成により開校の式を擧げた。同三十年十月師範教育令改正により香川縣師範學校と改稱、同四十五年四月より女子部分離、

縣立髙松中學校

明治六年二月廿四日文部省に稟申して英國人ゼヒーモリスを雇聘し同年三月髙松第一小學校(今の龜阜小學校の地)を中學と改稱し同年七月五番丁に中學校舎(今髙松高校舎)建築落成せしを以て移轉し明治七年二月廿七日髙松變則中學校と稱し同年十月成章學校と改稱師範學校の前身となる。

明治十年又同所に髙松變則中學校を設け同十三年髙松中學校と改稱後更に愛媛第二中學校と改めしが同十九年廢校となる。

明治二十六年五月五番丁に髙松尋常中學校を建築開校し同三十二年二月香川縣髙松中學校同卅四年四月香川縣立髙松中學校と改稱し現在に至る。

髙松第一中學校

昭和三年二月設置認可、同四月一日髙松高等小學校内假校舎に於て開校、髙松市立第一中學校と稱す。翌四年四月一日、香川縣髙松第一中學校と改稱、同年九月一日第一期建築工事竣工につき市内櫻町に於ける新校舎に移轉、今日に至る。

縣立髙松高等女學校

本縣女子の中等教育は明治二十四年十月讚岐婦人進德會に於て女子教育普及の急務を認め天神前大護寺内に進德女學校を設けたるを始とし、同二十六年六月日學則を改正私立香川縣高等女學校と稱した。其の後三番丁東光寺内に移轉假寄宿舎を設けたが二十八年高等女學校規程の發布により八月學則を改め分教場を三番丁正覺寺内、後天神前中野天滿宮の社内に設け順次發達明治三十年六月五番丁に校舎及寄宿舎を新築移轉、同三十五年四月より縣立に移管し香川縣立髙松高等女學校と稱し現今に至る。

高松實科高等女學校

大正四年八月設置認可、大正五年四月開校高松市立高松實科高等女學校と稱し高松尋常高等小學校に併設、大正十年四月修業年限二年を四年に改正、昭和四年四月より香川縣高松實科高等女學校と改め現在に至る。

明善高等女學校

大正六年四月、山川波次外四名により天神前に私立明善高等女學校を設立、本科五年專攻科三年高等科二年師範科（後中止）等の課程を設けて教授し、現在に至る。

昭和六年四月よりは裁縫專攻科卒業生に中等教員無試験檢定を認可せらる。

高松和洋高等女學校及和洋技藝女學校

明治三十二年五月開校の私立女學校にして初め内町に次に天神前、後九番丁に移轉、校主は初め多田良平後兒島虎三郎、初め和洋技藝女學校なりしが大正十四年四月より高等女學校修業年限四年を併設、又別に大正十二年六月より夜間實業中學院を設けてゐる。

縣立工藝學校

明治三十一年四月天神前假校舍に開校、同三十三年一月八番丁に新校舍落成により移轉、同三十四年四月文部省令第

十一號の發布により同年五月校名を香川縣立工藝學校と稱し大正三年四月西濱新町に移轉現在に至る。

縣立高松商業學校

明治三十三年二月設立認可、同年四月濱ノ丁見性寺假校舍に於て開校、高松市立高松商業學校と稱し甲種程度の商業教育を施す。翌三十四年四月より五番丁に校舍を新築し移轉、同三十八年四月商業補習學校を附設、同四十五年四月縣立商業學校の分校となり大正元年八月獨立して香川縣立高松商業學校と稱し同二年一月宮脇村新築校舍に移轉現在に至る。

實業補習教育

工業補習教育

明治三十八年一月より縣立工藝學校に於いて別科の學科課程を改正して夜間教授を行ひ、工業補習教育を施し現在に至る。

商業補習教育

明治三十八年四月より市立商業學校に商業補習學校を附設せしが同校が縣立商業學校となるに及び又縣立商業補習學校附設をせらる。而して右工業補習學校並に商業補習學校に出席する市民に對しては市費より獎勵金を交附して實業補習教育の普及を圖つてゐる。

商業專修學校

更に補習教育の徹底を期するため大正九年五月四番丁に高松市立商工補習學校を設置し次で商業專修學校と改稱、目下修業年限を前期後期各二個年女子部理髮部等をも設けて一般市民の教育に資してゐる。

第三項 專門學校

高松高等商業學校

高等教育機關擴張計畫に基き當地に高等商業學校を設置することが大正八年第四十一議會を通過の結果同十一年一月校舎の建築に着手翌十二年十二月竣工、同十三年四月より開校授業を開始するに至つた。

初代の校長は隈本繁吉で、順次年を追うて校舎設備を完備し學則を改正し現在修業年限三箇年商業上須要の高等教育を施してゐる。

第四項 特殊學校其他

縣立盲學校聾啞學校

明治四十一年三月設立認可、同四月三番丁東光寺に開校、大正三年財團法人香川縣盲啞學校と成る。同四年三番丁法泉寺境内へ、同八年天神前聽德院へ移轉、同十二年一月昭和町新築校舎に移り翌十三年四月縣立に移管香川縣立盲學校聾啞學校と改稱今日に至る初代校長鶴川芳太郎、設立主唱者植松熊雄、平井入江、香西利一、樋口喜三郎等の力に待つ

所甚大である。

斯道學園

明治三十三年發布の感化法に依り同四十二年縣費を以て創設せられたもので西濱新町に設置、不良少年少女を收容し感化教育を施し現在に至る。

第五項 社會教育施設

香川縣教育會

明治二十二年六月創設、年を逐ふて發達、事業の主なるものは教育學術上重要事項の調査講究雜誌發行教育功績者表彰意見發表其他社會教育施設風教改善等で各郡市に部會を設け教員講習通俗教育施設等を行ふ。三十八年二月社団法人に組織變更、同年より圖書館設置大正六年 明治天皇御聖德記念の表誠館を建設し圖書館完備するに至つた。

高松市部會は明治二十七年十月創立、講習會通俗講演會等を開催して市教育の爲めに盡し三十六年より毎年夏季遊泳所を開設し三十七年四月より高松中央幼稚園を經營してゐる。

圖書館

縣教育會の經營で明治三十七年三月より準備に着手、翌三十八年二月十日露宣戰の大詔煥發の記念日に開館漸次圖書蒐集大正六年表誠館成るに及び益々發達し今日に至る。

明治十八年舊藩主松平頼聰伯の主唱により高松育英會組織せられ本部を東京に支部を高松市に設け舊藩同郷の子弟の東都遊學する者を保護監督した。次で三十五年十一月財團法人香川縣育英會設置せられ、縣人にして高等教育を受くる學生を保護し學資其他必要なる資金を貸與し又同學生の爲め東京市に寄宿舎を設置した。四十一年高松育英會と合同其の資産を引継ぎ今日に至る。

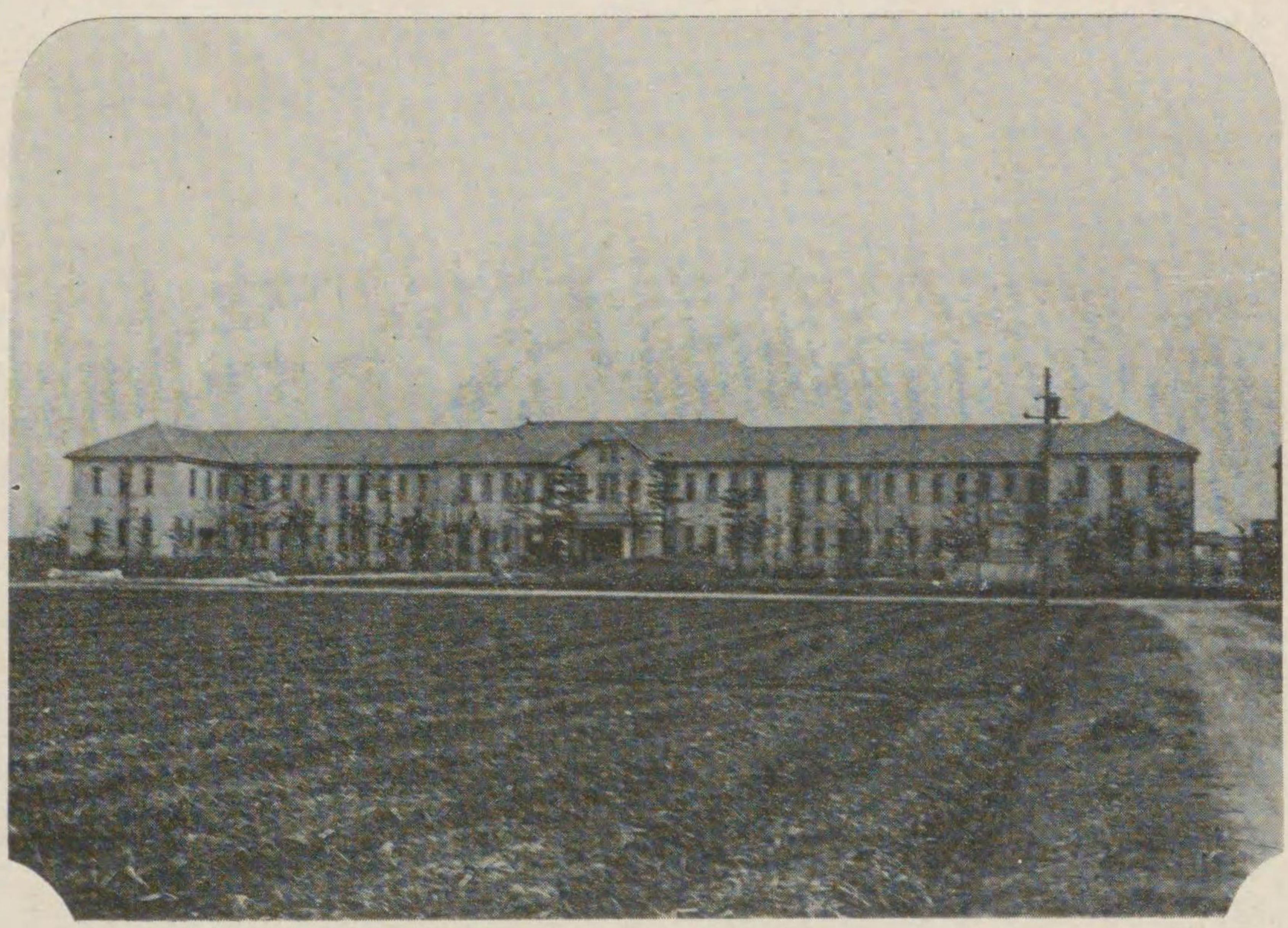
高松獎學會

明治三十九年九月學齡兒童中貧窮の爲め就學し能はざるもの、救済を以て設立せられ、學用品被服食費の給與西濱小學校内簡易保育所の設置等を行ひしが大正九年四月共濟會起るに及び其の事業を同會に委託した。

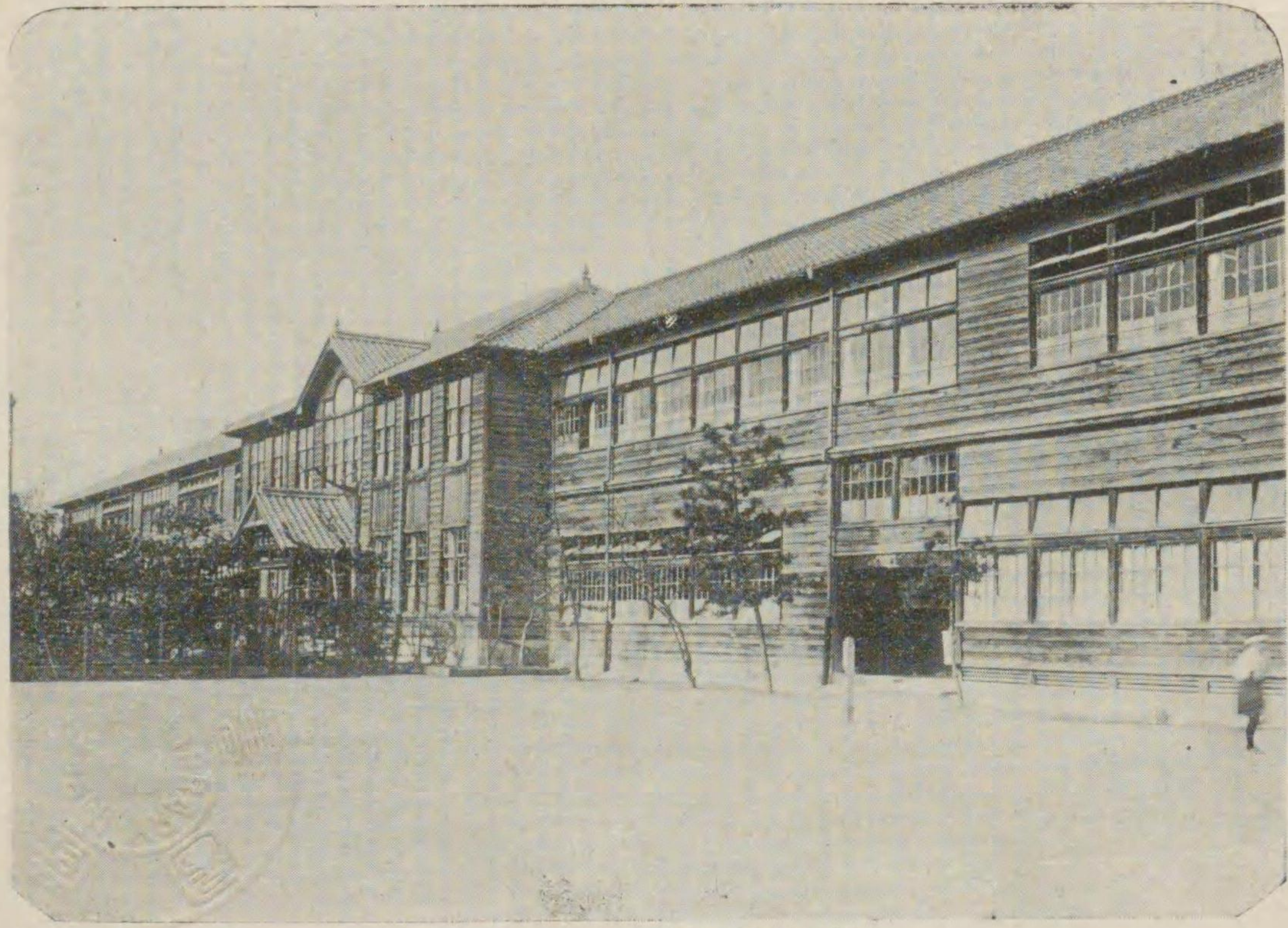
高松共濟會

大正七年九月米價調節會の事業を繼承して起り、同八年四月窮民救恤の思召を以て下賜せられたる御内帑金の一部を基礎とし財團法人組織となる。同九年四月高松獎學會の事業を繼承貧窮者就學獎勵學資給與矯風彰善等の事業を起し又同年より職業紹介所を設置し其他救療賑恤資金の貸與給與等社會事業の爲めに盡したが昭和四年四月高松市社會課設置と共に解散して事業を引継いだ。

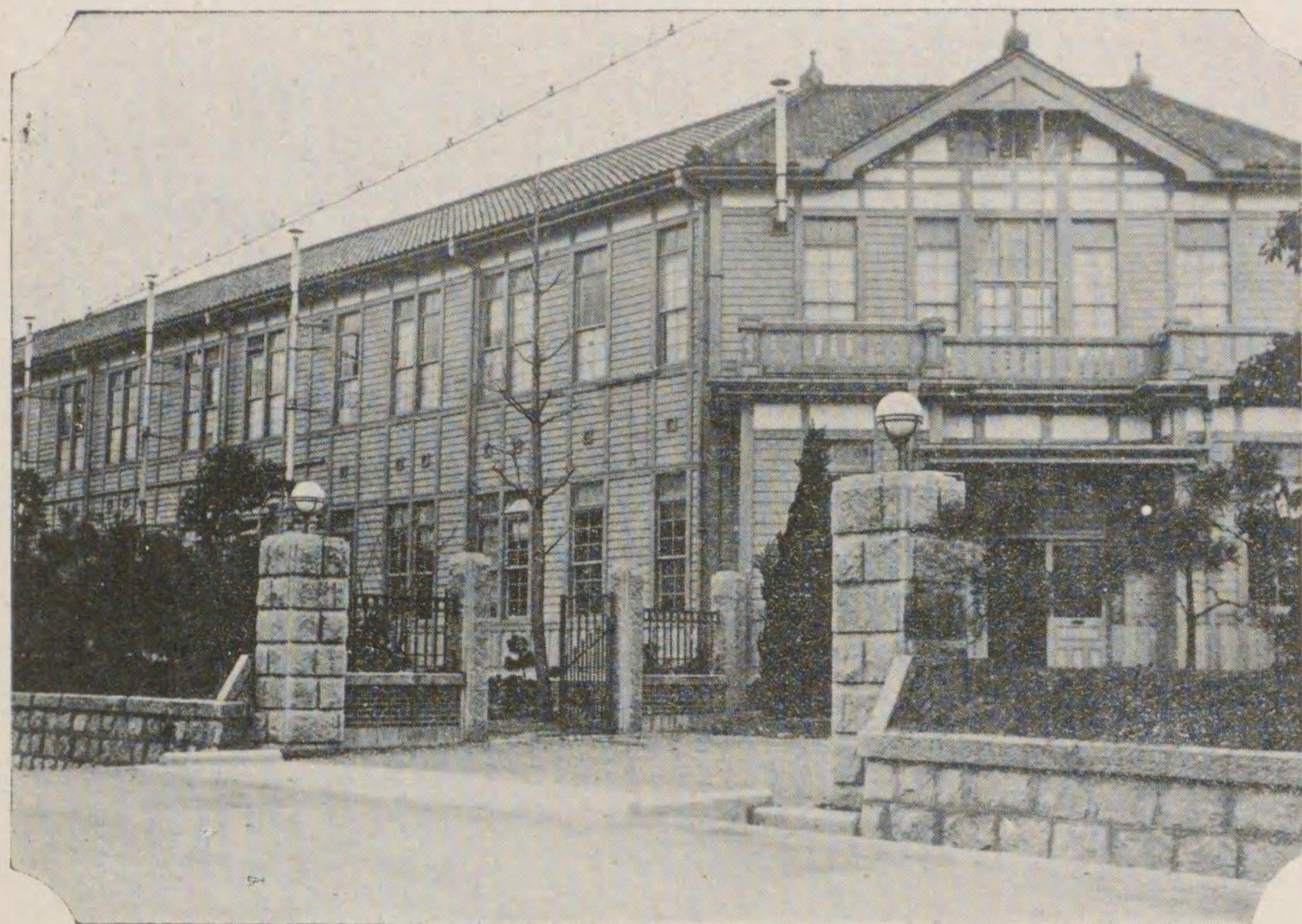
高松益壯會



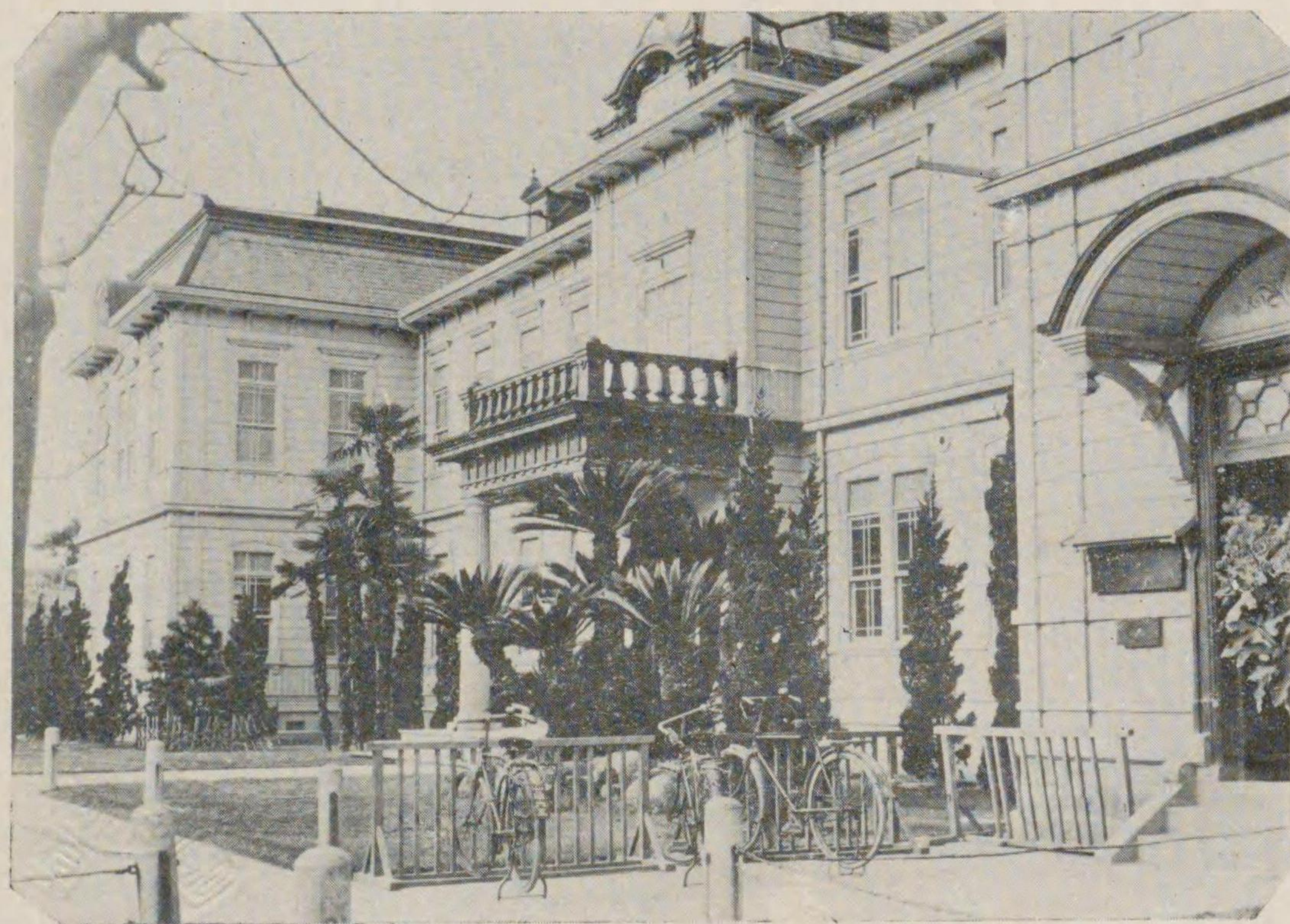
高松第一中學校



高松實科高等女學校



校學業商等高松高



館誠表會育教縣川香



明治四十四年七月創立首唱者久保駒吉四十歳以上の者を以て組織、道徳を基礎とし國粹を發揮し國教を維持し人心を統一し時務を講究し處世の大本を明かにするを目的とし學術講習、名士講演、先哲表彰展慕祭典敬老慰安等の事業を行ふ。伯爵松平頼壽を總裁に戴き初代会長赤松渡次は綾田桃三、目下古川清六郎、會員二百八十五名。

青 年 團

明治四十二年新瓦町青年團の創立を當市青年團の嚆矢とし次で大正二年龜阜青年會思德會青年部等起りしが大正七八年の頃に至り全市に完備、現在思德、東南、東、龜阜、中央、四番丁、東北、西濱、東濱、栗林の十青年團と是等の連絡統一を圖る目的を以て大正八年十一月設けられた市廳内の高松市青年團とがある。

婦 人 會

大正二年龜阜婦人會同處女會及思德會處女部の創設を其の初とし漸次發達大正十三年の頃全市に完備、現在二番丁新瓦町、中央、築地、四番丁、龜阜、鶴屋町、西濱、東濱、栗林の十婦人會と是等の連絡統一を圖る表誠館内設置の高松婦人會とがある。

青 年 訓 練 所

青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしむる目的を以て大正十五年七月一日設置目下四番丁、築地の二青年

訓練所がある。

新聞社

明治十五年一月五日當市に腰抜新聞發刊あり、日刊新聞の嚆矢とする。後幾何ならず廢刊南海日報之に次ぎ十八年廢刊、二十二年讃岐日報起りしも又廢刊讃岐實業新聞之に代り大正七年五月遂に四國民報となる。又香川新報は明治二十二年の創刊にして繼續今日に至る。其他大阪朝日、大阪毎日、大阪時事、山陽新報、中國民報、海南新聞、徳島毎日等の支局設置せられ尙多くの旬刊新聞があつて社會の爲め努力してゐる。

第三章 神社及宗教

第一節 概説

藤塚町に槻本神社といふのがある中古以來忘れられて附近の小數の人の外は祠の存在さへも知る人がなかつたが實は古社である神名帳には無いけれども延喜以前の古社である。今同名の神社を延喜式神名帳に求めると伊勢國多氣郡樺田槻本神社、飛彈國大野郡槻本神社などあるが何れもその起原についての考證は判然としてゐない。

仍て新選姓氏錄について調査すると左京皇別

坂田宿禰息長真人同祖 應神皇子稚淳毛二派王之後也 天淳中原瀛真人天皇(諡天武)御代出家入道法名信正近江國人 槻本公轉戸女を娶り男石村を生み母氏の姓を附して槻本公と曰ふ。男從五位上奈氏麻呂次從五位下豊成次豊人等白統 彌照天皇(諡桓武)延暦二十二年宿禰姓を賜ふ是に於て父の志を追陳し祖父生長之地名を取り槻本を改めて坂田宿禰を賜ふ今上弘仁四年同奈氏麻呂等朝臣姓を改賜也

とある。之れによつて考へると槻本氏は即ち坂田氏であつて我が近郷にも川邊氏の川邊神社(川岡村)成相氏の成合神社(一宮村)櫻井氏の櫻木神社(太田村)等が考へられる如く槻本神社は坂田氏の氏神であらう。即ち近江國坂田出の同姓の人が移住繁衍して之れを祀るに至り且つ坂田といふ地名を生むに至つたものではあるまいか。我が坂田といふ地名も往古は現在よりも餘程北の方へ及んでゐたやうである。

因みに續日本後紀承和九年六月紀に

讚岐國香河郡人戸主從六位上秦人部永機戸主秦人部春世等十人姓酒部を賜ふとあつて坂田の坂は酒から來たものであらうとの説もあるが如何のものであらうか。

中古以來戰亂のために諸社の祭儀は行はず神祚の制漸く亂れて氏神と産土神とは次第に混同し神社の盛衰は一に氏子の勢力如何と神領の多寡とに關係するに至つて古來の大神も遂にその名を忘れられたものあることは事實であつて特に槻本神社の如きは何時の頃にか香東川の暴漲のために社殿が流失したといふ口碑もあるからかかる状況になつたものであらうと頷かれる。

石清尾八幡神社の肇祀については或は延喜といひ或は養老といひ或は生駒氏が會て細川頼之の奉祀した土器村の田潮八幡を府城と共に奉遷したものであるとも云ふ。

さりながら先年太田村今里の土豪佐藤五郎左衛門の子孫といふ家で同所平石井神社の御由緒書が発見せられそれによると永正五年(一一六八年)までは今里も石清尾八幡神社の氏子であつたが祭禮の座席の争から五郎左衛門が此處へ御分靈申したと云ふのであり又無量壽院の古記録にも八輪島は八幡大神御影向の勝地であるといふやうなことが見えてゐるから相當古い御勸請と拜察する。王子神社及び愛宕神社の創建は建治といひ弘安といつてゐるが再興棟札に元龜元年とあるさうだからやはり元龜以前のものであらう。二社共に西濱城主岡田丹後守が造營し蓮華寺を社僧として代々崇敬したものであるが王子と申すのは紀州熊野の若一王子であらう。

天満神社には俗稱中野の大神と片原町の小天神とがあつて何れも社地は動いてゐるが生駒氏以前のものであらう。

多賀神社は江州多賀社の般若院が御神符を配るための旅宿で仙石時代の創祀と傳へられてゐる。

其他東濱の恵比須神社はその古宮などもあつて或は生駒氏以前の奉祀であらう。

斯く八幡神社、天満神社、王子神社、多賀神社等中古一般に崇敬せられた神社又は漁港常例の神社が開府以前より存在することは野原郷の昔を想像する上に尊い資料である。

藩主恒例の御社参といへば石清尾八幡神社道祖神、稻荷社、中野天満神社の四社であつた道祖神は江戸道中といふ役儀があるので藩中では特に崇敬したものである。

最も多く奉齋せられてゐるのは琴平神社で或は一社に或は合祀に到る處に拜せられるのは流石に金毘羅様のお國の城下であると思はせる。

最も由緒ある寺は無量壽院である。行基の建立と傳られ弘法大師之を修造して勅願所とし觀賢僧正の奏上によつて寺門は愈興隆したのであるが大師の弟子で嵯峨法輪寺の開祖道昌は香川郡の秦姓の人であり、觀賢も理源大師の高足で香川郡坂田の秦姓の人である且つ坂田に在つた此寺に幼時遊戯してゐた逸話もあり特に過去帳の上では當院第一世の住職と數へられてゐるのであるからこの寺が輝くのも無理ない事と思はれる。由來坂田は上古より著名な處で平安朝に出來たといふ日本靈異記にも聖武天皇の御代の此處の富人の話が出てをりこの話は當時の信仰状態を物語るのみならず住民が農耕をしたり海へ出て、釣をしたり山に入つて薪を拾ふなどの地理や生活状態をも窺ふことが出来るが斯様な所にこの寺あるは不思議でもないことであるとして三代物語には「中葉寺ヲ中ノ村ニ遷ス又八輪島ニ徙ル又之レヲ城南ニ遷ス五六轉シテ其ノ居ヲ安ンゼズ正保中今ノ地ニ徙ル」とあるが是等については後に譲り後宇多院御領目錄にある如く野原郷

は大覺寺の莊園であつて龜山院から御子後宇多院へお傳へになつたものである。然るに龜山天皇は特勅を以て無量壽院を御造營あり御祈願所と遊ばしたことは同院の縁起にあることである而して後宇多天皇は大覺寺殿と申上げた帝であるがさてその大覺寺の塔頭唯一の由緒寺院で現今別格本山の覺勝院が坂田を知行してゐたことは甘露寺大納言親長卿の左の日記に見る通りである。

文明四年十一月十五日覺勝院良助自讃州知行分坂田庄坂田庄上洛茶々丸愚息同道年中可遂出家云々

註 大系圖良助者親長卿弟也親長子有覺勝院了淳僧正茶々丸是乎

文明十四年三月十二日覺勝院僧正良助今日下向讃州坂田庄自去年在京也

應仁亂後京都の疲弊につれ地方の縁故に赴かれる者の多かつたことは事實であるが此記事並に大覺寺と無量壽院との關係については猶一考を要するものがあらう。無量壽院は八栗寺をはじめ今日の木田香川兩郡に亘つて元多數の末寺があり阪田野原兩庄に於て關係の遺跡と稱するものが散在してゐる所から往古の状態を推察することが出来る由來阪田には寺跡と傳へる地が頗る多く觀空寺跡からは奈良朝時代の古瓦も出土する是等の中にあつてこの寺が權輿をなすものであらうと考へた時にその古刹たることを知るのであるが其後時代の推移によつて寺領を失ひ又何かの事變によつて遂に寺地の移轉をも餘儀なくせられたのであらう。

本門壽院は智証大師の開基で摺鉢山上にあつたが長會我部に焼かれたといふのである。生駒高俊は之れを山下に再興して外祖父藤堂高虎の靈像を安置したが松平氏は之れを將軍家代々の位牌所とし領内寺院の首座とした此處は高松城の裏鬼門に當るのである。

行泉寺寺は何時の草創であるか判明しないけれども元は眞言宗であつて槻本神社の別當をしてゐたのである。

吉祥寺は應徳二年（一七四五年）の草創といつてゐる。

常福寺は初め松林庵と號し法然上人當國配流の時その化導によつてこれも流寓の一武士が出家して糸濱に創立したものであるといふ。

香西氏時代となつては曆應四年（二〇〇一年北朝の年號を用ゐてゐる）大的場の邊に眞行寺が建立せられたとあるが開基正賢は香西氏の族飯田中の城主藤井將監の季子であつて當寺が四國に於ける眞宗寺院の最初であるといつてゐる

猶又附近には大安寺といふ古寺もあつたやうである。文安元年（二一〇四年）建立の蓮華寺は香西氏の部將岡田丹後守の荷担によるものであると共に一時阿波の三好氏の祈願所となつたのは三好氏が細川屋形に代つて權柄を執り東讃を奪つて香西氏も之れに和同した時代のことである。

善昌寺は天文十一年（二二〇二年）善昌庵として建てられたもので當時は香東川の寄洲で地藏原と呼ぶ火葬場であつたがその地藏が宮脇の地藏原の地藏であるといふ。

其他淨願寺、見性寺、本典寺、福善寺、妙朝寺、勝法寺、深妙寺、安樂寺、大本寺等は生駒氏の時當地に移轉又は建立せられたものである。その内前城地宇多津より移つたものは淨願寺、法泉寺、日妙寺等であつて時代の前後はあるが坂田から來たものには福善寺、深妙寺、觀音寺（廢）靈源寺、西福寺、高善寺、德善寺等がある。この外移轉し來つたものには或は庵治或は檀紙前田池戸川東府中丸龜高瀬福家新居淺野等を前所在地として擧げることが出来る。

檀越其他の縁故からいへば法泉寺は生駒親正が秀吉の歸依僧のために建立したもので弘憲寺は親正の墓所に古刹法動寺を

移轉再興したものの福善寺深妙寺は甲斐武田氏の族本典寺は甲斐秋山氏の族西福寺は伊豫河野氏の族妙朝寺、本覺寺地藏寺、大本寺は何れも生駒氏重臣の建立である。

元來豊臣秀吉は禪宗を信仰したのでその關係筋には禪宗が多いが生駒氏もその部類であらう。當市の禪寺では曹洞宗の見性寺臨濟宗の法泉寺の他は松平頼重の建立であるが之れは頼重が幼時京都嵯峨天龍寺の塔頭慈濟院で手習をせられた緣故もあるからであらう。

同時に又淨土天臺二宗の寺院を取立てられたのは該宗が宗家徳川氏の宗門であるからであり。眞宗に對しては頼重の五女萬姫が興正寺由常の室となり又佛光寺門跡堯庸上人は頼重の猶子であつた等の特別の關係があつた譯である。

眞言宗に至つては無量壽院が當地の開発に功ある古大刹で末寺が多く其他日蓮宗の廣昌寺は頼重の生母久昌院の菩提の爲めに建立せられたものである。

斯様な次第で當市には寺院の數も多く佛教は甚だ盛んであつた。

序でながらこゝに一つの史料がある。行徳院の前身山内村福家の來迎院の鐘が今周防國大島郡蒲野村大字東三浦松尾寺にあることと阿波國勝浦長柱長福寺の應永廿五年の銘ある鰐口が濱ノ丁蓮華寺にあることで前者は香西氏が大内氏と提携し後者は同じく三好氏と和同した頃の交通史を物語るものである。

基督教の傳來についてはバアゼスの日本キリスト教史中に左の記事がある。

一、西紀一六一四年(皇紀二二七四年)バルタザル、デトレスといふ宣教師が大坂に隠れてゐたのを大阪の信者が讃岐に遁がした。

一、同一六一五年ゼスイットの宣教師が讃岐を訪問した。

一、同一六一七年七月十六日讃岐に於て一人の熱心なる信者アントニオ市原孫右衛門が高松に於て信仰のために殺された。其翌日其子フランシスコ(四才)が殉教した。

アントニオは肥前の生れで元武人であつたが商人となつて高松に住んでゐたものである。

一、同一六一九年ゼスイットの宣教師がまた讃岐を訪問した。

一、同一六二一年ジオといふ宣教師が讃岐を訪問した。

一、同一六二三年播磨にゐた宣教師が備前、備中、備後、安藝、周防、長門、四國即ち讃岐を訪問した。

一、同一六二五年ポロといふ宣教師が讃岐を訪問した處が高松の住民が秘跡を授かるために非常なる熱心をあらはした。

而して讃岐にも會堂(複數)があつたと書いてある。

西紀千六百十四年は慶長十九年で生駒正俊の時代であるが徳川家康が天主教を嚴禁したのは慶長十六年であつてその頃からいふ事實があつたのでそれより前後の状況については今詳細を記し得ないが讃岐は近畿と九州の中間で岡山に近く十河氏は阿波と香西氏は山口と各特殊の關係があり小豆島は小西行長の所領であつた等切支丹の先進地との交通事情から考へると相當の信者があつたものであらうと思はれし實際舊藩時代の記録は相當にあるが今は之を省く。

中野町澁柿地藏及び西濱新町松岩寺等には切支丹燈籠ではあるまいかと思はれるものも現存する。

猶又明治三年正月から同六年三月まで長崎の浦上の天守教徒の一團を當市に收容したことがある即ち明治二年十二月官

命を以て同地の改宗を肯ぜざる老若男女三千餘人を全國二十一藩に分ち預けたのであつたが我が高松へ来たものは總員五十四名で初め内町の今の鶴屋町小學校の邊にあつた町奉行所の牢屋へ入れ後には濱ノ丁の船藏の南にあつた船の作事場へ移したやうであるが其間強情なものは六番丁馬賣場の小屋其他へ入れられたものもあつた様子である。

さる程に明治十六年岡山の組合派宣教師ケリー氏出張して始めて説教あり同十八年には同派傳道師定住し同十九年南鍛冶屋町に講義所を設けた是歲カトリックも亦岡山からフランスの神父が内町へ出張布教してゐた而して此頃高知から板垣退助片岡謙吉等基督教の信者で自由黨に屬する名士が黨勢擴張のため來高するに及んで之れに接する人々の中に信者を生ずる一方英語を學ぶ人の中にも追々信奉するものが出來、明治二十四年組合派は中絶したが日本基督教會の講義所が鹽屋町に開かれた同二十五年兵庫町に移り同二十六年丸龜町にも説教所が新設せられた。此間に米人グラハム氏定住宣教師として來り同三十一年ブカナン氏之れに代り同三十八年エリックソン氏來任して今日に至つてゐるが、其後組合教會も再興せられ日本メソジスト、カトリック、ホーリネス等順次來つて會堂を開くに至つたものである。

宗派神道は明治七年千家尊福の先づ來つて大社教を傳へたるに始り同九年西内町にその分院を見るに至つたがこの年黒住教はその第一分社を堀川に設け同十二年一番丁に教會所を建築した爾來修成派、天理教金光教等も續々教會所を開いて今日に及んでゐる。

第一節 神社

石清尾八幡神社 宮脇町

縣社であつて當市の産土神である。境域二千四百三十坪

正殿方二間半 中殿三間ニ六間 拜殿五間ニ八間 神樂殿二間半ニ三間 隨神門二間四尺八寸ニ四間二尺五寸 神庫二間半ニ四間 社務所三間ニ四間半

祭神は應神天皇仲哀天皇神功皇后の三柱であらせられる。

境内末社には神明神社(天照皇大神)若宮神社(仁德天皇)高良神社(武内宿禰)御先神社(猿田彦命、天鈿女命)北口神社(當社神官友安治部同刑部)廣瀬龍田五社神社(級津彦命、級津媛命、若宇迦乃賣命、少彦名命、大歲命)並に境外末社三十一

肇祀は詳かでない松平頼重の再興棟札(寛永廿一年皇紀二三〇四年)には延喜十八年(一五七八年)始めて神廟を茲にトすとある。生駒氏の時土器村の田潮八幡宮を此處に合併したのは事實であらう。

寶物も舊藩の記録には延慶二年十一月六日(一九六七年)と記された經箱應永八年二月十七日(二〇六一年)の奥書ある大般若經、同十五年七月一日の奥書ある五部大乘經圓座村長福寺藏の青龍等があるがそれ等の現存しないのは明治初年神佛分離の際處分せられたのであらう。

細川頼之制札同寄附の兜同花形馬面同螺鈿鞍同木鐙細川清氏所持の征矢文明十二年九月八日(一一四〇年)の銘ある散樂面古作の還城面及び龜山廟の古額(竪二尺横九寸厚一寸寛政典籍書)等は鄭重に保存せられてある。

社地も生駒氏の時は高遠にあつたが頼重が麓に引いて本社より末社に至るまで新規に經營し社殿は鶴岡を模し祭禮は石清水に據つたと云ふことである。高遠と記録にあるのは高塔山のことであらうがその何れの所であるかは明證がないと

共に英公實錄正保四年の條には生駒氏の時馬場崎御旅所あり云々とある。

社領二百二石六斗五升 社僧 五智院供僧福壽院、淨光院、覺王寺、觀音寺、圓滿寺、西願寺は維新後皆廢せられた。

中野天滿神社 天神前

俗に大天神といふ。郷社である。

境域二千二百二十坪 本殿二間二尺ニ二間 幣殿二間ニ三間 拜殿二間半ニ六間半 御供所二間ニ三間 神樂殿二間ニ三間 神庫二間ニ一間 神門一間五尺五寸ニ二間其他社務所がある。

境内末社に筆神社(菅公)琴平神社(大物主命、宇迦之御魂神、崇徳天皇、東照宮、野見宿禰命、豊受姫命)松尾神社(大山咋命)がある。

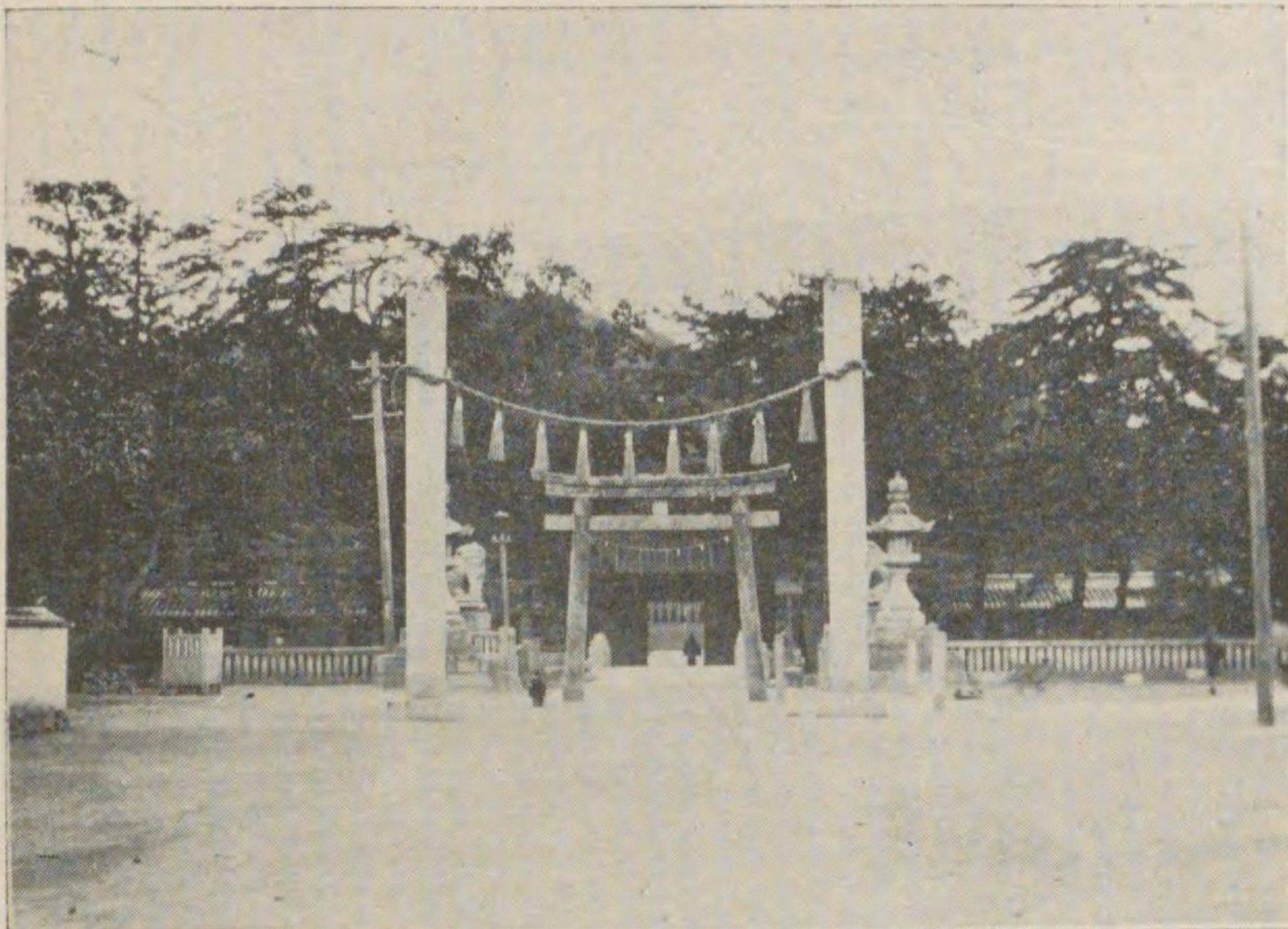
當社の創祀は詳かでない初めは紫雲山麓中野町稻荷社の地にあつたが生駒一正が此所に移したといひ頼重公に至つて之を宏大にせられといふ。

入口に膾炙せるは菅公水鑑御影であつて御左遷の途次下笠居村牛ヶ鼻浦で香西平賀の漁夫孝子某に賜うたもので其裔平賀權平から城主香西資村、資村の女婿福家資俊、福家氏城下の來迎院、高松の愛行院を経て同弘憲寺藏となつてゐたものを頼重公の所望によつて遂に當社に安んぜられたものであるといふ。裏面に

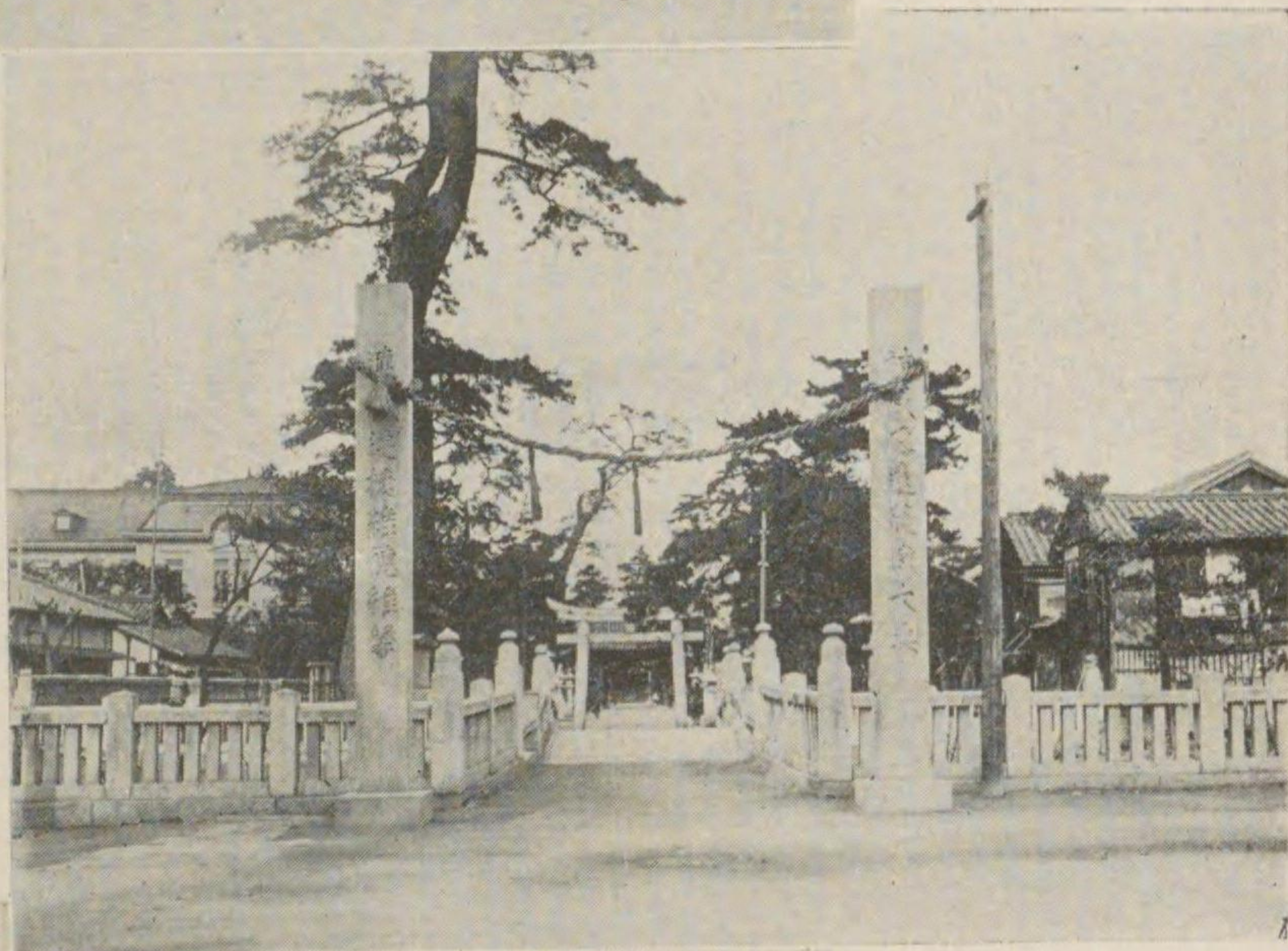
天神自筆之影一幅中村天神社令寄進之者也

寛文十二年九月廿五日左近衛少將源頼重花押とある。

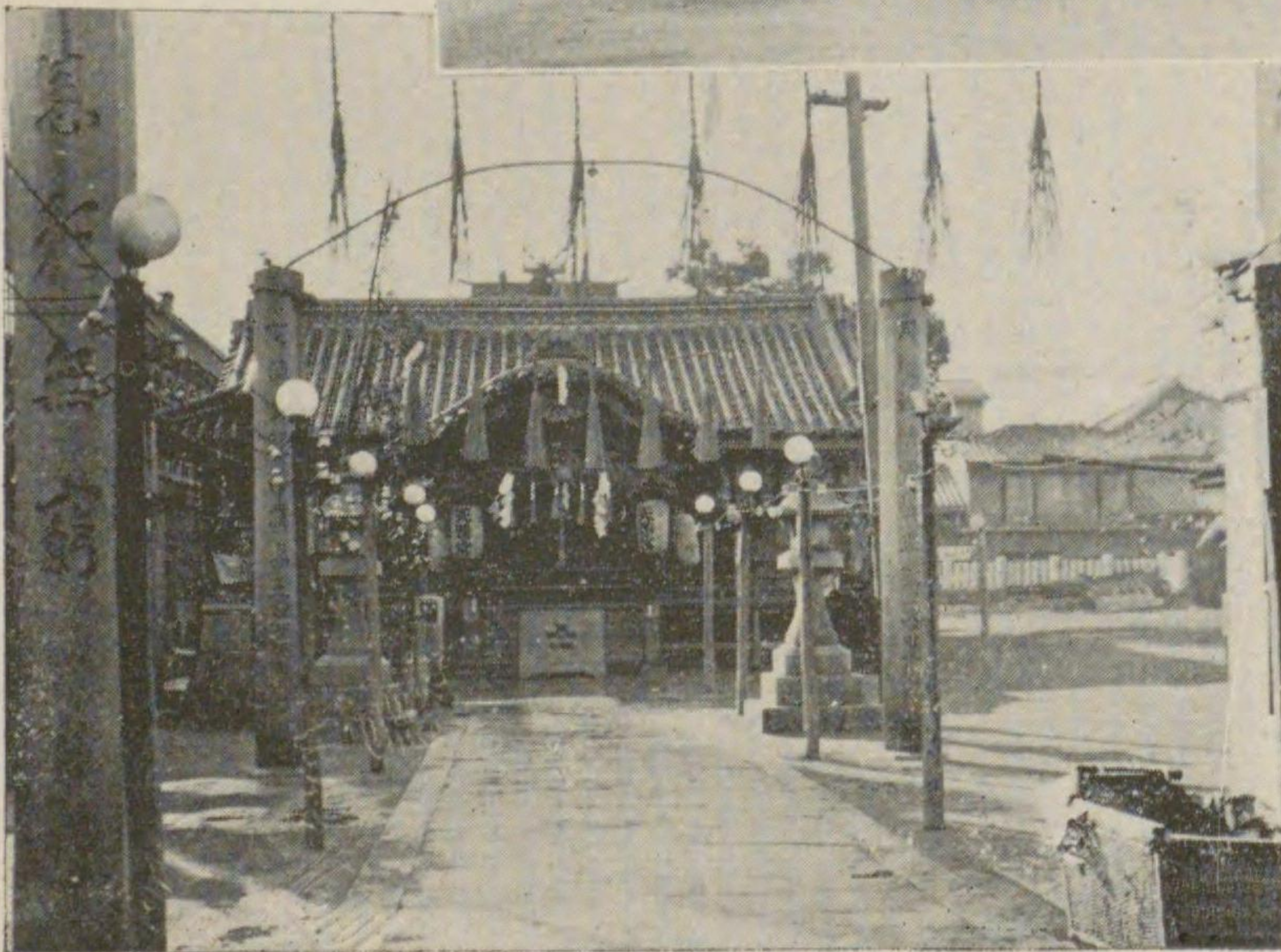
石清尾八幡神社



中野天滿神社



華下天滿神社



今の社務所の地に別當鶴林寺があつた。廟の東に本殿四尺二寸ニ二尺の小堂があつて筆神社と崇めてゐるが口碑に昔生駒公築城の當時こゝが香東川筋の大淵であつたが陰陽師の占によつて一字一石の法華經を埋め其上に板に天神の御影を影して置いた所が漸く埋めることが出来たので其所に小祠を建てたのであるといふ。

松尾神社は京都葛野郡松尾村に御鎮座の大山咋命で大國主神の御子御母の市杵島姫命であらせられ稻穂を用ゐて酒を造ることを教へられた神である。大阪、京都等の天満宮にも皆勸請してある。

この地は元雜賀氏の城砦であつたと傳へる。

華下 天満神社 片原町

元の愛行院の境内であつて境域三百四十五坪餘 正殿一間半ニ二間 中殿二間ニ三間 拜殿三間ニ五間 村社である。境内神社は稻荷神社(豊受比賣神、天照大神、大國主命、宇迦之御魂神、稚産靈神)琴平神社(大物主神、崇徳天皇、大山咋神、建雷槌神、經津主神、事代主神)である。愛行院は山伏頭であつたが維新の際廢した。

社記其他の記録によると菅公が任滿ちて去られる時當地の精舎即ち長命寺の住持増圭に自畫像を贈つて別を惜ませられたが公薨去の報に悲んだ里民は報恩の爲一社を建立して之を祀つた其處は今の社地よりも二丁計り東の中黒といふ所であるといふ。生駒氏築城の時河水止まらずして工事を妨げたが靈夢によつて圓石廿五箇を當社に納めて祈つた所が驗があつたので北向天神と呼んで御城の鎮守とし祭田一石二斗を福光邑で寄進したこの田が即ち今の福田町であるといふ。一旦神影を失してゐたが延寶元年のこと藩士西川藤左衛門久邦といふもの或夜夢心地で白衣の人から神影を授かり大切に保存する中更に「ねがはくは花の下なる名に住まん」といふ靈夢があつたので此頃風流人が會して連歌するゆゑに俗

に花下宮と呼んでゐる長命寺の天神祠へ納めた所それが不思議にも囊に失つてゐた當社の神影であつたといふ其後寺も頽廢してゐたが寶曆元年の暮から町家中共に御勸化があり公儀の御修造によつて翌年二月廿五日木の香新らしく御遷宮になつたが其仔細は頼恭公の姫君が或夜の夢に天神様が北向に立たれて御手づから梅花を賜つたので翌朝何心なく此事を父君へ御物語の處その翌日江戸から姫君加州へ御縁組の事を申越された。抑も前田家は菅原氏で家の紋は梅鉢である天神様が北向に示現遊ばしたといふことは正しく姫が北國前田家へ向はれる御靈夢であらうといふので早速北向の天神やあるとお尋ねになりかくは俄に御取立になつたのであるといふのであつた。遮莫頼重の時明曆三年愛行院の願に依つて天神拜殿建立のため八月七日石清尾山材木三十本を賜つたことは公簿に在る事實である。

槻本神社 藤塚町

村社であるが國史見在の社であつて本市最古のものであらう。境内五十一坪、正殿方一間、中殿方二間、拜殿二間＝四間祭神は古事記開卷第一の高御結神 天御中主神 神御結神の三柱であらせられかく造化三神を奉齋せるは稀なる御社と申すべきで生々發育の御神徳を畏みてお祀り申すべきである。

一時森本神社と稱してゐたが明治十一年十一月廿三日槻本神社に復し、同十三年十二月村社格となつたものである。讚岐名勝圖繪には

森本明神 當社肇祀未詳初宮脇村にありて大社なり境内に弘法大師阿伽水を掘りけるといふ今其處に井存す野原庄の惣氏神なり其後社殿も大破に及びたれど造營する人もなくなりしに依て此所(上ノ村)に遷せりこゝは往古より森本免といふ按ずるに社領たりし故ならん其後當社を又行泉寺(宮脇村)境内に遷し社地を田畑となせしかど奇怪の事共多に

より此所にも小社を建て、祀り來れり今宮脇村に地藏堂あり其處を地藏原といふ往古明神の馬場跡なりといふとある。

行泉寺の記録には

森本大明神傳來寫

神躰座像 長二寸五分

右往古は長十八間一尺 横十二間一尺横十二間一尺

下田七畝十七歩 明神敷

右の場所東濱村瓦焼(瓦町)南の端に森本免御座候 抑森本大明神と申者讚岐廿四社の隨一にて庄内鎮守別當行泉寺と申社僧にて有之候何年の頃か森本宮並に別當行泉寺も只今の宮脇村地藏原邊へ遷宮被致南向にて有之其馬場筋を赤鳥井通と申し宮脇家並南の方を今に言傳ふ然る所養老年中行印沙門石清尾八幡宮建立中興細川公再興後より自然と是を氏神と崇め給ふ依之森本明神信仰之輩減少と成右に付行泉寺も難立行住職する人躰も無之併瓦焼南に宮敷地斗殘株之小社に相成寛文七年庄内御檢地御改の節鈴木善兵衛殿へ右社地古來より除地に御座候御檢地御用捨被下候様にと所の庄屋木村半三郎願出候所少々でも無檢地には難成竿位にて用捨致由に付下田九歩御檢地に有之上ノ村にて替地被下候尤替地被下候年月相分り不申候得共只今上ノ村に森本免と申傳有之候右初發棟札等は享保年中焼失の時焼失仕候由に申傳候只今宮脇村に地藏原と申處有之候其中に地藏堂有之候是を森の地藏と申傳候森本明神の舊地に依て地藏堂も除地にて只今に有之候由にて毎年九月廿九日宮脇村百姓惣代として古來より組頭長百姓の者共罷越尤も初穂壹封並に鏡

餅二重御酒壹樽自坊に於て肴並に御酒出し來候其祭禮御札宮脇村へ配付是は驗入之者役し來候然る處天保二卯年嚴敷御省略に付郡諸入目等相成らず候に付右備物等も相止め候得共只今に毎年祭日には淨瑠璃角力等有之候尤門前行灯燈方備物御等酒も村方より取扱候事

棟札寫

奉再建森本神社一宇

國家安全祈所

世話人

宮脇村庄屋 藤左衛門

同所三木屋 林右衛門

弘化二乙己年五月十五日供養

最勝院 尊雄代

讚岐國官社考證には

符宣抄云々太政官神祇官正位上槻本ノ地祇坐讚岐國今奉授從五位下延喜廿年二月五日下

編纂人曰此神も何處に座すかさだめがたしツキノモトノクニツカミと訓むべきか今香川郡東上ノ村に森本荒神と云ふ小祠あるを土人式内の社といへりこの槻ノ木に由あるか香川ノ郡の式社は一ノ宮田村神社の外はかつて無きをかく云ふは古へ官より神位など授け奉りし事を誤り傳へたるものか猶よく考ふべし

とある。さて里民の注意も漸く加りて明治十一年に至つて當社世話人惣代から

往古より槻本神社に無相違由老人共より申傳にも有之加之去明治八年二月頃當村役人該社地御取調之際同社世話人之内一名立會したる所村役より同社者槻本神社と稱傳候義に付槻本にては無之哉と被尋候處其節も字森本免に有之故何の心得も無く誤て森本神社と申出致候段大に恐縮致候云々

といふ社號復舊願に依て開届けられたものである。次で明治十二年に作られた田村神社稱宜細矢庸雄の槻本神社略考には

何れの御代頃の創立にや詳かならねど正六位上天津高結とあるに據りて考ふるに、文徳天皇御記に曰く「仁壽元年正月庚子詔天下諸神不論有位無位叙正六位上云々」とありてはや仁壽元年正月に正六位の上に宣下なし朝廷の御録に載られ御祭典行はせ賜ふ神社故延喜二十年に重ねて神位増加なし給ふことは知られたり(中略)されば此窺原郷は更なり此近村まで皆氏子にても有ぬべし(古老の口碑に云ひ傳ふる處も亦かくの如くなるよしなり)然るに香東川の洪水にあひて其後跡形もなき數幸神同様にはなりたれど往古は上文云ふが如し」と述べ更に論して

類聚符宣抄に「正六位上天津高結槻本地祇坐讚岐國云々」とあるは全備なしたる文とも思はれず此符宣抄本文の外にも虫喰の闕字など間々見えたりされば其闕たる文義を試みにこれを補はんに先づ天津高結槻本とは天津神高皇靈神は槻本次に地祇何々の神は何の社然して讚岐國に座するべし其は上に天津神と有故此を下に受て地祇と見えて其後は脱文なるべしされば槻本は天津神に屬して地祇より以下闕文なりと知られたり

とある。要するに當社は初め窺原郷三條村即ち上ノ村字間ノ上(今樋ノ上と書く)の舊社地に鎮座しましたもので其後

荒廢したので何時の頃にか宮脇村地藏原に移轉再興せられたもの、敬虔なる舊里民の執着によつて主神は小祠ながらも依然として舊社地の附近に齋き奉られたものであらう唯近距離の移轉を経つゝ四度目が現社地であると云傳へられてゐる。

向良神社 松島町

境域間百十八坪 正殿五尺ニ八尺 中殿二間半ニ二間 拜殿二間ニ二間半 廻廊一間ニ二間半
祭神は向山周慶先生で寛政年間に我が讃岐の砂糖を創製して當時多大の國益となつた處から砂糖明神と崇められ明治十八年五月十九日茲に之を祀り同十九年三月社殿落成したものである。

東濱神社 東濱町

境内四百十八坪餘 正殿方一間 中殿三間ニ二間半 拜殿二間ニ四間半 下拜殿二間ニ三間 古宮と申すが法輪寺の裏にあつて頼重公時代の古圖にもある。

祭神は事代主命と大己貴命であらせられる。境内末社には住吉神、(少童命)金刀比羅神社(大物主命、天兒屋根命、崇徳天皇、猿田彦命)廣田神社(天照大御荒魂)和靈神社(山家公頼靈)がある。

惠美須神社 北濱町

境内三百九十五坪餘 正殿一間半ニ一間 中殿二間半ニ二間 拜殿四間ニ五間半
祭神は事代主命と大己貴命であらせられる。

境内末社には住吉神社(少童命、松尾神、猿田彦命、金刀比羅神)がある。

西濱神社 西濱町

祭神は大物主命と事代主命であらせられる。

境域百三十五坪餘 本殿三尺五寸ニ二尺八寸 拜殿三間ニ二間 釣殿方一間半 社務所六間ニ三間 明治四十三年縣道の南から北へ移つた世に西濱蛭子と申してゐる。

若一王子神社 西通町

境域三百六十九坪 正殿方一間中殿二間半ニ二間 拜殿三間半ニ二間 御輿殿一間半ニ一間 南神門九尺八寸ニ五尺八寸 西神門四尺ニ七尺 社務所六間ニ二間半

祭神は菟道稚郎子命であらせられる元は王子權現といひ紀州熊野の若一王子權現を勸請したものであらう。

境内神社に琴平神社、多賀神社がある。

正殿の棟木に元龜元年(二三三〇年)岡田丹後守清高再興と書いてあるさうだから創建の年代はかなり古いものらしく或は建治といひ或は天文といつてゐる。

所在地西通町を昔は高島町といつたさうであるが高島といふは岡田氏の子孫が改姓したもので其後松平家に仕へてをり明治になつても御祭禮には戸主が馬上で鎧を樹て、供奉してゐたといふ。

蓮華寺は當社及び愛宕神社の社僧であつたが是等の社寺は何れも岡田氏の建立といはれてをり籠原の昔を物語る資料であらう。

愛宕神社 西濱町

境域千三百九十四坪餘 本殿

本殿の棟木には元龜元年(一二三〇年)岡田丹後守清忠再興と書いてあるといふ。讃岐名勝圖會には當社は建治元年(一九三五年)五月廿四日岡田丹後守清高建立なり再興棟札今猶存すとある。

祭神火産靈神であるが元御本尊の勝軍地藏は燦たる金甲立姿の御木像で今も傍に安置せられてゐる。由來火の要鎮の神様でゐらせられるが風光明媚な海岸に在る所から舊曆六月廿四日の御祭禮は賑つたものである。

末社には住吉神社がある。

社頭の柳は古來有名のもので頼重公の時これを都市計劃の西限とせられたといふ。神社の記録に松柏といふのがあり拜殿の西南敷間の所に松の神木と稱へて七五三繩を張つてあつたこともあるといふ大木の残株があるがこれが柳即ち竹柏であつて竹柏を松柏と誤り傳へたものであらう。

多賀神社 花園町

境内二百十六坪餘 正殿方一間 中殿方一間半 拜殿二間ニ三間半 其他神庫神門社務所等がある。祭神は伊邪那岐命で古來御神像一座であらせられる。社記によれば

昔は千石氏領之比江州多賀社大順坊旅宿之節奉御鎮座候御神體也依之使僧代々取持之神旅宿之念持神に無紛候中興再建之節引受人と相談示萬一後世講中と不和に相成候得ば社法之通本坊へ可持歸答を以再興いたし候左有時は故障申人の子々孫々迄重き可蒙神罰候仍而別誓紙爲替取記畢

とあつて御由緒を窺ふことが出来る。今の社地は西南一町ばかりの所から移轉したものである。

八阪神社 鹽上町

境域二百七十六坪 正殿方一間 中殿一間半ニ二間 拜殿二間ニ三間半

祭神は素盞鳴尊で京都の官幣大社祇園様であることは云ふまでもない。境内に琴平神社があつて大物主命、崇徳天皇綿津見命菅原道真公を奉齋してある。

藤森神社 外磨屋町

昔は境内が方二百歩で藤蔓が繁茂してゐたから藤森といつたといふが今は百十坪餘で小さな藤棚が舊を語つてゐるやうに見える。境内に清水があつて今井戸と呼ばれて有名であつたが今は道路を隔てた某氏の邸内になつてゐる。祭神は竈處を司りたまふ清淨の神奥津彦命、奥津姫命の御同胞であらせられる。元和元年喜多村氏の祖村上某が大阪から此所に亡命した時既に此社があつたと云ふ。

正殿五尺ニ一間 中殿一間ニ一間半 拜殿一間半ニ二間半 境内には琴平神社がある。

戸隠神社 古馬場町

押開いて投げられた天岩戸が今の長野縣上水内郡の戸隠山になつたといふ山岳神話を持たせ給ふ國幣小社戸隠神社の御分靈で手力雄命が祭神であらせられる。

境域九坪餘 正殿一間一尺ニ五尺 拜殿二間ニ一間 境内には木里神社がある。

稻荷神社 中野町

境域百七十五坪 正殿方四尺五寸 社務所三間ニ二間半 拜殿一間半ニ三間 寶藏方二間

當社は寛保三年七月廿六日松平頼恭公石清尾八幡宮の北の傍に勸請し次で延享元年十二月廿六日こゝに奉遷したものである。而して此の地は元中野天満宮御鎮座の趾である。

稻荷神社 新瓦町

小學校の南裏に御鎮座あり境域二十四坪餘 正殿 間二尺ニ五尺 拜殿一間半ニ一間

祭神の保食神と申上ぐるは稻荷大神のまたのみ名であり其他大己貴命と猿田彦命とを奉齋してある。

御先神社 中新町

境域四十二坪 正殿五尺七寸ニ二間 拜殿一間四尺ニ二間一尺

祭神は天孫降臨の御時御先導を承つた猿田彦命と同じく天孫の御伴をした後猿田彦を伊勢國までお送りした天鈿女命とである。

道祖神社 宮脇町馬場

境域七十八坪 正殿方四尺 中殿方一間半 拜殿二間ニ三間半

道祖神とは道路に關する諸の災害を防ぎ止むる神様の謂であつて御祭神に就ては種々の説もあるが當社は猿田彦命であらせられる此の地御旅堂を挾んで西に彌陀堂があつたが維新の當時之を廢せられた。

御先神社 中野町

境域十三坪 正殿一間半ニ一間 拜殿方一間半

祭神は猿田彦命と天宇賣命であらせられる此所が山麓で藩主の參詣に不便なところから石清尾神社御旅所の傍に奉齋せ

られ當社を古宮と稱へるといふさればこそこゝから栗林公園への小徑を殿様道と呼ばれた。

神明神社 西濱町

境域四坪 社殿一間ニ一間半

社號よりして御祭神の天照大神であらせられことは申すまでもないが今一方は水波能賣命をお祀り申してある。

三社神社 花宮町

境域三十五坪 天照大神 天兒屋根命 應神天皇を奉齋してある。

日和山神社 濱ノ丁

此邊に御船藏があつたので御船藏の金比羅ともいふ。鎮座まします小山は船倉を營む時堀下げた土を盛上げたものであつて日和見番を置いた所から之を日和見山と呼ぶ。元は松平家の私社であつたが文化の頃から公開せられたものといふ祭神は大物主命次に住吉の三神即ち表筒男命底筒男命と大山咋命、菅原道真公等であらせられる。

境内四百四十七坪正殿方四尺 中殿二間ニ一間半 拜殿二間ニ三間 神饌所一間ニ半間 社務所三間ニ五間繪馬堂一間半ニ五間である。

琴平神社 天神前

境域六十一坪餘 正殿方一間 拜殿二間ニ一間半 中殿神饌殿等がある。

琴平神社 西濱新町新開

境域十五坪 正殿方四尺 拜殿二間ニ二間半である。

金刀比羅神社 新材木町

境域三十七坪餘 正殿方二尺 拜殿一間四尺 二間一尺

水 神社 南新町

龜井水源の鎮守である。天保九年十一月の願を以て奉齋し同十五年七月社殿が竣成した。

祭神は伊邪那美神の御子であつて水の祖神にます 彌都波能賣神である。

境域五十一坪 本殿方三尺 中殿一間ニ一間半 拜殿二間ニ二間半及び社務所神庫等がある。

水 神社 西瓦町

境域七十一坪 正殿一間二尺ニ一間 拜殿方一間四尺であつて大井戸の鎮守である。

鹽 竈 神社 福岡町沖松島

境域百三十二坪 正殿二尺ニ五尺 中殿方二間 拜殿一間ニ二間

祭神鹽稚神は陸前の國幣中社鹽竈神社に鎮座ましまし彼の地で鹽を焼く道を教へ給うたといふ傳があり又海路守護の靈神として諸國の津々や水の濱に祀られてある神様である。今一方は稚産靈神であらせられる。

鹽 竈 神社 福岡町

境域五十四坪 正殿方四尺 中殿方一間 拜殿方二間

祭神は大穴牟遲命、綿津見命、少毘古名神、鹽稚命であらせられる。

蜂 穴 神社 西濱新町

祭神は伊豫國に鎮座まします國幣大社大山積神一名三島大明神であらせられる。

境域二十四坪 幣殿五尺ニ一間半 拜殿一間半ニ二間半である。

荒 神社 中野町

境域三坪社殿方三尺八寸 稚産靈神を奉齋してある。

荒 神社 鹽上町内間

境域十九坪餘 正殿方五尺 拜殿一間半ニ一間

祭神は穀物養蠶等の事を掌り給ふ稚産靈神であらせられる。

松 島 神社 松島町

祭神は稚産靈神と嚴島神社の御祭神市杵島比賣命とであらせられる。

境域三百七十八坪 正殿方一間 中殿一間半ニ一間 境内に琴平神社がある。

藤 塚 神社 藤塚町

境域二十二坪 正殿 中殿 拜殿等があり拜殿は二間ニ一間半である。

祭神は稚産靈神であらせられる。

當社は町名の起原をなす徳善寺内の藤塚をこゝに勸請したものである。

藤 之 木 神社 花宮町

境域五坪 正殿方四尺 拜殿がある。祭神は稚産靈神であらせられる。

當社は元字深田に鎮座せられたが明治十三年七月廿三日現今の地字中通に轉座したものである。

神木神社 栗林町

境域九十五坪 正殿方四尺 拜殿方一間半

祭神は稚産靈神と御子豊受姫神とであらせられる。

琴平神社 田町

境域百五十四坪二合五勺 祭神は大物主命、崇徳天皇であらせらる。

琴平神社 東田町

境域十坪 正殿一間ニ二間 祭神は大物主命、崇徳天皇であらせらる。田町南端の東裏手にある。

楠川神社 楠上町

境域二十一坪 正殿一間ニ一間半 祭神は稚産靈神であらせられる。

石槌神社 内町

境域三十坪四合八勺 正殿方三尺 拜殿一間三尺ニ二間 祭神は石土比古神であらせらる。

藤木稻荷神社 東濱町

境域三十八坪餘 稚産靈神を奉齋してある。

琴平神社 西濱町

境域二十九坪六合五勺 正殿方一間 拜殿一間三尺ニ二間 祭神は大物主命。崇徳天皇であらせらる。

秋葉神社

境域五坪 正殿二尺ニ三尺 拜殿がある。

祭神は火産靈神稚産靈神で元火防の神として江戸人に深く崇信せられた遠州秋葉山の秋葉權現を勸請したものである。

琴平神社 鹽上町

境域六坪 正殿方一間 拜殿方一間三尺

祭神は大物主命崇徳天皇であらせらる。

諏訪神社 栗林町

境域四十坪 正殿一間ニ一間半 拜殿一間ニ一間

祭神は官幣大社として信州諏訪郡に鎮座します。建御名方神で大國主命の御子であらせられる。

當社は古圖には鷹部屋の横にあるが明治十二年三月今の地に奉遷したものである。

第三章 佛閣

本門 壽院

宮脇町

天台宗延曆寺派

巖松山克軍寺と號く境域千五百二十三坪本堂五間ニ十二間本尊藥師如來護摩堂方三間 天長九年智證大師の草創で十七檀林の一醫王山延壽院金剛寺と稱し摺鉢谷に在つて今の穴薬師の上は金堂跡に當るといふ。天正年間長曾我部氏の兵燹

に罹つて佛閣僧坊悉く烏有に歸したと傳へるが寛永八年十一月生駒高俊が外祖父藤堂高虎追福のために之れを再興し谷殿に高虎束帶の影像を安置して醫王山閑松院克軍寺と號し寺領四十石を寄せた閑松院といふは高虎の諡號であり高虎が會て生駒正俊のために援兵を出して利有つた故に克軍寺と呼んだといふ。慶安四年松平頼重本堂及び護摩堂を建て將軍家の尊牌を納めて巖松山延命院金剛寺と改め更に蓮門院と改號して寺領百石を附した。寛文中まで無本寺であつたが元祿十二年六月下野國輪王寺に屬し寺號を克軍寺の舊に復し院室を攝して本門壽院と呼んだ。又山王社を境内山手に建て信長秀吉家康の三將を祀つてあつたが文化十二年松平頼儀屋島神社を營むに及んで之れを廢した。

行 泉 寺 宮脇町 天台宗寺門派

福聚山と號く境域二百五十八坪 本堂方三間 本尊十一面觀音

往古は量濱村即ち瓦町の南にあつて森本神社の別當で眞言宗の處延寶四年天臺宗實相院の末寺となつた姥池は當寺の有であつた。

金剛峯寺讚岐別院 築地町 眞言宗高野派

境域一千三百十四坪 本堂十三間=七間 本尊釋迦如來 地藏堂方三間

高野山で東之坊と稱へたのを大正五年五月三十一日當地に移轉して今の如く改稱した。

大 護 寺 天神前 眞言宗高野派

神光山得勝院といふ、境域千五百坪 本堂方六間大師堂五間=四間 本尊大元帥明王

延寶三年(二三三五年)木村四郎左衛門沙門圓光を請じて内町に一字を建立して藏六庵といひ後宮脇に移つて法壽庵とい

つたが松平頼豐等身の大元帥明王を造り義天に命じて其壽福を祈らしめた享保四年今の地を賜ひ同十年輪奐成つて田百石を寄附せられた。山門の額神光山の三字は京都大通寺の南谷の書である。

一 成 院 築地町 眞言宗高野派

海印山と號く境域九百五十九坪餘 本堂方五間 本尊大日如來 大師堂方四間 西國堂三間=一間 四國堂方二間 地

藏堂方一間

享保年牛惠岸の草創で其後沙門印山修造して一成庵といつたが松平頼儀より院號を呼ばしめた。

大 日 寺 西濱新町 眞言宗高野派

日光山と號く、境域五百三十六坪 本堂二間=三間 地藏堂二間半=二間

俗に焰魔堂と呼ぶ正徳二年(二三三二年)魚肆山三郎の建立で靜息庵と稱し同人は後剃髮して淨清と改めこゝに居る。大

正元年大日寺と號した。

無 量 壽 院 御坊町 眞言宗御室派

紫山隨願寺と號く、境域六百二十一坪餘 護摩堂 三間=四間 聖天堂四間=一間 地藏堂方三間 大日堂二間半=二

間五寸

當寺は讚留靈王の退治せられた惡魚菩提のために聖武天皇の御時行基が紫雲山麓に建立したといふのである。弘法大師之れを修造して勅願所とし眞言傳法の談議所とした。觀賢僧正當寺の附近に生れて一代の高僧となりその奏上によつて宇多法皇の御祈願所となり爾來醍醐朱雀村上白河後嵯

峨龜山後花園等御歴代の叡信を辱くし山號も元紫雲山と稱したが觀賢僧正十三回忌に朱雀天皇より勅使があり紫衣を賜つたので紫山と改めたと傳へる。觀賢を中興開山とし覺道宥範増咩等の碩徳止住して凡そ文明の頃までは創立の地坂田に在つたが其後何時の頃にか野原庄北端の洲即ち後の城地に移轉してゐたが築城に際して今の高松驛の西北に移された往古は一箇獨立の本山であつたが寛永十九年仁和寺の末寺となり明暦元年仁和寺宮の所望によつて藩主より寺地を淨願寺の南に與へられたが寛文七年其處に修理様屋敷の新築せられるに及んで當時禁制の日蓮宗不受不施派大乘寺跡の即ち現在の地へ移轉したものである。創立の地が坂田の何處であつたかは明瞭でない櫛股の西といひ觀興寺の附近といひ或は栗林公は園の北ともいつてゐるが兎も角も紫雲山といふ山の名は當院山號の移つたものであらう。

蓮華寺 濱ノ丁 眞言宗御室派

海寶山慈眼院といふ。境域六百九坪餘 大師堂四間半ニ十二間 焰魔堂五間半ニ二間 本堂方三間本尊正觀世音である元愛宕社王子社の社僧である。

緣起によると文安元年(一一〇四年)僧空山の草創で初め蓮華堂といひ文明三年(一一三二年)岡田家再興して蓮華寺と號し其後十河一存の祈願寺となつてゐたが長曾我部勢に焼かれ更に岡田氏によつて復興せられたとある。而して殘存せる古瓦には左の如く刻してある。

讚香東西濱觀音堂建立岡田丹後守清忠再興同藤左衛門尉吉忠再興同庄兵衛尉正次再興高島甚左衛門尉治良改岡田爲高島 承應申午三年初春日

又所藏の鰐口には次の様に刻してある。

阿波國勝浦郡長柱長福寺常住

應永二十五戊戌二月日願主蓮眞敬白

吉祥寺 濱ノ丁 眞言宗御室派

平照山安樂院といふ。境域五百四十九坪餘 本堂六間半ニ六間 本尊聖觀世音聖天堂一間半ニ四間 應徳二年三月十日阿闍梨光雲の再建で中ノ坊と稱し延寶七年七月五日吉祥寺と改稱した。

多聞寺 野方町 眞言宗御室派

寶塔山最勝院といふ。境域三百一十一坪餘 本堂方三間半 本尊毘沙門天 大師堂六間ニ六間半 地藏堂一間 辨財天堂方三尺 開基不詳元祿年間再建した。古來より籠原の大黒と呼ばれた大黒天がある。

東福寺 三番丁 眞言宗御室派

長壽山如意輪院といふ境域四百八十八坪餘本堂五間半ニ六間聖天堂三間ニ二間護摩堂方二間觀音堂一間ニ一間半 往古は寶藏坊と號して弘憲寺境内にあり元祿二年東福寺と改稱し寛保二年九月今の地に移り延享元年堂宇を建立した此地初は法泉寺境内であつたが後に實相寺が建つてゐた。

行徳院 三番丁 眞言宗御室派

美溪山福生寺といふ。境域二百六十坪餘 本堂三間半ニ三間本尊不動明王 聖天堂二間半ニ一間 觀音堂三間ニ二間 綾歌郡山内村大字福家に在つて來迎院といひ菅公水鑑の御影を藏してゐたが頽廢に及んで増忍法師の時遂に片原町愛行院の有に歸したので發憤して移轉再興の志を遂げたその勤苦によつて仁和寺宮より行徳院と賜り福家の溪谷にあつた所